

令和2年度政策チェックアップ評価書

令和3年8月
国土交通省

令和2年度 業績指標別政策チェックアップ結果一覧表（業績指標：全143指標（細分類196指標））

○44施策目標の評価区分	○143業績指標項目の評価区分
① 目標超過達成	A 目標達成に向けた成果を示している
② 目標達成	B 目標達成に向けた成果を示していない
③ 相当程度進展	N 判断できない
④ 進展が大きくない	
⑤ 目標に向かっていない	

※実績値は現時点における速報値を含むものがあるため、今後変わり得る可能性がある。

○政策目標(アウトカム)		業績目標						
○施策目標(評価の単位)		初期値		直近実績値(3段階評価)		目標値		
○業績指標・関連指標 ※1 太字は「社会資本整備重点計画第2章」の指標 ※2 ◎は主要な業績指標		(年度)	実績値	(年度)	評価	(年度)	(年度)	
○暮らし・環境								
1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進								
1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る(評価④)								
◎ 1	最低居住面積水準未達率	4.2%	平成25年	4.0%	平成30年	B	早期に解消	令和2年
◎ 2	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国*、②大都市圏*)	① 42% ② 37%	平成25年 平成25年	42% 39%	平成30年 平成30年	B B	47% 45%	令和2年 令和2年
3	賃貸等が行われる公的賃貸住宅用地(100戸以上)における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率	84.2%	平成28年度	88.6%	令和元年度	A	平成28~令和7年度の期間内に賃貸等が行われる団地のおおむね9割	
◎ 4	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合*	2.1%	平成26年	2.6%	令和元年度	B	3.1%	令和2年
5	高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合	77%	平成26年度	75%	令和2年度	B	84%	令和2年度
6	都市再生機構団地(大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象)の地域の歴史遺産拠点化	0団地	平成27年度	112団地	令和2年度	A	100団地程度	令和2年度
7	空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合	0割	平成26年度	6.9割	令和元年度	A	おおむね8割	令和7年度
8	賃貸・売却用以外の「その他空き家」数	318万戸	平成25年	349万戸	平成30年	A	400万戸程度におさえる	令和7年
2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する(評価④)								
◎ 9	既存住宅流通の市場規模*	4兆円	平成25年	4.5兆円	平成30年	B	8兆円	令和7年
10	既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合	5%	平成26年度	11.6%	平成30年度	A	20%	令和7年度
11	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合	46%	平成25年度	53.6%	平成30年度	B	60%	令和2年度
12	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	11.5%	平成28年度	12.5%	令和2年度	B	16%	令和2年度
◎ 13	リフォームの市場規模*	7兆円	平成25年	7兆円	平成30年	B	12兆円	令和7年
14	マンションの建替え等の件数(昭和50年からの累計)	約250件	平成26年度	370件	令和2年度	B	388件	令和2年度
2 良好な生活環境・自然環境の形成、バリアフリー社会の実現								
3 総合的なバリアフリー化を推進する(評価③)								
◎ 15	公共施設等のバリアフリー化率等(①特定道路におけるバリアフリー化率*、②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合*、③ホームドアの整備駅数、④不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率*、⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率((i) 園路及び広場*、(ii) 駐車場、(iii) 便所)、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率*)	① 83% ② 約91% ③ 583駅 ④ 約54% ⑤ 49% ⑥ 44% ⑦ 34% ⑧ 53.5%	平成25年度 平成25年度 平成25年度 平成25年度 平成25年度 平成25年度 平成25年度 平成25年度	91% 97% 858駅 62% 59% 50% 37% 70.6%	令和2年度 令和元年度 令和元年度 令和2年度 令和元年度 令和元年度 令和元年度 令和元年度	B B A A A B B A	100% 約100% 800駅 約60% 60% 60% 45% 約70%	令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度
◎ 16	車両等のバリアフリー化(①鉄軌道車両のバリアフリー化率*、②乗合バス車両(適用除外認定車両を除く。)*におけるノンステップバスの導入率*、③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率*、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率*、⑤福祉タクシーの導入率*、⑥旅客船のバリアフリー化率*、⑦航空機のバリアフリー化率*)	① 60% ② 43.9% ③ 3.9% ④ 1,699台 ⑤ 13,978台 ⑥ 約29% ⑦ 約93%	平成25年度 平成25年度 平成25年度 平成29年度 平成25年度 平成25年度 平成25年度	74.6% 61.2% 5.5% 1,081台 37,064台 48.4% 99.1%	令和元年度 令和元年度 令和元年度 令和元年度 令和元年度 令和元年度 令和元年度	A B B B A A A	約70% 約70% 約25% 約2,100台 約44,000台 約50% 100%	令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度
◎ 17	高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率*	41%	平成25年	42%	平成30年	B	61%	令和2年
4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する(評価②)								
◎ 18	全国の海面処分場における受入可能年数*	約8年	平成26年度	約7年	令和2年度	A	7年以上を確保	毎年度
5 快適な道路環境等を創造する(評価④)								
◎ 19	市街地等の幹線道路の無電柱化率*	16%	平成26年度	18%	令和2年度	B	20%	令和2年度
6 水資源の確保・水源域域活性化等を推進する(評価③)								
◎ 20	多様な水源(開発水、雨水、再生水等)による都市用水の供給安定度*	75%	平成28年度	76%	令和2年度	A	約79%	令和3年度
21	水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合	68%	平成28年度	82%	令和2年度	A	約90%	令和3年度
7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する(評価③)								
22	1人当たり都市公園等面積	10.3㎡/人	平成27年度	10.7㎡/人	令和元年度	B	11.0㎡/人	令和2年度
◎ 23	都市域における水と緑の公的空間(制度等により継続性が担保されている自然的環境)確保率*	12.8㎡/人	平成24年度	13.9㎡/人	令和元年度	A	14.1㎡/人	令和2年度
8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する(評価③)								
24	生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約43%	平成28年度	約53%	令和元年度	A	約50%	令和2年度
◎ 25	下水汚泥エネルギー化率*	約15%	平成25年度	約24%	令和元年度	B	約30%	令和2年度
◎ 26	汚水処理人口普及率*	約89%	平成25年度	約92%	令和元年度	B	約96%	令和2年度
◎ 27	持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率*	約2%	平成28年度	100%	令和2年度	A	100%	令和2年度
28	汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数(平成29年度から令和4年度末までに取り組む地区数)	-	平成28年度	313箇所	令和元年度	A	450箇所	令和4年度
◎ 29	水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合*	25%	平成26年度	50%	令和2年度	A	50%	令和2年度
3 地球環境の保全								
9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う(評価③)								
30	一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両~、トラック200台~、船舶2万総トン~)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両~、バス200台~、タクシー350台~、船舶2万総トン~)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)~))	① - ② - ③ -	- - -	-1.31% -0.32% -0.45%	令和元年度 令和元年度 令和元年度	A B B	直近5年間の改善率の年平均-1% 直近5年間の改善率の年平均-1% 直近5年間の改善率の年平均-1%	毎年度 毎年度 毎年度
31	燃費性の優れた建設機械の普及率(①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)	① 48% ② 41% ③ 6%	平成23年度 平成23年度 平成23年度	77% 76% 61%	令和元年度 令和元年度 令和元年度	B A A	84% 72% 28%	令和2年度 令和2年度 令和2年度
◎ 32	省エネ基準を充たす住宅ストックの割合	6%	平成25年度	11%	平成30年度	A	20%	令和7年度
◎ 33	モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ*、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ*)	① 187億トンキロ ② 333億トンキロ	平成24年度 平成24年度	168億トンキロ 358億トンキロ	令和2年度 令和元年度	B B	221億トンキロ 367億トンキロ	令和2年度 令和2年度
34	環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)	-	-	45.8万t-CO2	令和元年度	A	157万t-CO2	令和12年度
35	都市緑化等による温室効果ガス吸収量	約111万t-CO2/年	平成25年度	127万t-CO2/年	令和元年度	A	約119万t-CO2/年	令和2年度

○政策目標(アウトカム)		業績目標					
○施策目標(評価の単位)		初期値	直近実績値(3段階評価)			目標値	(年度)
○業績指標・関連指標 ※1 太字は「社会資本整備重点計画第2章」の指標 ※2 ◎は主要な業績指標			(年度)	実績値	(年度)		
○安全							
4 水害等災害による被害の軽減							
10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する(評価③)							
◎ 36	緊急地震速報の迅速化*	24.4秒	平成22~26年度平均	20.9秒	令和2年度	B	19.4秒以内 令和2年度
◎ 37	大規模災害に対する電気通信施設の信頼性向上対策が完了した事務所の割合*	67%	平成28年度	82%	令和2年度	A	82% 令和2年度
◎ 38	台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)*	244km	平成27年	207km	令和2年	B	200km以下 令和2年
◎ 39	防災地理情報(活断層図)の整備率*	62%	平成28年度	72%	令和2年度	A	79% 令和5年度
11 住宅・市街地の防災性を向上する(評価④)							
40	防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地の面積	13,935ha	平成28年度	20,431ha	令和2年度	A	21,000ha 令和3年度
41	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	約76%	平成24年度	約96%	令和元年度	A	約89% 令和2年度
◎ 42	下水道による都市浸水対策達成率*	約56%	平成26年度	約60%	令和2年度	B	約62% 令和2年度
◎ 43	地震時等に著しく危険な密集市街地の面積*	約4,450ha	平成27年度速報	2,219ha	令和2年度	B	おおむね解消 令和2年度
44	大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画(どの盛土造成地から安全性把握調査を行うかを定める計画)の策定率	16%	令和元年9月	45%	令和2年度	A	100% 令和4年度
◎ 45	災害時における機能確保率(①主要な管渠*、②下水処理場*)	① 約46% ② 約32%	平成26年度	約54% 約38%	令和2年度	B B	約60% 約40% 令和2年度
46	最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	-	平成26年度	約35%	令和2年度	B	100% 令和2年度
◎ 47	①住宅*・②建築物*の耐震化率	① 約82%	平成25年	約87%	平成30年	B	約95% ※令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 令和2年
48	防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合	② 約85%	平成25年	約89%	平成30年	B	約95% 令和2年
49	水害・土砂災害の防止・減災を推進する(評価③)	3.0%	平成28年度	84%	令和2年度	B	100% 令和2年度
◎ 49	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)*及び②水門・樋門等の耐震化率	① 約37% ② 約32%	平成26年度	約67% 約65%	令和2年度	B B	約75% 約77% 令和2年度
◎ 50	人口・資産集積地等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(①国管理*、②県管理)	① 約71% ② 約55%	平成26年度	約77% 約57%	令和2年度	A B	約76% 約60% 令和2年度
◎ 51	最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合*	-	平成26年度	50%	令和2年度	B	100% 令和2年度
◎ 52	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率*	約37%	平成26年度	約42%	令和2年度	A	約41% 令和2年度
53	土砂災害警戒区域等に関する区域指定数	約40万区域	平成26年度	約66万区域	令和2年度	A	約63万区域 令和2年度
54	TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数	17都道府県	平成26年度	47都道府県	令和2年度	A	47都道府県 令和2年度
◎ 55	国管理河川におけるタイムライン策定数*	148市区町村	平成26年度	730市区町村	令和2年度	A	730市区町村 令和2年度
56	最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数	0	平成26年度	846	令和2年度	B	約900 令和2年度
13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する(評価③)							
◎ 57	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)*	約39%	平成26年度	65%	令和2年度	B	約69% 令和2年度
◎ 58	最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合(①津波*、②高潮*)	① 0% ② -	平成26年度	76% 5%	令和2年度	B B	100% 100% 令和2年度
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保							
14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する(評価③)							
15	【再掲】ホームドアの整備駅数	583駅	平成25年度	858駅	令和元年度	A	800駅 令和2年度
◎ 59	首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率*	97%	平成29年度	98%	令和2年度	A	概ね100% 令和4年度
◎ 60	事業用自動車による事故に関する指標(①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数*)	363人 33,336件	平成28年	257人 21,871件	令和2年	B A	235人以下 23,100件以下 令和2年
◎ 61	商船の海難船舶隻数*	386隻	平成23~27年の平均海難隻数	290隻	令和2年	A	204隻未満 令和11年
62	船員災害発生率(千人率)	第10次船員災害防止基本計画期間の平均値(9.6‰)	平成25~29年度の平均	8.3‰	令和元年度	A	第10次船員災害防止基本計画期間の平均値から16%減少(第11次船員災害防止基本計画の平均(8.1‰)) 平成30~令和4年度の平均
◎ 63	航空事故発生率(①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率*、航空運送事業許可及び又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率*、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率*、④個人に係る航空事故発生率*)	① 0.67 ② 16.20 ③ 16.45 ④ 152.04	平成25年~29年の5ヶ年平均値の7%減	2.30 9.86 13.23 80.50	令和2年 令和2年 令和2年 令和2年	A A A A	0.34以下 8.10以下 8.23以下 76.02以下 令和14年
15 道路交通の安全性を確保・向上する(評価③)							
◎ 64	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率*	75%	平成25年度	80.3%	令和2年度	B	81% 令和2年度
◎ 65	生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率*	-	-	33%	令和元年度	A	約3割抑止(H26年比) 令和2年
16 自動車事故の被害者の救済を図る(評価③)							
◎ 66	自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実(①訪問支援の実施割合(①全体、②新規認定者)、②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率*)	①(i) 60.6% ①(ii) 86.5% ② 12.8%	平成27年度	75.6% 88.5% 100%	令和2年度	A B A	65.0% 100% 100% 毎年度 令和2年度
17 自動車の安全性を高める(評価②)							
◎ 67	大型貨物自動車の衝突被害軽減ブレーキの装着率*	54.4%	平成24年度	97.5%	令和2年度	A	90.0% 令和2年度
18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する(評価②)							
◎ 68	要救助海難の救助率*	96%	平成23年~27年の平均	95%	令和2年	A	95%以上 毎年
◎ 69	航路標識の耐震補強の整備率*	78%	平成26年度	100%	令和2年度	A	100% 令和2年度
○活力							
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化							
19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する(評価③)							
70	国際船舶の隻数	263隻	令和2年央	-	-	A	313隻 令和7年央
◎ 71	世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合*	約10%	平成28年度	7.7%	令和2年度	B	10% 毎年度
72	外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数	237隻	平成29年度	270隻	令和2年度	A	300隻 令和4年度
◎ 73	内航船舶の平均総トン数*	715	平成27年度	763トン	令和2年度	B	858 令和7年度
◎ 74	海上貨物輸送コスト低減効果(対H25年度総輸送コスト)(①国内*、②国際*)	① - ② -	-	3.0%減 5.1%減	令和2年度	A A	約3%減 約5%減 令和2年度
75	災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合	31%	平成26年度	83%	令和2年度	A	80% 令和2年度
76	国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、港湾BCPIに基づく関係機関と連携した訓練の実施割合	0%	令和2年9月	28%	令和2年度	A	100% 令和4年度

○政策目標(アウトカム)		業績目標						
○施策目標(評価の単位)		初期値		直近実績値(3段階評価)			目標値	
○業績指標・関連指標 ※1 太字は「社会資本整備重点計画第2章」の指標 ※2 ◎は主要な業績指標		(年度)	実績値	(年度)	評価	(年度)	(年度)	
77	我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保(①京浜港、②阪神港)	① 週27万TEU ② 週10万TEU	令和元年7 令和元年7	週32万TEU 週10万TEU	令和2年11月 令和2年11月	A A	週27万TEU 週10万TEU	令和元年7月 令和元年7月
78	訪日クルーズ旅客数	41.6万人	平成26年	12.6万人	令和2年	B	500万人	令和2年
79	都道府県が策定する地域防災計画における民間物資拠点の規定率	68%	平成29年度	94%	令和2年度	B	100%	令和2年度
20	観光立国を推進する(評価③)							
◎	80 訪日外国人旅行者数*	622万人	平成23年	412万人	令和2年	B	4,000万人	令和2年
◎	81 訪日外国人旅行消費額*	0.8兆円	平成23年	0.7兆円	令和2年	B	8兆円	令和2年
◎	82 地方部での外国人延べ宿泊者数	616万人泊	平成23年	779万人泊	令和2年	B	7,000万人泊	令和2年
◎	83 外国人リピーター数	401万人	平成23年	293万人	令和2年	B	2,400万人	令和2年
◎	84 日本人国内旅行消費額	19.7兆円	平成23年	10.0兆円	令和2年	A	21兆円	令和2年
21	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する(評価④)							
◎	85 景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数)*	458団体	平成26年度	608団体	令和2年度	B	約700団体	令和2年度
◎	86 歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数	31団体	平成23年度	86団体	令和2年度	B	約110団体	令和2年度
22	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する(評価②)							
◎	87 三大都市圏環状道路整備率*	68%	平成26年度	83%	令和2年度	A	約80%	令和2年度
◎	88 道路による都市間連通性の確保率** (※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合)	49%	平成25年度	57%	令和元年度	A	約55%	令和2年度
23	整備新幹線の整備を推進する(評価②)							
◎	89 鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数*	0	平成27年度	314万人	令和2年度	A	140万人	令和5年度
24	航空交通ネットワークを強化する(評価②)							
◎	90 首都圏空港の空港処理能力*	82.6万回	令和元年度	82.6万回	令和2年度	A	約100万回 (82.6万回+約16万回)	令和12年度
◎	91 首都圏周辺の都市における国際線就航都市数	88都市	平成25年	87都市	令和2年	A	アジア主要都市並	令和2年
◎	92 航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	73%	平成26年度	84%	令和2年度	A	84%	令和2年度
7	都市再生・地域再生の推進							
25	都市再生・地域再生を推進する(評価③)							
93	全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7%	平成23年度	83.1%	令和2年度	A	82.0%	毎年度
94	都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	-	平成28年度	12,098ha	令和2年度	A	13,500ha	令和3年度
95	文化・学術・研究拠点の整備の推進(関西文化学術研究都市における立地施設数)	151施設	令和元年度	154施設	令和2年度	B	165施設	令和4年度
96	半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	-	-	1.15	令和元年度	B	1.00未満 (ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)	毎年
◎	97 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	66%	平成29年度	68%	令和2年度	B	80%	令和4年度
◎	98 特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数*	8	平成26年度	55	令和2年度	A	46	令和2年度
◎	99 立地適正化計画を作成する市町村数*	310市町村	令和元年度	383市町村	令和2年度	A	600市町村	令和6年度
100	自動二輪車保有台数1万台あたりの駐車場供用台数	471台	平成27年度	544台	令和元年度	A	530台	令和2年度
101	中心市街地人口比率の増加率	前年度比0.13%増	平成25年度	前年度比0.15%増	令和元年度	B	前年度比0.2%増	毎年度
102	物流拠点の整備地区数	80地区	平成28年度	103地区	令和2年度	A	97地区	令和3年度
8	都市・地域交通等の快適性、利便性の向上							
26	鉄道網を充実・活性化させる(評価③)							
15	【再掲】公共施設等のバリアフリー化率等(②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合)	約91%	平成25年度	97%	令和元年度	B	約100%	令和2年度
33	【再掲】モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ)	187億トンキロ	平成24年度	168億トンキロ	令和2年度	B	221億トンキロ	令和2年度
◎	89 【再掲】鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数*	0	平成27年度	314万人	令和2年度	A	140万人	令和5年度
◎	103 東京圏鉄道における混雑率 (①主要31区間のピーク時の平均混雑率*、②180%超の混雑率となっている区間数*)	① 165% ② 14区間	平成25年度 平成25年度	107% 0区間	令和2年度 令和2年度	A A	150% 0区間	令和2年度 令和2年度
◎	104 東京圏の相互直通運転の路線延長*	880km	平成25年度	975km	令和2年度	A	947km	令和4年度
27	地域公共交通の維持・活性化を推進する(評価③)							
◎	105 地域公共交通計画の策定総数*	585件	令和元年度	618件	令和2年度	B	1,200件	令和6年度
◎	106 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数*	51件	令和元年度	55件	令和2年度	B	200件	令和6年度
107	地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率	減少率1.0%	平成28年度	-2.3%	令和元年度	B	減少率を縮小	毎年度
◎	108 バスロケーションシステムが導入された系統数*	11,684系統	平成24年度	24,893系統	令和元年度	A	17,000系統	令和2年度
109	地方バス路線の維持率	97.1%	平成20年度	98.6%	令和2年度	B	100%	令和5年度
◎	110 航路、航空路が確保されている有人離島の割合(①航路*、②航空路*)	① 100% ② 100%	平成24年度 平成23年度	100% 96%	令和2年度 令和2年度	B B	100% 100%	令和2年度 令和2年度
◎	111 鉄道事業再構築実施計画(鉄道の上下分離等)の認定件数*	4	平成25年度	10	令和2年度	A	10	令和2年度
112	デマンド交通の導入数	311市町村	平成25年度	566市町村	令和元年度	B	700市町村	令和2年度
113	LRTの導入割合(低床式路面電車の導入割合)	24.6%	平成25年度	35.7%	令和2年度	A	35%	令和2年度
28	都市・地域における総合交通戦略を推進する(評価④)							
◎	114 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合(①三大都市圏*、②地方中核都市圏*、③地方都市圏*)	① 90.5% ② 78.7% ③ 38.6%	平成26年度 平成26年度 平成26年度	91.1% 78.9% 38.3%	令和2年度 令和2年度 令和2年度	A B B	90.8% 81.7% 41.6%	令和2年度 令和2年度 令和2年度
29	道路交通の円滑化を推進する(評価③)							
◎	115 踏切遮断による損失時間*	約123万人・時/日	平成25年度	約117万人・時/日	令和2年度	A	約117万人・時/日	令和2年度
◎	116 都市計画道路(幹線街路)の整備率*	61.7%	平成24年度	66.1%	令和2年度	B	66.5%	令和2年度
9	市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護							
30	社会資本整備・管理等を効果的に推進する(評価③)							
117	技術基準類の改訂等によりICT活用施工が可能となる工種数	2工種	平成29年度	8工種	令和2年度	A	6工種	令和2年度
118	国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率)	2.55%	平成23~27年度の平均	2.78%	平成27~令和元年度の平均	B	2.30%	平成29~令和3年度の平均
◎	119 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 (①道路((i)橋梁*、(ii)トンネル*)、②河川((i)国、水資源機構*、(ii)地方公共団体*)、③ダム((i)国、水資源機構*、(ii)地方公共団体*)、④砂防((i)国*、(ii)地方公共団体*)、⑤海岸*、⑥下水道*、⑦港湾*、⑧鉄道*、⑨自動車道*、⑩公園((i)国*、(ii)地方公共団体*)、⑪官庁施設*)	① - ① - ② 88% ② 83% ③ 21% ③ 28% ④ 28% ④ 30% ⑤ 1% ⑥ - ⑦ 97% ⑧ 99% ⑨ 0% ⑩ 94% ⑩ 77% ⑪ 42%	平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度	92% 71% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%	令和元年度 令和元年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度 令和2年度	B B - - - - - - A A A A - -	100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%	令和2年度 令和2年度 平成28年度 令和2年度 平成28年度 令和2年度 平成28年度 令和2年度 令和2年度 平成29年度 令和2年度 令和2年度 平成28年度 令和2年度 令和2年度

○政策目標(アウトカム)		業績目標						
○施策目標(評価の単位)		初期値		直近実績値(3段階評価)			目標値	
○業績指標・関連指標 ※1 太字は「社会資本整備重点計画第2章」の指標 ※2 ◎は主要な業績指標		(年度)	実績値	(年度)	評価	(年度)	(年度)	
31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する(評価④)								
◎ 120 リート等の資産総額*		20兆円	平成28年度	28兆円	令和2年度	B	30兆円	令和2年度
◎ 121 指定流通機軸(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数*		179千件	平成28年度	188千件	令和2年度	B	213千件	令和3年度
32 建設市場の整備を推進する(評価②)								
◎ 122 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設業の海外受注高)*		1.0兆円	平成22年度	1.1兆円	令和2年度	A	2.0兆円	令和2年度
◎ 123 専門工事業者の売上高営業利益率*		2.57%	平成24年度	6.33%	令和元年度	A	4.5%以上を維持	平成5年度
◎ 124 建設業における社会保険加入率(①企業単位*、②労働者単位*)		① 84%	平成23年	99%	令和2年	A	100%	令和7年
		② 57%	平成23年	88%	令和2年	A	90%程度(製造業相)	令和5年
33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る(評価②)								
◎ 125 統計の利用状況(①e-Statで公表されている結果表へのアクセス件数*、②調査票情報の二次利用申請件数*)		① 1,277,000件	平成29年度	約1,775,000件	令和2年度	A	1,327,000件	令和4年度
		② 260件	平成27年度	約435件	令和2年度	A	440件	令和4年度
34 地籍の整備等の国土調査を推進する(評価④)								
◎ 126 地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合(①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率)*		① 79%	令和元年度	79%	令和2年度	B	87%	令和11年度
		② 52%	令和元年度	52%	令和2年度	B	57%	令和11年度
◎ 127 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積*		47%	令和元年度	53%	令和2年度	A	100%	令和11年度
35 自動車運送業の市場環境整備を推進する(評価②)								
◎ 128 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率*		29.5%	平成30年度	31.2%	令和2年度	A	32%	令和5年度
36 海事業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る(評価③)								
◎ 129 海運業(内航)における新規船員採用者数*		912人	平成30年度	1,874人	令和元年度	A	平成30年度からの累計で10,000人	令和9年度
◎ 130 日本における船舶建造量*		14百万総トン	平成27年~令和元年度の平均	13百万総トン	令和2年度	B	18百万総トン	令和7年
○ 横断的な政策課題								
10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備								
37 総合的な国土形成を推進する(評価③)								
◎ 131 国土形成計画の着実な推進(対27年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)*		8	平成28年度	9	令和元年度	A	初期値以上	毎年度
◎ 132 大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))		① 101自治体	平成28年度	132自治体	令和2年度	A	130自治体	令和3年度
		② 34,609kg/日	平成27年度	34,609kg/日	平成27年度	B	34,004kg/日	令和2年度
38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する(評価②)								
◎ 133 電子基準点の観測データの取得率*		99.57%	平成22年度	99.75%	令和2年度	A	99.50%以上	毎年度
◎ 134 地理空間情報ライブラリーの内容の充実(地理空間情報ライブラリー情報登録件数)*		157万件	平成29年度	166万件	令和2年度	A	169万件	令和3年度
◎ 135 地理空間情報の循環システムへの参加企業・団体等の数		14団体	平成28年度	51団体	令和2年度	A	50団体以上	令和2年度
39 離島等の振興を図る(評価③)								
◎ 136 離島等の総人口(①離島地域の総人口*、②奄美群島の総人口*、③小笠原村の総人口*)		① 390千人	平成27年度	352,000人	令和2年度	A	345千人以上	令和2年度
		② 109千人	平成30年度	105,649人	令和2年度	A	103千人以上	令和5年度
		③ 2,589人	平成30年度	2,528人	令和2年度	B	2,600人以上	令和5年度
40 北海道総合開発を推進する(評価②)								
◎ 137 北海道総合開発計画の着実な推進(対前年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)*		-	-	4/7	令和元年度	A	半数以上	毎年度
◎ 138 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)*		3.88百万円/人	平成25~29年度の平均	4.00百万円/人	令和元年度	A	初期値以上	毎年度
11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進								
41 技術研究開発を推進する(評価②)								
◎ 139 目標を達成した技術開発課題の割合*		-	-	100%	令和2年度	A	90%	毎年度
42 情報化を推進する(評価②)								
◎ 140 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数*		0件	平成24年度	0件	令和2年度	A	0件	毎年度
12 国際協力・連携等の推進								
43 国際協力・連携等を推進する(評価④)								
◎ 141 我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(①122【再掲】建設業の海外受注高*、②交通関連企業の海外受注高*)		① 1.0兆円	平成22年度	1.1兆円	令和2年度	A	2.0兆円	令和2年度
		② 4500億円	平成22年度	2.2兆円	令和元年度	B	7兆円	令和2年度
13 官庁施設の利便性、安全性等の向上								
44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する(評価②)								
◎ 142 官庁施設の耐震基準を満足する割合*		89%	平成26年度	95%	令和2年度	A	95%	令和2年度
◎ 143 保全状態の良好な官庁施設の割合等(①保全状態の良好な官庁施設の割合*、②官庁官庁関係基準類等の策定事項数*)		① 87%	平成29年度	96%	令和2年度	A	90%	令和2年度
		② 54事項	平成28年度	73事項	令和2年度	A	65事項	令和2年度

3 地球環境の保全		
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	97
30	一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))	99
31	燃費性の優れた建設機械の普及率(①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)	101
32	省エネ基準を充たす住宅ストックの割合	103
33	モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)	106
34	環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)	110
35	都市緑化等による温室効果ガス吸収量	113

○ 安全

4 水害等災害による被害の軽減		
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	115
36	緊急地震速報の迅速化	117
37	大規模災害に対する電気通信施設の信頼性向上対策が完了した事務所等の割合	119
38	台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)	121
39	防災地理情報(活断層図)の整備率	123
11	住宅・市街地の防災性を向上する	125
40	防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	127
41	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	130
42	下水道による都市浸水対策達成率	132
43	地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	134
44	大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画(どの盛土造成地から安全性把握調査を行うかを定める計画)の策定率	138
45	災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場)	140
46	最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	142
47	①住宅・②建築物の耐震化率	144
48	防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合	148
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	150
49	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び②水門・樋門等の耐震化率	153
50	人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(①国管理、②県管理)	155
51	最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	157
52	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	160
53	土砂災害警戒区域等に関する区域指定数	163
54	TEC-FORGEと連携し訓練を実施した都道府県数	166
55	国管理河川におけるタイムライン策定数	168
56	最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数	170
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	172
57	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)	174
58	最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合(①津波、②高潮)	176
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	179
15	【再掲】ホームドアの整備駅数	45
59	首都直下地震又は南海トラフ巨大地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率	182
60	事業用自動車による事故に関する指標(①事業用自動車による交通事故死者数、②事業用自動車による人身事故件数)	184
61	商船の海難船舶隻数	187

62	船員災害発生率(千人率)	190
63	航空事故発生率(①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率、航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者(定期便を運航する事業者を含まず)に係る航空事故発生率、③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、④個人に係る航空事故発生率)	194
15	道路交通の安全性を確保・向上する	197
64	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	199
65	生活道路におけるハンプ等の設置による死傷事故抑止率	201
16	自動車事故の被害者の救済を図る	203
66	自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実(①訪問支援の実施割合((i)全体、(ii)新規認定者)、②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率)	204
17	自動車の安全性を高める	207
67	大型貨物自動車の衝突被害軽減ブレーキの装着率	208
18	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	210
68	要救助海難の救助率	211
69	航路標識の耐震補強の整備率	214

○ 活力

6	国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
19	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	216
70	国際船舶の隻数	219
71	世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合	221
72	外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数	224
73	内航船舶の平均総トン数	226
74	海上貨物輸送コスト低減効果(対H25年度総輸送コスト)(①国内、②国際)	228
75	災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合	231
76	国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、港湾BCPに基づく関係機関と連携した訓練の実施割合	233
77	我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保(①京浜港、②阪神港)	235
78	訪日クルーズ旅客数	238
79	都道府県が策定する地域防災計画における民間物資拠点の規定率	241
20	観光立国を推進する	243
80	訪日外国人旅行者数	245
81	訪日外国人旅行消費額	253
82	地方部での外国人延べ宿泊者数	261
83	外国人リピーター数	269
84	日本人国内旅行消費額	276
21	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	279
85	景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数)	280
86	歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数	282
22	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	284
87	三大都市圏環状道路整備率	285
88	道路による都市間速達性の確保率※ (※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合)	287
23	整備新幹線の整備を推進する	289
89	鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	290
24	航空交通ネットワークを強化する	292
90	首都圏空港の空港処理能力	294
91	首都圏周辺の都市における国際線就航都市数	296
92	航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	298

7 都市再生・地域再生の推進		
25 都市再生・地域再生を推進する		300
93 全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合		303
94 都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)		305
95 文化・学術・研究拠点の整備の推進(関西文化学術研究都市における立地施設数)		307
96 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比		309
97 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合		312
98 特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の事業完了数		315
99 立地適正化計画を作成する市町村数		317
100 自動二輪車保有台数1万台あたりの駐車場供用台数		319
101 中心市街地人口比率の増加率		321
102 物流拠点の整備地区数		323
8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
26 鉄道網を充実・活性化させる		325
15 【再掲】公共施設等のバリアフリー化率等(②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合)		45
33 【再掲】モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ)		106
89 【再掲】鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数		290
103 東京圏鉄道における混雑率(①主要31区間のピーク時の平均混雑率、②180%超の混雑率となっている区間数)		327
104 東京圏の相互直通運転の路線延長		330
27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		332
105 地域公共交通計画の策定総数		334
106 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数		336
107 地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率		338
108 バスロケーションシステムが導入された系統数		340
109 地方バス路線の維持率		342
110 航路、航空路が確保されている有人離島の割合(①航路、②航空路)		344
111 鉄道事業再構築実施計画(鉄道の上下分離等)の認定件数		348
112 デマンド交通の導入数		350
113 LRTの導入割合(低床式路面電車の導入割合)		352
28 都市・地域における総合交通戦略を推進する		354
114 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合(①三大都市圏、②地方中枢都市圏、③地方都市圏)		355
29 道路交通の円滑化を推進する		357
115 踏切遮断による損失時間		358
116 都市計画道路(幹線街路)の整備率		360
9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		362
117 技術基準類の改訂等によりICT活用施工が可能となる工種数		368
118 国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率)		370
119 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率(①道路((i)橋梁、(ii)トンネル)、②河川((i)国、水資源機構、(ii)地方公共団体)、③ダム((i)国、水資源機構、(ii)地方公共団体)、④砂防((i)国、(ii)地方公共団体)、⑤海岸、⑥下水道、⑦港湾、⑧鉄道、⑨自動車道、⑩公園((i)国、(ii)地方公共団体)、⑪官庁施設)		373
31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		384
120 リート等の資産総額		386
121 指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数		389
32 建設市場の整備を推進する		392
122 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設業の海外受注高)		394
123 専門工事業者の売上高営業利益率		396
124 建設業における社会保険加入率(①企業単位、②労働者単位)		398
33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る		401
125 統計の利用状況(①e-Statで公表されている結果表へのアクセス件数、②調査票情報の二次利用申請件数)		402

34	地籍の整備等の国土調査を推進する	404
126	地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合 (①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率)	406
127	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積	411
35	自動車運送業の市場環境整備を推進する	413
128	貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率	414
36	海産物の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	416
129	海運業(内航)における新規船員採用者数	418
130	日本における船舶建造量	420

○ 横断的な政策課題

10	国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
37	総合的な国土形成を推進する	423
131	国土形成計画の着実な推進(対27年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)	425
132	大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	428
38	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	430
133	電子基準点の観測データの取得率	432
134	地理空間情報ライブラリーの内容の充実(地理空間情報ライブラリー情報登録件数)	434
135	地理空間情報の循環システムへの参加企業・団体等の数	436
39	離島等の振興を図る	438
136	離島等の総人口 (①離島地域の総人口、②奄美群島の総人口、③小笠原村の総人口)	440
40	北海道総合開発を推進する	445
137	北海道総合開発計画の着実な推進(対前年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)	446
138	北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	448
11	ICTの利活用及び技術研究開発の推進	
41	技術研究開発を推進する	450
139	目標を達成した技術開発課題の割合	451
42	情報化を推進する	453
140	国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	454
12	国際協力、連携等の推進	
43	国際協力、連携等を推進する	456
141	我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(①122【再掲】建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高)	458
13	官庁施設の利便性、安全性等の向上	
44	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	461
142	官庁施設の耐震基準を満足する割合*	462
143	保全状態の良好な官庁施設の割合等 (①保全状態の良好な官庁施設の割合*、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数*)	464

施策目標個票

(国土交通省2-①)

施策目標	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、子どもを育成する家庭等を含めて全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 生活支援施設に関する指標3・6については目標を達成し、空き家に関する指標7・8については目標達成に向けて順調に進捗しているものの、面積に関する指標1・2および高齢者世帯に関する指標4・5については目標値に及ばない状況にあることから「④進展が大きくない」と判断した。
	施策の分析	住生活基本計画に基づいた、施策の着実な実施を行ってきたところではあるが、目標達成にはより一層の取組が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	評価結果等を踏まえ、指標の見直しを行った上で、国民の豊かな住生活の実現に向けた新たな「住生活基本計画(全国計画)」を令和3年3月に閣議決定した。今後は新たな計画に基づき、引き続き居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の推進を図ることとし、業績指標の見直しを検討する。

	初期値	実績値					評価	目標値	
		H25年	H28年	H29年	H30年	R1年			R2年
1 最低居住面積水準未達率	H25年	4.2%	-	-	4.0%	-	-	B	R2年 早期に解消
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	初期値	42%	-	-	42%	-	-	B	R2年 47%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国)(*)	H25年	37%	-	-	39%	-	-	B	R2年 45%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	初期値	84.2%	84.2%	88.6%	86.4%	88.6%	集計中	A	R2年 平成28～令和7年度の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合(*)	H26年	2.1%	2.4%	2.4%	2.5%	2.6%	集計中	B	R2年 3.1%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	初期値	77%	77%	78%	77%	75%	75%	B	R2年度 84%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
6 都市再生機構団地(大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象)の地域の医療福祉拠点化	H27年度	0団地	6団地	22団地	49団地	84団地	112団地	A	R2年度 100団地程度
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	初期値	0割	2.1割	4.5割	6.0割	6.9割	集計中	A	R7年度 おおむね8割
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

8 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数	初期値	実績値					評価	目標値
	H25年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R7年
	318万戸	-	-	349万戸	-	-	A	400万戸程度に抑える
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	38,254	39,172	41,927	40,423	
		補正予算(b)	5,672	13,708	0	-	
		前年度繰越等(c)	18,745	12,787	3,420	-	
		合計(a+b+c)	62,671 <0>	65,667 <0>	45,347 <0>	40,423 <0>	
	執行額(百万円)		48,111	60,493			
	翌年度繰越額(百万円)		12,787	3,420			
	不用額(百万円)		1,773	1,753			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	住宅局	作成責任者名	住宅政策課 (課長 皆川 武士)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 1
最低居住面積水準未達率

評 価	B	目標値：早期に解消（令和2年） 実績値：4.0%（平成30年度） 初期値：4.2%（平成25年）
-----	---	--

（指標の定義）
 健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模（最低居住面積水準）未達の住宅に居住する世帯の割合。（A/B）
 ※A：最低居住面積水準未達世帯数 B：主世帯総数
 注 最低居住面積水準（住生活基本計画（全国計画）において設定）の概要
 (1) 単身者 25㎡
 (2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡
 注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。

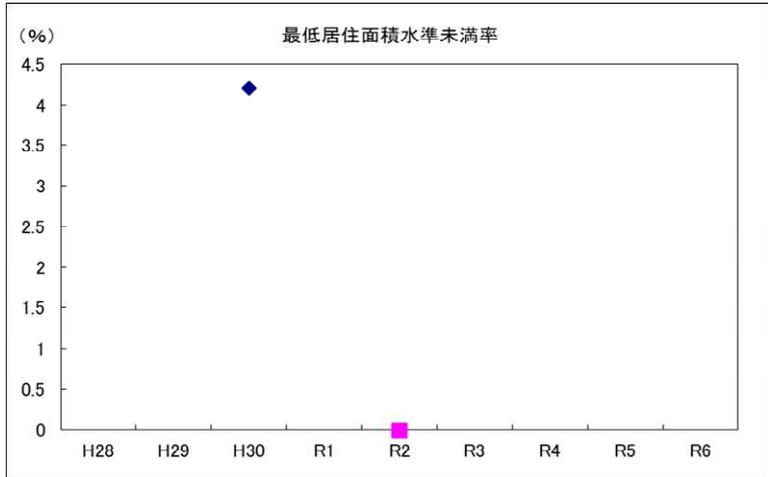
（目標設定の考え方・根拠）
 健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な水準として、「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）に基づき、最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。

（外部要因）
 世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

（他の関係主体）
 民間事業者等

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）
【閣決（重点）】
【その他】

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
—	—	4.0%	—	—	



主な事務事業等の概要

- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、住宅金融支援機構の証券化支援事業、買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置等により、良質な持家取得を促進する。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。
- ・高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。
- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・全世帯のストックベースでの指標であることから、改善には一定の時間を要しているが、平成20～25年では、0.1ポイント（4.3%→4.2%）、平成25～30年では0.2ポイント（4.2%→4.0%）改善。しかし現状のトレンドのまま推移すると目標年度に目標値を下回ると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により優良な持家の取得を促進した。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。
（証券化支援事業 平成29年度実績：92,407戸、平成30年度実績：85,674戸、令和元年度実績：89,356戸、令和2年度実績：83,488戸）
- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置により質の高い既存住宅の取得を促進した。
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。
（令和元年度整備戸数実績：517戸）
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。
（平成26年度実績：1地区において公募実施（事業者決定済み））
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。（令和元年までの累計実績：1,077戸）
- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
（令和元年度整備戸数実績：12,176戸）。
- ・平成28年度に実施した政策アセスメント（平成29年度予算要求）である「民間賃貸住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度の創設」の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成30年調査において最低居住面積水準未達世帯の解消には至らなかったものの実績値の改善が見られ、施策に一定

の効果があつたものと認められる結果であつた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、目標年度では目標を達成していないと見込まれることから「B」と評価した。
- ・当指標は、全世帯の住宅ストックを対象としており、また住まい方のニーズも多様化する中、その改善には一定の時間を要しているものと考えられる。
- ・令和2年度政策レビュー評価書では、「近年では、4%程度が続き、持ち家世帯では1%未満となるなど、当初の目標を概ね達成していること、また、居住支援を含めた住宅セーフティネット等の取組も進展していることなどから、本指標については観測・実況指標として継続的に現状値を把握する」旨をとりまとめた。
- ・住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)では、目標値を定めずに継続的にモニタリングを行うこととしている。
- ・今後、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット制度の一層の推進等を通じて、最低居住面積水準未達率の解消に向け、引き続き取り組む。
- ・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課(課長 皆川 武士)

関係課：住宅局総務課住宅金融室(室長 松野 秀生)

住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 門元 政治)

住宅局住宅総合整備課(課長 齋藤 良太)

住宅局住宅総合整備課住環境整備室(室長 田中 政幸)

住宅局安心居住推進課(課長 上森 康幹)

不動産・建設経済局不動産市場整備課(課長 鈴木 あおい)

業績指標 2

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (①全国*、②大都市圏*)

評 価	
①	B 目標値：47% (令和2年) 実績値：42% (平成30年) 初期値：42% (平成25年)
②	B 目標値：45% (令和2年) 実績値：39% (平成30年) 初期値：37% (平成25年)

(指標の定義)

子育て世帯のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準)を満たす住宅に居住する世帯の割合 (A/B)

①※A：子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：子育て世帯総数

②※A：大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：大都市圏の子育て世帯総数

注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

注2 誘導居住面積水準・・・住生活基本計画(全国計画)において設定

(1)一般型誘導居住面積水準・・・都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定

①単身者 55㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡

(2)都市居住型誘導居住面積水準・・・都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定

①単身者 40㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

③ 2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡

(出典)平成25年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

誘導居住面積水準を達成することを目指し、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(全国：50%(令和7年)、大都市圏：50%(令和7年))に基づき、現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定したもの。

(外部要因)

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

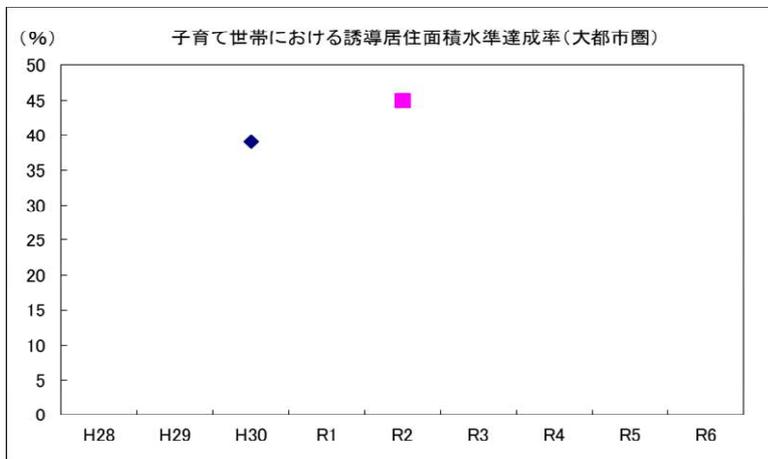
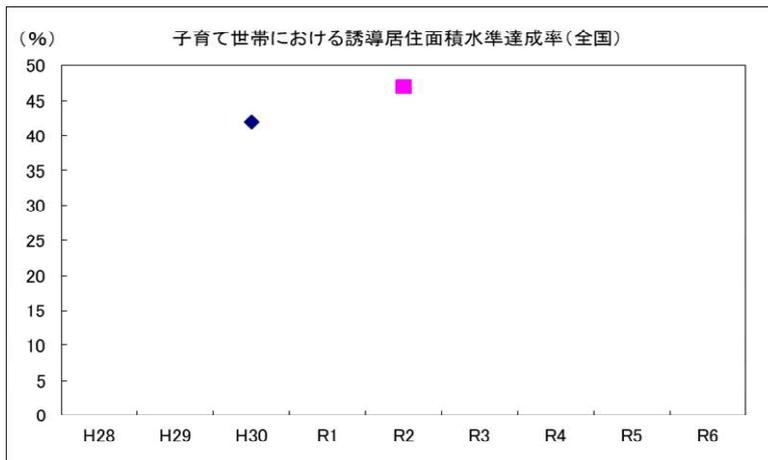
- ・住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日)
- ・ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日)

【閣決(重点)】

【その他】

なし

過去実績	(年度)				
	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
①	—	—	4 2 %	—	—
②	—	—	3 9 %	—	—



主な事務事業等の概要

- ・ 地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・ 都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・ 都市再生機構（UR）による家賃減額施策により、子育て世帯の入居を支援する。
- ・ 高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
- ・ 子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 子育て世帯については、共働き世帯が増加していること等を背景として、住居の選択にあたっては住宅の広さよりも立地利便性等を重視する傾向が見られ、全国値ではほぼ横ばい、大都市圏で2%ポイントの小幅な増加に留まっている。現状のトレンドのまま推移すると目標年度に目標値を下回ると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 住宅ローン減税等の税制の特例措置により良質な持家の取得を促進した。
- ・ 住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。

(証券化支援事業 平成29年度実績：92,407戸、平成30年度実績：85,674戸、令和元年度実績：)

89, 356戸、令和2年度実績：83, 488戸)

- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置により質の高い既存住宅の取得を促進した。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。（平成26年度実績：1地区において公募実施（事業者決定済み））
- ・都市再生機構（UR）による家賃減額の施策により、子育て世帯の入居促進に係る取組みを行った。（平成28年度実績：地域優良賃貸住宅制度を活用した減額制度等を導入）
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。（令和元年までの累計実績：1, 077戸）
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。（令和元年度整備戸数実績：517戸）
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」を実施した

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、目標年度では目標を達成していないと見込まれることから「B」と評価した。
- ・本指標は、子育て世帯における住宅の広さに関する指標であるが、近年では、駅近等の利便性を重視する傾向も見られる中、その改善には一定の時間を要しているものと考えられる。
- ・令和2年度政策レビュー評価書では、「世帯構成が変化し、共働き世帯も増加するなど、住まいの広さに対するニーズも変化していることから、本指標については継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しない」旨をとりまとめた。
- ・住生活基本計画(全国計画)（令和3年3月19日閣議決定）では、民間賃貸住宅の品質向上に向けた指標を新たに設定することとし、「民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合」を令和12年までに2割と設定した。
- ・今後、民間賃貸住宅における断熱性向上や遮音対策に係る事例集の作成等を通じて、民間賃貸住宅ストックの質の向上を推進する。
- ・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 皆川 武士）

関係課：住宅局総務課住宅金融室（室長 松野 秀生）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 門元 政治）

住宅局住宅総合整備課（課長 齋藤 良太）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 田中 政幸）

住宅局安心居住推進課（課長 上森 康幹）

業績指標 3

建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率

評価	
A	目標値：平成 28～令和 7 年度の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね 9 割 実績値：集計中（令和 2 年度） 88.6%（令和元年度） 初期値：84.2%（平成 28 年度）

(指標の定義)

建替え等が行われる公的賃貸住宅団地数（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率（A/B）

B：計画期間中に建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）の数

A：Bのうち、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設を併設する団地（100戸以上）の数

(目標設定の考え方・根拠)

建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率を示す指標として、住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）で設定している目標値（平成 28～令和 7 年の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね 9 割）を設定したもの。

(外部要因)

地域における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の充足

(他の関係主体)

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日）

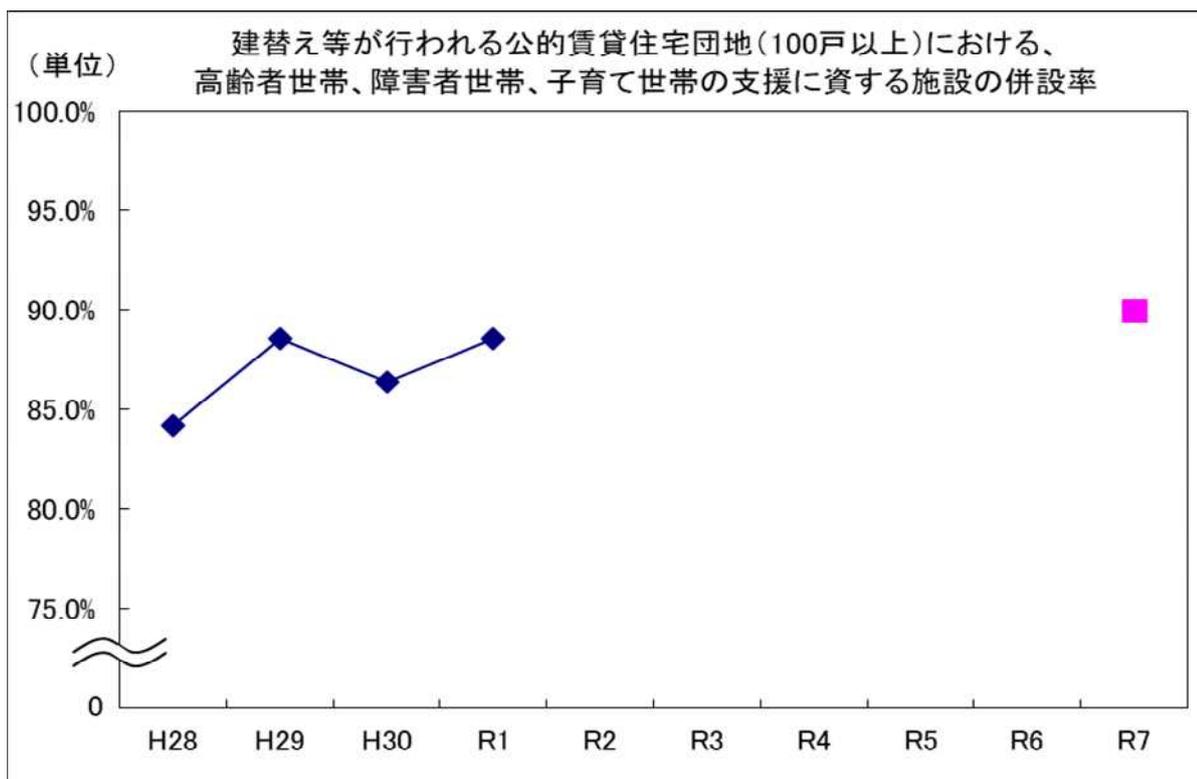
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値									(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
84.2	88.6	86.4	88.6	(集計中)					



主な事務事業等の概要

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、対象要綱上、100戸以上の公営住宅団地の建替えについては、原則、保育所等の生活支援施設を併設するものみを補助対象の要件としている。
- ・高齢者生活支援施設等を公的賃貸住宅等と一体的に整備する事業に対し、補助を行う。
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成28年度から令和元年度までに建替え等が行われた公的賃貸住宅団地（100戸以上）は315団地になるが、そのうち、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設を併設する団地は279団地となっており、順調に推移している。この実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
（令和元年度整備戸数実績：12,176戸）
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替え等について、保育所等の生活支援施設の併設を促進した。
（令和元年度併設施設数：14,642施設（8,101団地））
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。
（令和元年度供給施設数：5施設（5団地）（都市再生機構賃貸住宅分））

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は順調に推移しており、目標年度に目標値を達成することが見込まれるため、Aと評価した。
令和2年度政策レビュー評価書では、「フローの指標からストックの指標に移行することとし、現行指標については継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しない」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）では、新たな指標として「公的賃貸住宅住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率（令和12年度までにおおむね4割）」を設定した。

新たな成果指標【29%（令和元年度）→おおむね4割（令和12年度）】

公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率（A/B）

A：令和12年度末における地域拠点施設が併設された団地数

B：令和12年度末における100戸以上の公的賃貸住宅団地数

今後は、高齢者や子育て世帯等に対する多様なサービスを提供する環境整備に向け、公的賃貸住宅団地を、生活支援施設を併設した地域の福祉の拠点として整備する取組の強化を図る。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅総合整備課（課長 齋藤 良太）

関係課：住宅局安心居住推進課（課長 上森 康幹）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 門元 政治）

業績指標 4
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合(*)

評 価	目標値：3.1%（令和2年） 実績値：集計中（令和2年） 2.6%（令和元年） 初期値：2.1%（平成26年）
B	

(指標の定義)

高齢者向け住宅（高齢者向け賃貸住宅及び高齢者居住系施設）の供給量について、65歳以上の人口数で除して算出した割合
(算出式)

$$\text{高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合} = \frac{\text{高齢者向け住宅の供給量}}{\text{65歳以上の人口数}}$$

平成26年度末 2.1% = 694,807 / 33,000 千人

令和元年度末 2.6% = 934,001 / 35,916 千人

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（4%（令和7年度））を基に、初期値と目標値との差を按分し、令和2年度の数値を形式的に設定したもの。

(外部要因)

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

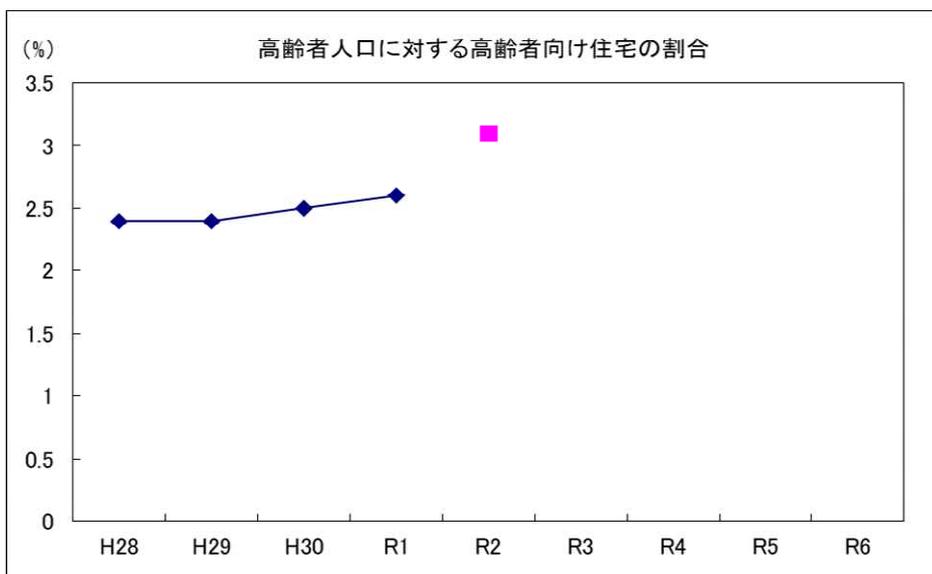
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
2.4%	2.4%	2.5%	2.6%	集計中	



主な事務事業等の概要

- ・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じる。
- ・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資や、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金等に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資に対する住宅融資保険制度を実施。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する補助等を実施。
- ・高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の周知・普及を進めていくとともに、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、平成26年度2.1%から令和元年度2.6%と微増しているが、今後、現状のトレンドのまま推移すると目標値を下回る可能性がある。

（事務事業等の実施状況）

- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進した。
（平成26年度末実績：総登録戸数177,722戸）
（平成27年度末実績：総登録戸数199,056戸）
（平成28年度末実績：総登録戸数215,955戸）
（平成29年度末実績：総登録戸数229,947戸）
（平成30年度末実績：総登録戸数244,054戸）
（令和元年度末実績：総登録戸数254,747戸）
（令和2年度末実績：総登録戸数267,069戸）
- ・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じた。
- ・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資や、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金等に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資に対する住宅融資保険制度を実施した。
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した（令和元年度整備戸数実績：517戸）。
- ・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録（セーフティネット登録住宅）の登録を推進しており、全国で390,471戸が登録されている（令和3年3月31日時点）。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗しているが、令和2年度の目標値を下回る可能性があることからBと評価とした。サービス付き高齢者向け住宅の供給量は着実に増加している一方で65歳以上の人口数も増加した影響により、目標達成に必要な供給量の見込みに達していないことが目標値を下回る理由として考えられる。

令和2年度政策レビュー評価書では、「すべての対象世帯が高齢者向け住宅に入居できるよう、平成28年度計画の目標値を据え置き、期限を5年延長する」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）では、この指標について（令和12年4%を目指す継続延長）の改定を行った。

今後、サービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者向け住宅の供給を促進する。

地域優良賃貸住宅制度においても、引き続き賃貸住宅の整備等に要する費用に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。

また、高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の周知・普及を引き続き進めていくとともに、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を行う。

本業績指標についても、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局安心居住推進課（課長 上森 康幹）
関係課： 住宅局住宅総合整備課（課長 齋藤 良太）
住宅局総務課住宅金融室（室長 松野 秀生）

業績指標 5

高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合

評 価

B	目標値：84%（令和2年度） 実績値：75%（令和2年度） 初期値：77%（平成26年度）
---	---

（指標の定義）

サービス付き高齢者向け住宅の入居者や周辺住民の介護ニーズ等に適切に対応できるよう、今後供給されるサービス付き高齢者向け住宅のうち、高齢者生活支援施設が併設されたものの割合を90%に設定。

（目標設定の考え方・根拠）

高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（90%（令和7年度））を基に、初期値と令和7年度の目標値との差を按分し、令和2年度の数値を形式的に設定したもの。

（外部要因）

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数、各地域における高齢者生活支援サービスの提供状況やニーズ等

（他の関係主体）

民間事業者等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

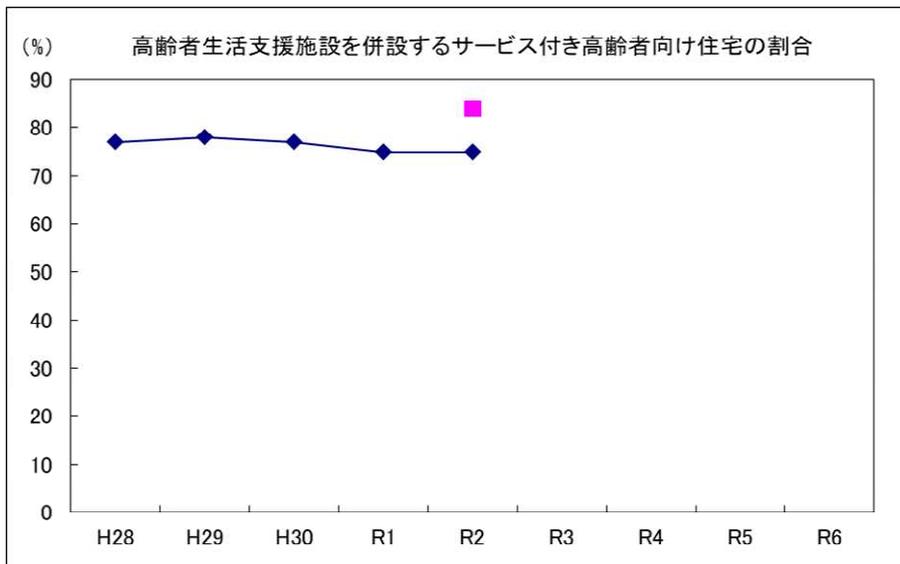
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
77%	78%	77%	75%	75%	



主な事務事業等の概要

- ・高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、高齢者生活支援施設の建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施する。
- ・住宅金融支援機構による、高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

サービス付き高齢者向け住宅は令和2年度末で約26.7万戸が整備されるなど、順調に供給されているものの、高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の割合は、平成28年77%から、平成29年78%、平成30年77%、令和元年75%、令和2年75%とほぼ横ばいであり、目標年度における目標を達成しなかった。

(事務事業等の実施状況)

- ・高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進した。
(平成28年度末実績：総登録件数6,633件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数5,115件)
(平成29年度末実績：総登録件数6,999件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数5,460件)
(平成30年度末実績：総登録件数7,335件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数5,640件)
(令和元年度末実績：総登録件数7,600件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数5,709件)
(令和2年度末実績：総登録件数7,886件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数5,886件)
- ・高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、高齢者生活支援施設の建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施した。
- ・住宅金融支援機構による、高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
- ・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じた。
- ・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資や、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金等に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資に対する住宅融資保険制度を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり当該業績指標は横ばいであり、目標年度では目標を達成していないことからBと評価とした。

令和2年度政策レビュー評価書では、「サービス付き高齢者向け住宅の供給にあたっては、高齢者の多様なニーズを踏まえるべき、居住者への過剰なサービスの提供を適正化すべき等の意見もあり、高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合を増加させることが、高齢者が自立して暮らすことのできる住生活を実現するために必ずしも最適な手法と言えない場合がある。このため、今後は継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しない」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）では、本指標を計画指標から削除する見直しを行った。

今後も高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者等が安心して健康に暮らすことのできる住環境の実現を図る。

本業績指標については、同計画を踏まえた見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局安心居住推進課（課長 上森 康幹）

関係課：住宅局総務課住宅金融室（室長 松野 秀生）

業績指標 6

都市再生機構団地（大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地約 200 団地が対象）の地域の医療福祉拠点化

評価

A	目標値：100 団地程度（令和 2 年度） ※令和 7 年度までに 150 団地程度 実績値：112 団地（令和 2 年度末） （令和 3 年 3 月末時点計 148 団地にて拠点化に向けて着手済） 初期値：0 団地（平成 27 年度）
---	--

（指標の定義）

都市再生機構団地（以下、「UR 団地」という。）における地域の医療福祉拠点化された状態とは以下に該当した場合をいう。

- ① 地方公共団体や関係団体による地域の連携体制が整備されていること。
- ② 地域の高齢化の見込み等を踏まえ、高齢者世帯や子育て世帯等の居住の場の確保・居住環境の整備、地域包括ケア・医療連携の方針が定められていること。
- ③ ②の方針に位置づけられた事項のうち、在宅介護・在宅医療が受けられる環境・体制、子育てしやすい環境が整備されていること

（目標設定の考え方・根拠）

団塊世代が後期高齢者となる令和 7 年度までに在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、特に大都市圏の急速な高齢化に対しては、既存の UR 団地の再編等に合わせて、医療・福祉施設の誘致、居住環境の整備を図ることが有効であり、その進捗状況を示す指標として設定。

目標値は、まちひとしごと創生総合戦略（平成 28 年 12 月閣議決定）にもとづき、大都市圏の UR 団地（おおむね 1,000 戸以上の約 200 団地）を対象に医療福祉拠点化に取り組むこととしているが、令和 2 年度までに 100 団地程度で拠点化を図ることとする。

（外部要因）

医療計画の動向（厚労省）

介護保険事業計画の動向（地方公共団体）

（他の関係主体）

地方公共団体、民間事業者、NPO 法人、地域の大学等

（重要政策）

【施政方針】

【閣議決定】

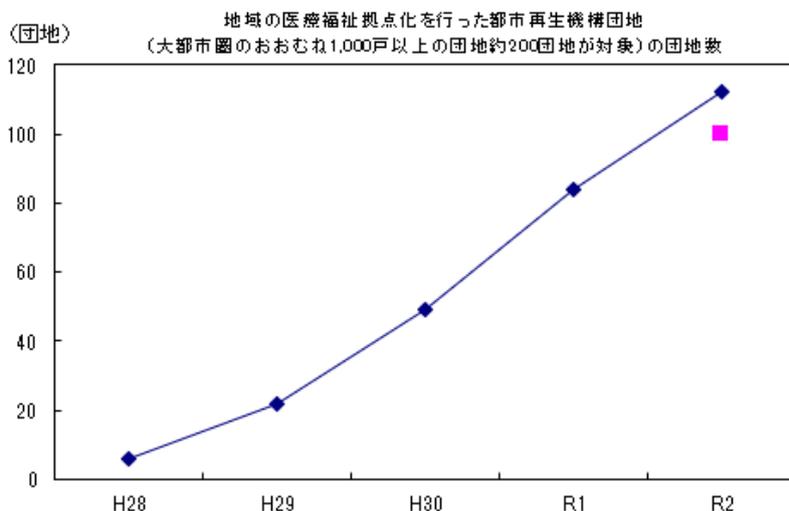
住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改定）（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値				（年度）	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
6 団地	2 2 団地	4 9 団地	8 4 団地	1 1 2 団地	



主な事務事業等の概要

- ・UR賃貸住宅の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域医療福祉拠点化を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和2年度までの実績値は112団地で拠点形成済みであり、目標値を達成した。

(事務事業等の実施状況)

- ・UR団地の地域医療福祉拠点化に向け、地方公共団体等との連携体制の構築、医療福祉施設の誘致等による医療福祉サービス等の提供環境の整備、高齢者向け住宅の供給、バリアフリー化等の居住環境の整備などに取り組んでいる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標値（令和2年度100団地）を達成したため、Aと評価した。

令和2年度政策レビュー評価書では、「フローの指標からストックの指標に移行することとし、現行指標については継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しないこととする」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）では、新たな指標として「UR団地の医療福祉拠点化（250団地程度（令和12）」を設定した。

今後は、同計画に基づき、地域医療福祉拠点化が図られたUR団地の事例を参考としつつ、地方公共団体等との連携の上、地域医療福祉拠点化における各種施策の質の向上等を図る。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総務課民間事業支援調整室（室長 門元 政治）

関係課：該当なし

業績指標 7

空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合

評価

A	目標値：おおむね8割（令和7年度） 実績値：集計中（令和2年度） 6.9割（令和元年度） 初期値：0割（平成26年度）
---	--

（指標の定義）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号）（以下、空家法）第6条第1項に基づく「空家等対策計画」を策定している市区町村数の、全市区町村数（1,741団体）に対する割合

（目標設定の考え方・根拠）

市区町村において計画的な空き家対策を推進するため、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値を設定。

（外部要因）

空き家の増加

（他の関係主体）

市区町村

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

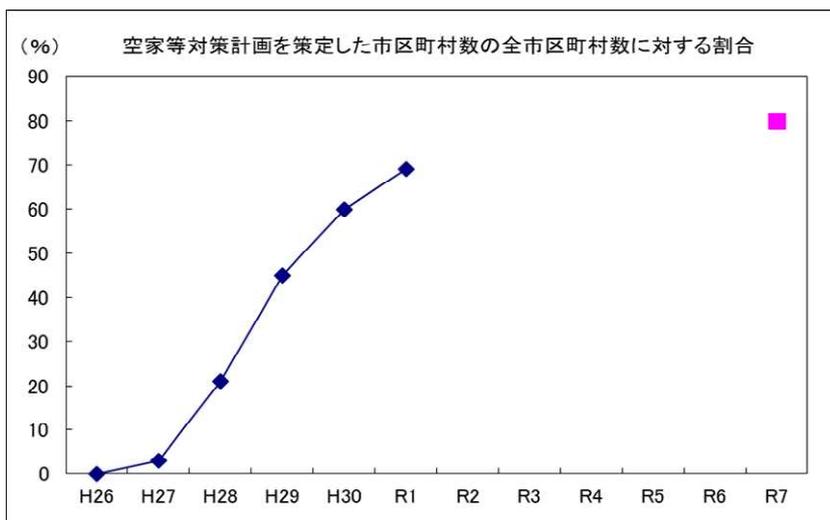
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)	
H27	H28	H29	H30	R1	R2	
0.3割	2.1割	4.5割	6.0割	6.9割	集計中	



主な事務事業等の概要

○空き家等対策総合支援事業

空家等対策計画に基づき空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市区町村に対して補助を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成27年度の空家法施行以後、空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合は、着実に増加している。

(事務事業等の実施状況)

○空き家等対策総合支援事業

空家等対策計画に基づき空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市区町村に対して補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

本業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移していることから、「A」と評価した。

令和2年度政策レビュー評価書では、「空家等対策計画の策定は順調に進んでおり、取組は浸透してきたものと考えられることから、当該指標については継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しないこととする」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月閣議決定）では、本指標を計画指標から削除する見直しを行った。

今後は、空家等対策計画の策定を行った市区町村が行う空き家対策の取組を重点的に支援する。本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 田中 政幸）

関係課：住宅局住宅政策課（課長 皆川 武士）

業績指標 8
賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数

評 価	
A	目標値：400万戸程度に抑える（令和7年） 実績値：349万戸（平成30年） 初期値：318万戸（平成25年）

（指標の定義）
 住宅・土地統計調査（総務省）における空き家数のうち、「その他の住宅」の数

（目標設定の考え方・根拠）
 急増する空き家の活用・除却の推進に向け、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値を設定。

（外部要因）
 新規住宅着工数、世帯数等

（他の関係主体）
 なし

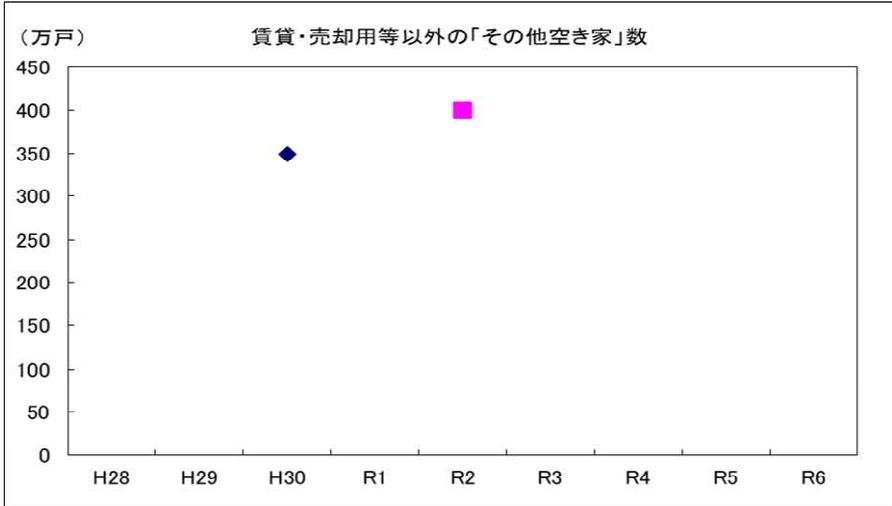
（重要政策）
【施政方針】
 なし

【閣議決定】
 住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

【閣決（重点）】
 なし

【その他】

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
—	—	349万戸	—	—	



主な事務事業等の概要

- 空き家対策総合支援事業
 空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して補助を行う。
- 空き家再生等推進事業

空家等対策計画を策定している等の市区町村を対象とし、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却、空き家住宅又は空き建築物の活用等へ対し支援を行う。

○ 既存住宅流通・リフォーム市場の整備

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化のため、既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整備に向けた施策を行う。

○ 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成や専門家等との連携による相談体制の構築、地方公共団体と専門家等が連携して共通課題の解決を行うモデル的な取組を支援する。

○ 買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用する。

○ 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

相続により生じた古い空き家（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合、譲渡所得から3000万円を特別控除する。

○ 固定資産税等に関する所要の措置（住宅用地特例の解除）

空家法に基づく勧告をした特定空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する。

○ 宅地建物取引業法の一部改正

不動産取引のプロである宅建業者が、既存住宅状況調査技術者による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことで、売主・買主が安心して既存建物を取引できる市場環境を整備する。

○ 安心R住宅制度

耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心R住宅」制度を創設する。

○ 住宅セーフティネット制度

空き家等を活用した、低額所得者や高齢者、子育て世代などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（セーフティネット登録住宅）等を実施。

○ 建築基準法の一部改正

戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化や大規模な建築物等に係る制限の合理化によって、既存建築ストックの活用に資する建築基準法の一部改正を行う。

○ 建築物の除却・建替えによる密集市街地の不燃化促進

耐火性能の低い建築物の除却を促進し、不燃化することにより、密集市街地の安全性の向上を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

空き家特措法に基づく国・自治体における取組の強化等により、平成25～30年においては目標とする400万戸を下回るペースでその増加抑制が図られている。

（事務事業等の実施状況）

○ 空き家対策総合支援事業

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して補助を行った。

○ 空き家再生等推進事業

空家等対策計画を策定している等の市区町村を対象とし、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却、空き家住宅又は空き建築物の活用等へ対し支援を行った。

○ 既存住宅流通・リフォーム市場の整備

既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整

備に向けた施策を展開した。

○ 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成や専門家等との連携による相談体制の構築、地方公共団体と専門家等が連携して共通課題の解決を行うモデル的な取組を支援した。

○ 買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用した。

○ 相続により生じた古い空き家（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合において、譲渡所得からの3000万円の特別控除を実施した。

○ 空家法に基づく勧告をした特定空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する措置を講じた。

○ 宅地建物取引業法の一部改正

不動産取引のプロである宅建業者が、既存住宅状況調査技術者による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことで、売主・買主が安心して既存建物を取引ができる市場環境を整備した。

○ 安心R住宅制度

「不安」「汚い」「わからない」といった「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、既存住宅の流通を促進するため、消費者に対し基礎的な要件を備えた既存住宅に係る情報を提供する「安心R住宅」制度を創設した。

○ 住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録（セーフティネット登録住宅）を推進しており、全国で390,471戸（受付・審査中の住宅を合わせると522,860戸）が登録されている（2021年3月31日時点）。

○ 建築基準法の一部改正

戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化や大規模な建築物等に係る制限の合理化によって、既存建築ストックの活用に資する建築基準法の一部改正を行った。

○ 建築物の除却・建替えによる密集市街地の不燃化促進

密集市街地において、耐火性の低い建築物の除却に対し支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

本業績指標は、目標値の達成に向けて概ね順調に推移していることから「A」と評価した。令和2年度政策レビュー評価書では、「賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数は、増加すると防犯・防災性や周辺環境の悪化等を招くおそれがあることから、今後の増加・傾向を踏まえ、400万戸の目標を令和12年まで延長する」旨とりまとめた。

今後は、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）に基づき400万戸程度の抑制目標を継続し、空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進する施策の継続強化を図る。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 皆川 武士）

関係課：住宅局住宅総合整備課（課長 齋藤 良太）

住宅局住宅総合整備課環境整備室（室長 田中 政幸）

住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室（室長 中林 大典）

住宅局建築指導課（課長 深井 敦夫）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 岸田 里佳子）

不動産・建設経済局不動産課（課長 井崎 信也）

施策目標個票

(国土交通省2-②)

施策目標	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
施策目標の概要及び達成すべき目標	住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ継承されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 指標10については目標達成に向けて順調に進捗しているものの、主要業績指標である市場規模に関する二指標(指標9、13)及び11、12、14については目標値に及ばない状況にあることなどから、「④進展が大きくない」と判断した。	
	施策の分析	住生活基本計画に基づいた、施策の着実な実施を行ってきたところではあるが、目標達成にはより一層の取組が必要である。	
	次期目標等への反映の方向性	評価結果等を踏まえ、指標の見直しを行った上で、国民の豊かな住生活の実現に向けた新たな「住生活基本計画(全国計画)」を令和3年3月に閣議決定した。今後は新たな計画に基づき、引き続き住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場の整備の推進を図ることとし、業績指標の見直しを検討する。	

	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年	H28年	H29年	H30年	R1年		
9 既存住宅流通の市場規模(*)	H25年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	B	R7年
	4兆円	-	-	4.5兆円	-	-		8兆円
	年度ごとの目標値							
10 既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵担保保険に加入した住宅の割合	初期値	実績値					A	目標値
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R7年度
	5%	-	-	11.6%	-	-		20%
年度ごとの目標値								
11 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合	初期値	実績値					B	目標値
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	46%	サンプル調査:47.8%	-	53.6%	-	-		60%
年度ごとの目標値								
12 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	初期値	実績値					B	目標値
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	11.5%	11.2%	11.3%	11.5%	12.2%	12.5%		16%
年度ごとの目標値								
13 リフォームの市場規模(*)	初期値	実績値					B	目標値
	H25年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R7年
	7兆円	-	-	7兆円	-	-		12兆円
年度ごとの目標値								
14 マンションの建替え等の件数(昭和50年からの累計)	初期値	実績値					B	目標値
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	約250件	283件	305件	325件	350件	370件		388件
年度ごとの目標値								

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	5,612	214,095	120,529	6,355	
		補正予算(b)	86	△ 0.2	77,736	-	
		前年度繰越等(c)	0	0	122,647	-	
		合計(a+b+c)	5,698	214,095	320,912	6,355	
			<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)	5,285	91,701				
	翌年度繰越額(百万円)	0	122,187				
不用額(百万円)	414	207					

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	住宅局	作成責任者名	住宅政策課 (課長 皆川 武士)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 9
既存住宅流通の市場規模*

評 価	
B	目標値：8 兆円 （令和 7 年） 実績値：4.5兆円 （平成 3 0 年） 初期値：4 兆円 （平成 2 5 年）

(指標の定義)
 指標 = A × B
 A = 土地と家屋を含めた消費者の既存住宅の購入価額 【出典：住宅市場動向調査（国土交通省）】
 B = 既存住宅の流通戸数 【出典：住宅・土地統計調査（総務省）】

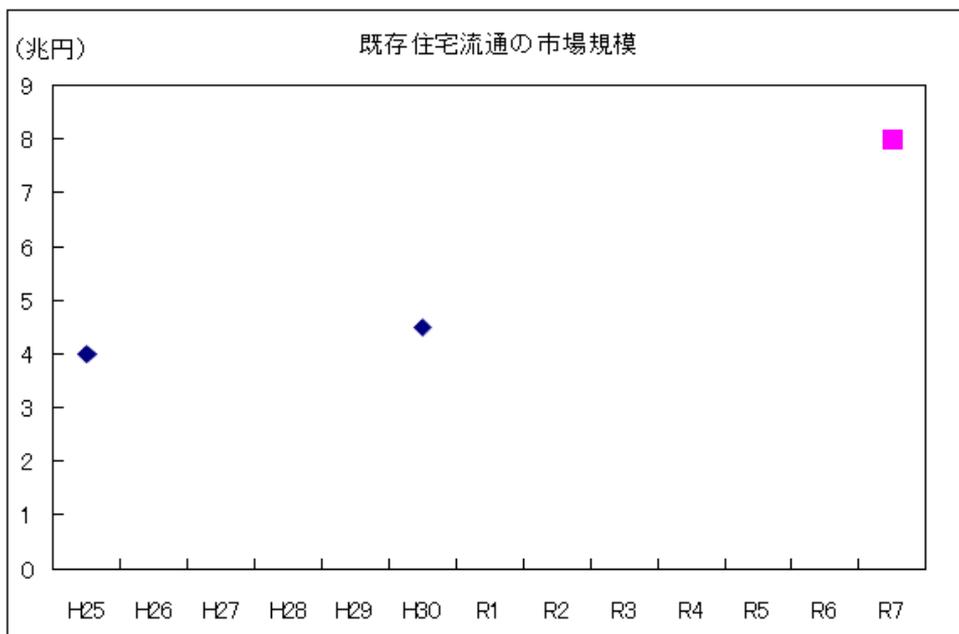
(目標設定の考え方・根拠)
 良質で魅力的な既存住宅が市場で評価され、流通することにより、資産として承継されていく新たな住宅循環システムの構築、住宅市場の新たな牽引力の創出に向け、既存住宅流通の市場規模を指標として設定。（「住生活基本計画（全国計画）」（平成 2 8 年 3 月 1 8 日閣議決定））

(外部要因)
 地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等

(他の関係主体)
 住宅建設業者等

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・住生活基本計画（全国計画）（平成 2 8 年 3 月 1 8 日）
 ・未来投資戦略 2 0 1 7 （平成 2 9 年 6 月 9 日）
 ・ニッポン一億総活躍プラン（平成 2 8 年 6 月 2 日）
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値					(暦年)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
-	-	4.5 兆円	-	-	



主な事務事業等の概要

- 建物状況調査（インスペクション）の普及
インスペクションの周知や実施体制の整備を進めることで、適正なインスペクションを普及促進。
- 住宅履歴情報の整備
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- 不動産取引価格情報の提供
不動産の個別の取引価格等の情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ（土地総合情報システム）上で提供。
予算額：不動産市場整備等推進調査費約2.29億円（令和元年度）、同左 約2.25億円（令和2年度）
- 「安心R住宅」制度
「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにするため、耐震性等の一定の要件を満たす既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める制度。
- 住宅ストック維持・向上促進事業
健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取組みに対し支援を行う制度。
予算額：住宅ストック維持・向上促進事業8.49億円（令和元年度）、7.01億円（令和2年度）
- 既存住宅売買に係る保険制度
住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。
- 買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置
買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用し、良質な既存住宅の流通を促進。
- 住宅金融支援機構の証券化支援事業
住宅金融支援機構との連携のもとで民間金融機関が提供しているフラット35は、既存住宅購入資金も融資対象であり、既存住宅の取得を支援。
- 長期優良住宅化リフォーム推進事業
既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。
予算額：4.5億円（令和元年度当初）、5億円（令和元年度補正）、4.5億円（令和2年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年から平成30年のトレンドで推移すると目標値を下回る数値となっている。

（事務事業等の実施状況）

- 建物状況調査（インスペクション）の普及
宅地建物取引業法を改正し、重要事項説明に建物状況調査（インスペクション）の実施の有無等を位置付け。既存住宅状況調査技術者講習制度において5講習機関を登録。技術者数は約25,000人。
- 住宅履歴情報の整備
住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- 不動産取引価格情報の提供
不動産取引価格情報について、国土交通省のホームページ上で提供（令和2年度までの累計提供件数：約422万件）。
- 「安心R住宅」制度

「安心R住宅」制度について平成30年4月より標章の使用を開始した。(令和3年3月末で累計3,891件)

○ 住宅ストック維持・向上促進事業

良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和元年度は42件、令和2年度は34件を採択。

○ 既存住宅売買に係る保険制度

住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。(令和元年度申込実績：宅建業者販売タイプ20,017戸、個人間売買タイプ3,417戸、令和2年度申込実績：宅建業者販売タイプ24,237戸、個人間売買タイプ3,659戸)

○ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税(不動産取得税・登録免許税)の軽減措置を適用し、良質な既存住宅の流通を促進。

(平成30年度適用実績：不動産取得税(建物)4,651件、不動産取得税(土地)916件、登録免許税416件、令和元年度適用実績：不動産取得税(建物)5,364件、不動産取得税(土地)2,944件、登録免許税879件)

○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業

住宅金融支援機構のフラット35により、既存住宅の取得を支援(既存住宅に対する融資実績令和元年度：19,696戸、令和2年度：18,138戸)。住宅金融支援機構のフラット35Sにより、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援。

○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業

長期優良住宅化リフォーム推進事業において、令和元年度当初予算では4,462戸に支援を実施、令和元年度補正予算では584戸に支援を実施、令和2年度当初予算では2,959戸の交付申請を受け付けた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

【課題の特定】

平成25年から平成30年のトレンドで推移すると目標値を下回る数値となるため、「B」と評価した。

既存住宅流通が進んでいない原因としては

- ・物件の維持保全の状況や性能等に関する情報提供が十分でなく、既存住宅の質や不具合に対して不安が生じていること
 - ・既存住宅を取得した際にリフォームが実施しやすい環境が整っていないこと
 - ・耐震性等を満たす、既存住宅として取引されうる良質なストックが少ないこと
- 等が課題として考えられる。

【今後の取組みの方向性】

令和2年度政策レビュー評価書では「既存住宅流通及びリフォーム市場の活性化は互いに関連が深いことから、両者の指標を統合する」旨をとりまとめた。

住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)では、新たな指標として「既存住宅流通及びリフォームの市場規模」令和12年14兆円、長期的目標として20兆円の目標を設定した。

今後は、既存住宅に関する情報へのアクセスや既存住宅ストックの「質」の向上、リフォームしやすい環境の整備などに取り組み、両市場の拡大を図る。

本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課(課長 皆川 武士)

関係課：不動産・建設経済局不動産課(課長 井崎 信也)

不動産・建設経済局不動産市場整備課(課長 鈴木 あおい)

不動産・建設経済局地価調査課(課長 二橋 宏樹)

住宅局総務課住宅金融室(室長 松野 秀生)

住宅局住宅生産課(課長 宿本 尚吾)

住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室(室長 中林 大典)

業績指標 10

既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合

評価

A	目標値：20%（令和7年度） 実績値：11.6%（平成30年度） 初期値：5%（平成26年度）
---	---

（指標の定義）

既存住宅流通戸数に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅戸数の割合（A/B）

※A：既存住宅売買瑕疵保険の申請戸数、B：既存住宅の流通戸数（年間）

（目標設定の考え方・根拠）

「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合（20%（令和7年度））から設定

（外部要因）

地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達の可能額の動向等

（他の関係主体）

不動産事業者、住宅瑕疵担保責任保険法人等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）

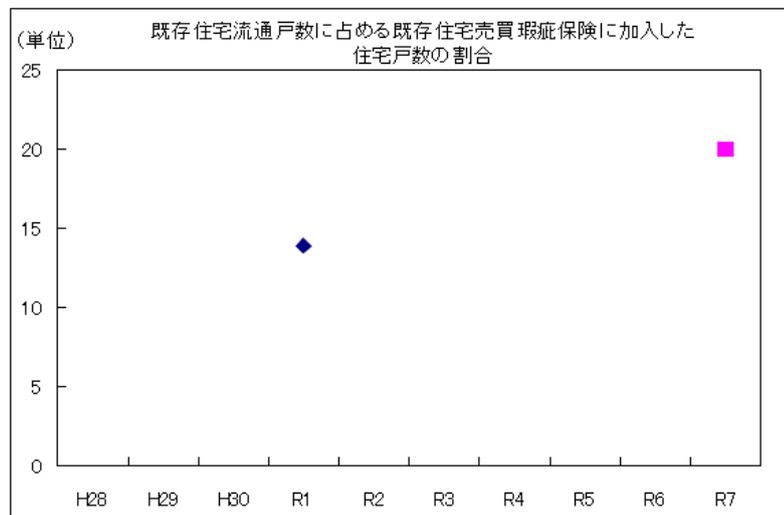
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
—	—	11.6%	—	—	



主な事務事業等の概要

○既存住宅瑕疵保険、リフォーム瑕疵保険、大規模修繕瑕疵保険の周知普及

○既存住宅売買に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅足担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。

○リフォーム工事に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。

○住宅ストック維持・向上促進事業

健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取組に対し支援を行う。

予算額：7.01 億円（令和2年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成26年度から令和元年度までのトレンドで推移すると、目標年度に目標値を上回る数値となる。

（事務事業等の実施状況）

- 既存住宅瑕疵保険個人間売買仲介事業者コースを開発。
（令和元年度申込実績：仲介事業者コース1,015戸 令和2年度申込実績：仲介事業者コース1,260戸）
- 住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。
（令和元年度申込実績：宅建業者販売タイプ20,017戸、個人間売買タイプ3,417戸
令和2年度申込実績：宅建業者販売タイプ24,237戸、個人間売買タイプ3,659戸）
- 住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和2年度は34件を採択
- 既存住宅状況調査技術者講習制度において、5講習機関を登録。技術者数は約25,000人（令和3年4月1日時点）。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年度までの5年間で9%の伸びを達成しており、残り6年間でこのペースで伸びた場合、目標を達成することが見込まれるためA評価とした。

令和2年度政策レビュー評価書では「消費者が安心して取引できる既存住宅流通市場の整備を図るためには、住宅性能に関する基礎的な情報が消費者に提供されることが重要であるため、今回、「住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合」として指標を見直す」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月閣議決定）では、新たな指標として「住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存流通に占める割合」令和12年50%とする目標を設定した。

今後は、新たな瑕疵保険商品の開発、保険法人等の関係主体や他制度との連携による普及啓発等に努める。本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室（室長 中林 大典）

関係課：

業績指標 1 1

2 5 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合

評 価

B	目標値：60%（令和2年度） 実績値：53.6%（平成30年度） 初期値：46%（平成25年度）
---	--

（指標の定義）

計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合の割合（B/A）

※A=5年に一度のマンション総合調査の調査対象マンション管理組合数、B=Aのうち計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数

（目標設定の考え方・根拠）

分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画（H28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（70%（R7））をもとに現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

【閣決（重点）】

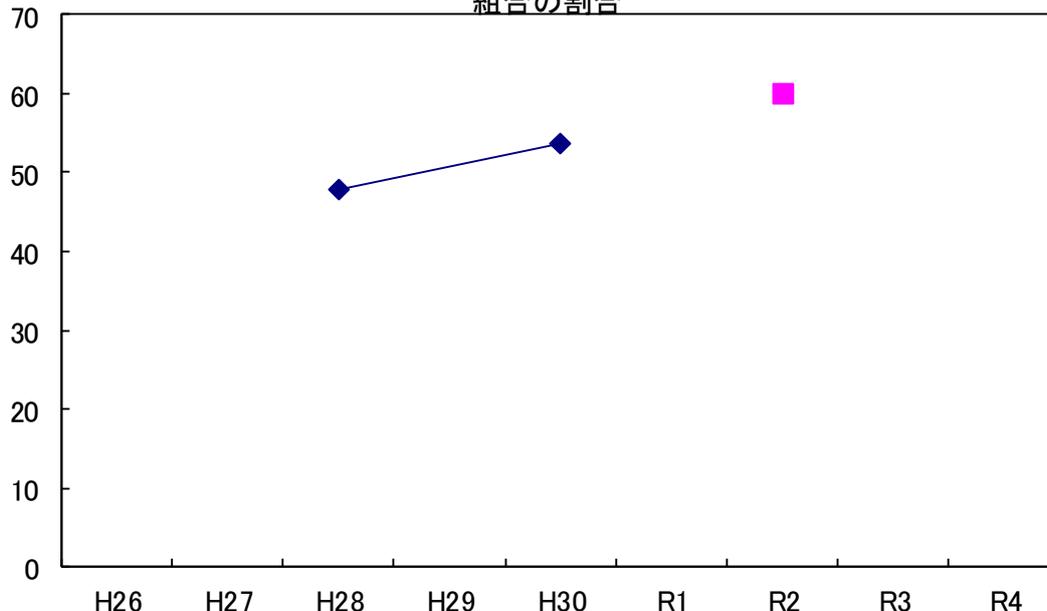
なし

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
サンプル調査： 47.8%	—	53.6%	—	—	

(単位) 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合



主な事務事業等の概要

○長期修繕計画の作成ガイドライン等

・長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方や25年（新築は30年）以上の計画期間とすることを示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定・公表しており、セミナー等を実施し普及促進を図っている。

○マンションの修繕積立金に関するガイドライン

・新築マンション購入予定者向けに修繕積立金に関する基本的な知識や修繕積立金額の目安を示した、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を策定・公表しており、セミナー等を実施し普及促進を図っている。

○マンション管理適正化・再生推進事業

・管理が不適切なマンションに対して専門家を派遣し、マンション管理組合の活動を支援する中で長期修繕計画の作成等を行うモデル事業を実施している。

○マンションストック長寿命化等モデル事業

・25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を既に設定しているマンションの長寿命化に資する先導的な取組を支援することにより、適正な管理を行うマンションの普及を促進する。

○外部専門家の活用

・外部専門家を管理組合の「理事長」や「管理者」として活用する際の留意事項を定めた「外部専門家活用のガイドライン」を策定・公表し普及促進を図っている。

○マンション大規模修繕工事に関する実態調査

・マンション大規模修繕工事の内容・金額等についての実態調査を行い、情報提供している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合を把握するに当たっては、5年に一度のマンション総合調査を基にしており、直近の最新データは平成30年度の実績値（53.6%）である。平成25年度の調査では46.0%であるため、25年～30年のトレンドで令和2年度までの増加分を推計すると令和2年度は56.6%である。目標値をやや下回る数値となるが、おおむね目標に近い実績を示している。

(事務事業等の実施状況)

- ・長期修繕計画標準様式・長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントの普及。
- ・マンションの修繕積立金に関するガイドラインの普及
- ・マンション管理適正化・再生推進事業によるモデル事例の収集及び周知
- ・マンションストック長寿命化等モデル事業により先導的・モデル的な取組を支援

※令和元年度に実施した政策アセスメント（令和2年度予算概算要求）の対象である「マンションストック長寿命化等モデル事業」の事後評価については、マンションの長寿命化に質する本業績指標11をもってその効果を測定しているところ、目標に向けて進捗しており、おおむね順調であったと評価できる。

- ・外部専門家活用ガイドラインの普及
- ・マンション大規模修繕工事に関する実態調査の公表及び周知

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は前述のとおり、平成25年度の調査から平成30年度の実績値のトレンドで推計すると、目標値をやや下回る数値となるため「B」と評価した。

近年、特に高経年マンションにおいては、区分所有者の高齢化や空き家・賃貸化等の進行により、修繕に係る合意形成が困難化している。

高経年マンションの管理適正化や再生を促進するため、令和2年6月にマンションの管理の適正化の推進に関する法律を改正したところであり、新たに設けられた管理計画認定制度では、長期修繕計画の策定及び見直しの状況等を認定の基準に定め、管理組合に長期修繕計画の重要性を示す予定。

令和2年度政策レビュー評価書でも、この業績指標については、上記法改正を踏まえ「新たな目標値を設定する」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）では、指標を継続し、令和12年75%の目標を設定した。

今後も継続してマンションの管理の適正化や長寿命化、再生の円滑化を推進するため、現在見直しを実施している「長期修繕計画ガイドライン」、「長期修繕計画標準様式」及び「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」について、周知を行う。さらに、マンション管理適正化・再生推進事業により長期修繕計画作成支援のモデル事業等を支援し、先進的なマンションの知見を広く展開するとともに、高経年マンションの急増に係る課題に対し、以下の施策を実施していく。

- ・地方公共団体等が実施する管理が不十分なマンションの実態調査等の支援。
- ・「マンション管理の新制度の施行に関する検討会」の提言を踏まえた、管理計画認定制度等の新制度の施行に関する検討。

本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官（マンション・賃貸住宅担当） 矢吹 周平）
関係課：住宅局市街地建築課（課長 山下 英和）

業績指標 1 2
新築住宅における認定長期優良住宅の割合

評 価	
B	目標値：16%（令和2年度） 実績値：12.5%（令和2年度） 初期値：11.5%（平成26年度）

（指標の定義）
 年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、長期優良住宅に係る認定を取得した住宅の戸数（A／B）
 A = 年度の長期優良住宅の認定戸数
 B = 年度の新設住宅着工戸数

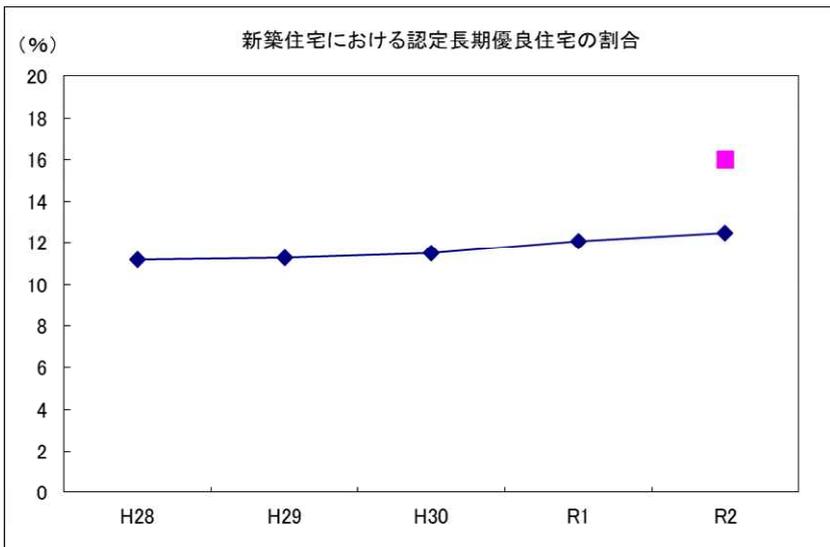
（目標設定の考え方・根拠）
 「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している新築住宅における認定長期優良住宅の割合の目標値（20%（令和7年））を基に、現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定したもの。

（外部要因）
 資金調達可能額の動向、住宅ローン金利の動向、建材等の価格の動向 等

（他の関係主体）
 住宅供給事業者（事業主体）、所管行政庁（運用主体）、住宅金融支援機構（支援主体）

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞
 III 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
 1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
11.2%	11.3%	11.5%	12.2%	12.5%	



主な事務事業等の概要

- 長期優良住宅の普及を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置
 - ・新築の認定長期優良住宅に対する予算措置、税の特例措置、融資制度
- 長期優良住宅の普及の促進に関し、国民の理解と協力を得るため、長期優良住宅の建築及び維持保全に関する知識の普及及び情報の提供
 - ・インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR
 - ・地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援 等
- 長期優良住宅の普及を促進するために必要な人材の養成及び資質の向上
 - ・建設事業者、建築士、所管行政庁等、長期優良住宅の普及に関係する者向けの制度説明会や講習会の開催 等
- 長期使用構造等に係る技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及
- 既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び消費者保護の充実に関する小委員会
 - ・令和2年8月31日に、良質な住宅ストックの形成及び円滑な取引環境の整備のために、長期優良住宅制度、住宅性能表示制度及び住宅瑕疵担保履行制度について検討することを目的として、社会資本整備審議会住宅地分科会及び建築分科会のもと、「既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び消費者保護の充実に関する小委員会」をそれぞれ設置。
- 「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を第204回国会に提出。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・令和2年度の実績値は12.5% (A=101,392、B=812,164)であり、令和2年度の目標値を達成していないため、評価を「B」とした。
- ・住宅の建て方別に普及状況を見ると、共同住宅における令和2年度の実績値は0.2% (A=889、B=418,653)であり、共同住宅において認定の取得が進んでいない。

(事務事業等の実施状況)

- ・規則の改正により、平成22年6月1日より長期優良住宅の認定に係る書類の簡素化等を実施した。
- ・共同住宅に係る認定基準の合理化を図った告示改正を、平成24年4月1日より施行した。
- ・インターネットや新聞・雑誌、パンフレットや事例集等による制度のメリットのPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行った。
- ・令和2年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）の適用期限を2年延長し、引き続き長期優良住宅の普及を促進した。
- ・既存住宅流通市場活性化のための優良な住宅ストックの形成及び消費者保護の充実に関する小委員会について、第1回合同小委員会、第2回合同小委員会、とりまとめ案のパブリックコメントを経て、令和3年1月28日に第3回合同小委員会を開催し、最終とりまとめを行った。
- ・長期優良住宅の更なる普及促進により、優良な住宅ストック形成の更なる促進等を図るため、認定対象の拡大及び認定手続の合理化等を内容とする「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を第204回国会に提出した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

【課題の特定】

- ・分譲マンションの認定手続き及びその維持保全は各住戸の区分所有者が主体となり実施しており、適切な維持保全の確保や手続きの負担が課題となっている。
- ・制度について消費者の認知が不十分である。
- ・大規模事業者と比較して、中小事業者等の認定取得割合が低い。

【今後の取組みの方向性】

- ・令和2年度政策レビュー評価書では「フローの指標からストックの指標に移行することとし、現行指標については継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しないこととする」旨をとりまとめた。
- ・住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）では、新たな指標として「認定長期優良住宅のストック数」令和12年度約250万戸の目標を設定した。
- ・今後は、第204回国会において成立した「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」等を踏まえ、共同住宅の手続きの合理化や住宅性能評価と長期優良住宅認定の一体的審査の導入等を通じて長期優良住宅の普及を図る。
- ・また、制度の普及に向けた取組みを行うとともに、中小事業者の認定取得を促進するための環境整備を図る。
- ・さらに、住宅の消費者に対して、インターネットやパンフレットや事例集等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費

者による制度の活用を引き続き促進する。
・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局住宅生産課（課長 宿本 尚吾）
関係課：

業績指標 13

リフォームの市場規模*

評価

B

目標値：12兆円（令和7年）
実績値：7兆円（平成30年）
初期値：7兆円（平成25年）

(指標の定義)

A = ① 10 m²以上の増改築工事 + ② 10 m²未満の増改築工事 + ③ 設備の維持修繕費 + ④ 修繕工事（大規模修繕等） + ⑤ 賃貸住宅のリフォーム

(目標設定の考え方・根拠)

「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（12兆円（平成37年））から設定。（「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定））

(外部要因)

資金調達可能額の動向等

(他の関係主体)

リフォーム事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）
- ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日）
- ・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日）

【閣決（重点）】

なし

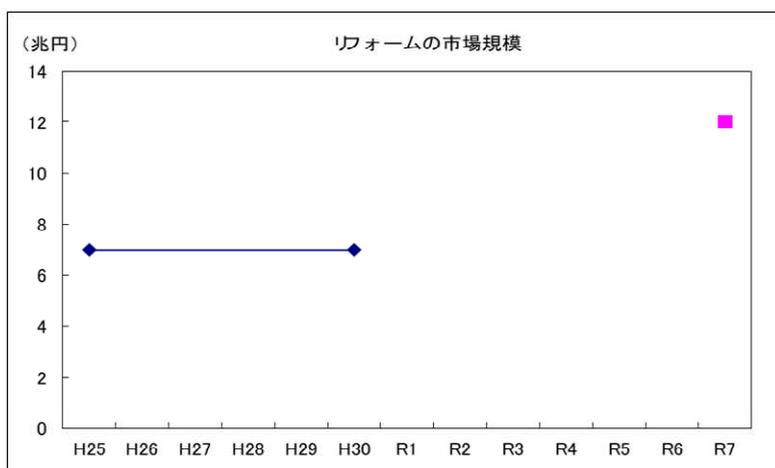
【その他】

なし

過去の実績値（兆円）

（暦年）

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
7	—	—	—	—	7	—	—



主な事務事業等の概要

○住宅・建築物安全ストック形成事業、耐震対策緊急促進事業

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度。平成25年11月に施行された改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務づけ、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等により、住宅・建築物の耐震化を促進している。

予算額：社会資本整備総合交付金 8, 713 億円の内数（令和元年度）

7, 277 億円の内数（令和2年度）

防災・安全交付金 1兆 3, 173 億円の内数（令和元年度）

1兆 388 億円の内数（令和2年度）

耐震対策緊急促進事業 121 億円（令和元年度）

114 億円（令和2年度）

○サステナブル建築物等先導事業

住宅・建築物における省エネ・省CO₂化等を推進するため、省エネ・省CO₂等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業 99.83 億円の内数（令和元年度）

90.7 億円の内数（令和2年度）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：45 億円（令和元年度当初）、5 億円（令和元年度補正）

45 億円（令和2年度）

○住宅履歴情報の整備

円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。

予算額：インスペクションの活用による住宅市場活性化事業 2.7 億円（平成29年度）

住宅瑕疵等に係る情報インフラ整備事業 1.2 億円（平成30年度）

0.8 億円（令和元年度）

0.6 億円（令和2年度）

○リフォーム工事に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。

○住宅ストック維持・向上促進事業

健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取り組みに対し支援を行う。

予算額：8.55 億円（令和元年度）

7.01 億円（令和2年度）

○住宅金融支援機構による耐震改修工事融資

耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける制度。

○住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度

満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする融資制度。

○住宅金融支援機構によるリバースモーゲージの住宅融資保険制度

民間金融機関による住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構による住宅融資保険の付保対象とする制度。

○住宅金融支援機構によるフラット35リノベ

既存住宅の売買に際して、省エネルギー性等についての性能向上リフォーム及び既存住宅の維持保全に係る措置を行う住宅について、住宅ローンの金利引き下げを行う制度。

【税制上の特例措置】

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修又は長期優良住宅化リフォームが行われた住宅に対する所得税及び固定資産税の減税措置を適用。

※長期優良住宅化リフォームについては平成29年度税制改正において創設

○買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用。

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅の増改築等のための金銭を贈与により取得した場合において、一定金額までの贈与につき贈与税の非課税措置を適用。

○住宅ローン減税

償還期間10年以上の住宅ローンを利用して住宅の増改築等をした場合、最大13年間、各年末の住宅ローン残高の一定割合（最大1.0%）を所得税額（一部、翌年度の住民税額）から控除する措置を適用。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

リフォームの市場規模は7兆円（2010年から約1兆円増加）となっており、中期的には穏やかな拡大状態である。

（事務事業等の実施状況）

- ・従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、平成30年度当初予算において、耐震化に向けた積極的な取組みを行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり100万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。また、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を実施。
- ・サステナブル建築物等先導事業において、公募を実施し、省エネ・省CO2等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援実施。
- ・既存住宅の「増改築」に係る長期優良住宅認定制度の創設。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業において、令和元年度当初予算で4,462戸、令和元年度当初補正予算で584戸に支援を実施、令和2年度予算では2,959戸の交付申請を受け付けた。
- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。
- ・安心R住宅制度の創設（平成29年度）
（令和元年度登録団体：3団体、令和2年度登録団体：2団体（累積13団体））
- ・住宅リフォーム事業者団体登録制度の創設（平成26年度）
（令和元年度登録団体：1団体、令和2年度登録団体：1団体（累積16団体））
- ・消費者が安心してリフォームが行えるよう、リフォームの無料見積チェック制度や、全国の弁護士会における弁護士・建築士による無料専門家相談を実施した。
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。
（令和元年度申込実績：リフォーム瑕疵保険3,795戸、大規模修繕瑕疵保険1,201棟、令和2年度申込実績：リフォーム瑕疵保険4,032戸、大規模修繕瑕疵保険1,218棟）
- ・住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、

令和2年度は34件を採択。

- ・既存住宅状況調査技術者講習制度において、5講習機関を登録。技術者数は約25,000人（令和3年4月1日時点）。
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを実施した。
- ・住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする高齢者向け返済特例制度による融資を実施した。
- ・住宅金融支援機構により、民間金融機関の住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。
- ・住宅金融支援機構により、既存住宅の売買に際して、省エネルギー性等についての性能向上リフォーム及び既存住宅の維持保全に係る措置を行う住宅について、住宅ローンの金利引き下げを実施した。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住居とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成25年から平成30年のトレンドで推移すると目標値を下回る数値となるため、「B」と評価した。リフォームについてはリフォーム工事に対する消費者の不安等が市場規模の拡大が進まない一因になっている。

令和2年度政策レビュー評価書では「既存住宅流通及びリフォーム市場の活性化は互いに関連が深いことから、両者の指標を統合する」旨をとりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）では、新たな指標として「既存住宅流通及びリフォームの市場規模」を設定し、令和12年を目標として14兆円、長期的目標として20兆円と設定した。

今後は、既存住宅に関する情報へのアクセスや既存住宅ストックの「質」の向上、リフォームしやすい環境の整備などに取り組み、両市場の拡大を図る。

本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課（課長 宿本 尚吾）

関係課：住宅局総務課住宅金融室（室長 松野 秀生）

住宅局住宅政策課（課長 皆川 武士）

住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室（室長 中林 大典）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 岸田 里佳子）

住宅局安心居住推進課（課長 上森 康幹）

業績指標 14

マンションの建替え等の件数（昭和 50 年からの累計）

評 価

B	目標値：388件（令和2年度） 実績値：370（令和2年度） 初期値：約250件（平成26年度）
---	--

（指標の定義）

マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するため改修・建替え等の着手件数を指標として設定

指標＝A＋B＋C＋D＋E

A＝耐震改修促進法に基づく区分所有建物の耐震改修に係る認定件数の累計

B＝区分所有法に基づく建替決議（マンション建替円滑化法に移行するものを含む。）件数の累計

C＝マンション敷地売却事業に係る除却の必要性に係る認定件数の累計

D＝民法に基づく合意（建て替える旨の全員合意）件数の累計

E＝都市再開発法に基づく組合設立等の認可の件数の累計

（目標設定の考え方・根拠）

マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するための指標として、住生活基本計画（H28.3.18 閣議決定）で設定している目標値（約500件（R7））をもとに現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

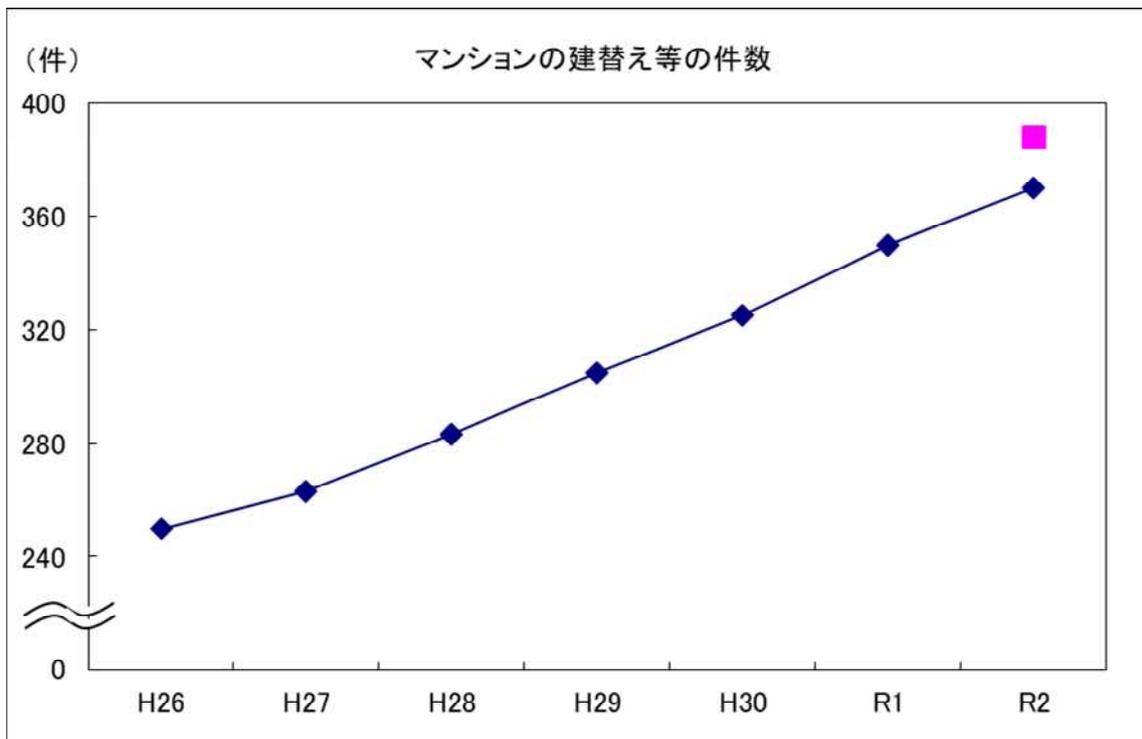
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値（件）					（年度）	
H27	H28	H29	H30	R1	R2	
263	283	305	325	350	370	



主な事務事業等の概要

○マンションの再生手法の充実

・平成26年にマンション建替えの円滑化等に関する法律（以下、「マンション建替円滑化法」という。）を改正し、耐震性不足のマンションを対象に「マンション敷地売却制度」及び容積率緩和特例制度を創設。これに伴い「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」を策定・公表し、普及を図っている。

・建築基準法施行規則改正等により明確化された一団地認定の職権取消しについて、取消しの手続きや建築基準法不適合が発生しないための留意点等を定めた「建築基準法第86条第1項等に基づく一団地認定の特定行政庁による職権取消しのためのガイドライン」を策定・公表し、普及を図っている。

・令和2年6月にマンション建替円滑化法を改正し、「マンション敷地売却制度」及び容積率緩和特例制度の対象拡充（公布から1年6ヶ月以内施行）、耐震性不足等のマンションを含む団地型マンションについて多数決による敷地分割を可能とする敷地分割事業の創設（公布から2年以内施行）を行っている。

除却の必要性に係る認定 <small>【法102条】</small>		容積率緩和の特例 <small>【法105条】</small>	マンション敷地売却事業 <small>【法108条〜】</small>	団地における敷地分割事業 <small>【法109条の4〜】</small>
特定要除却認定	耐震性の不足 <small>【法102条2項1号】</small>	○	○	○
	火災に対する安全性の不足 <small>【法102条2項2号】</small>	○	○	○
	外壁等の剥落により周辺に危害を生ずるおそれ <small>【法102条2項3号】</small>	○	○	○
給排水管の腐食等により著しく衛生上有害となるおそれ <small>【法102条2項4号】</small>		○	-	-
バリアフリー基準への不適合 <small>【法102条2項5号】</small>		○	-	-

※ 赤字が拡充・新設

○マンション建替えへの支援

・マンション建替円滑化法に基づき認可を受けて実施されるマンション建替事業等について、優良建築物等整備事業及び都市再生住宅等整備事業により支援。

・マンションの再生検討から長寿命化に資する改修や建替え等の課題を解決する先導的な取組に対し、「マンション

ストック長寿命化等モデル事業」で支援。

○マンションの再生に係る相談体制の整備

・老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制（一級建築士による電話相談及び弁護士・建築士等による対面相談）の実施・運営。

○改正法等の周知

・管理組合を対象としたセミナーやリーフレットの作成等を通じ、令和2年6月のマンション建替円滑化法の改正概要について周知。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

マンションの建替え等の件数を把握するに当たっては、建替え等に係る諸制度の認定、決議等の件数の累計を基にしている。平成27年度から令和元年度のトレンドで推移すると目標値をやや下回る数値となるが、おおむね目標に近い実績を示している。

（事務事業等の実施状況）

- ・マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアルの普及。
- ・マンション建替え実務マニュアルの普及。
- ・耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドラインの普及。
- ・建築基準法第86条第1項等に基づく一団地認定の特定行政庁による職権取消しのためのガイドラインの普及。
- ・令和2年6月のマンション建替円滑化法改正によりマンション敷地売却事業や容積率緩和特例等の対象を拡大（公布から1年6ヶ月以内施行）。
- ・令和2年6月のマンション建替円滑化法改正により耐震性等が不足するマンションを含む団地型マンションにおいて、多数決で敷地分割を可能とする敷地分割事業を創設（公布から2年以内施行）。
- ・優良建築物等整備事業及び都市再生住宅等整備事業による建替えの支援。
- ・マンション建替え等の専門家による相談体制の整備・運営。
- ・管理組合向けのセミナー開催やリーフレット作成等により令和2年6月の法改正概要を周知。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は前述のとおり、平成27年度から令和元年度の5箇年のトレンドで推移すると、目標値をやや下回る数値となるため「B」と評価した。

近年、区分所有者の高齢化や空き家・賃貸化等の進行、マンションの建替えにおける採算性の低下、大規模団地型マンションの高経年化などにより建替えに係る合意形成が困難化していること等を踏まえ、令和2年6月にマンション建替円滑化法を改正した。

令和2年度政策レビュー評価書では、「今後は、令和2年のマンション管理適正化法等の改正を踏まえ、マンションの適正な維持・管理を促進していく観点から、継続的に現状値を把握するものの、成果指標としては設定しない」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月閣議決定）において、本項目は成果指標から観測・実況指標へ移行したところであるが、引き続き、マンションの建替え、敷地売却に係る各種ガイドライン・マニュアルの普及、優良建築物等整備事業等による建替え支援とともに、令和2年6月に改正されたマンション建替円滑化法の施行に向け、以下の施策を実施し、建替え等のマンションの再生を促進していく。

- ・「マンション敷地売却制度」や容積率緩和特例制度の対象となる老朽化マンション等の基準の検討及び運用のためのマニュアル策定、講習会の開催
 - ・マンションの建替え等に係る各種ガイドライン・マニュアルの策定・改訂及びその普及
 - ・建替え等の相談対応を行う専門家（弁護士・建築士等）に対する講習会の実施
- 本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官（マンション・賃貸住宅担当） 矢吹周平）

関係課： 住宅局市街地建築課（課長 山下英和）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 岸田里佳子）

施策目標個票

(国土交通省2-③)

施策目標	総合的なバリアフリー化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的、総合的なバリアフリー化等を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p style="text-align: center;">(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p style="text-align: center;">(判断根拠)</p> <p>全16業績指標のうち半数の8項目は目標達成又は達成見込みとなっている。主要な業績指標についても、14項目のうち過半数の10項目は目標を達成しているか、おおむね目標に近い実績を示したことから、全体として「③相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>・ 旅客施設、建築物等の整備などハード整備について着実にバリアフリー化が進展している。具体には、これまでのバリアフリー整備目標に基づき、1日当たりの平均利用者3,000人以上の鉄道駅等のうち、9割以上のバリアフリー化(段差解消)を実現。また、新幹線についても、令和3年7月以降に導入される全ての車両について、「車椅子用フリースペース」の設置義務付けを実現した。</p> <p>・ 一方で、自治体の財政規模が小さく、人口も少ない地方部のバリアフリー化はまだ途上にあり、都市部とは大きな隔りがある。また、ソフト面におけるバリアフリー化の推進も課題。</p> <p>・ このため、令和2年には「心のバリアフリー」を中心としたソフト対策の強化を内容とする、バリアフリー法改正を行い、市町村等が学校教育と連携してバリアフリー教育を推進するための「教育啓発特定事業」の創設や、バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進に向けた広報啓発、交通事業者に対するソフト基準遵守義務の創設等、「心のバリアフリー」の推進に対する一層の理解に向けた取組を今後進める。</p> <p>・ また、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進するため、令和3年度から5年間を目標期間とする新しいバリアフリー整備目標を策定した。</p> <p>・ さらに、市町村のマスタープランやバリアフリー基本構想の策定支援を強化するとともに、地方運輸局や地方整備局等が連携して、地域におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの取組を支援していく。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>・ 令和3年度から5年間を目標期間とする新しいバリアフリー整備目標を策定し、引き続き一体的、総合的なバリアフリー化を推進する。業績指標についても見直しを検討する。</p> <p>・ なお、新しい整備目標の設定においては、以下4点に留意のうえ見直しを行った。</p> <p>(1)各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進(基本構想に位置付けられた平均利用者数2,000人以上3,000人未満/日の旅客施設等为目标を追加)</p> <p>(2)聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化(案内設備(運行情報提供設備、標識等)を旅客施設のバリアフリー指標として位置付け)</p> <p>(3)マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進</p> <p>(4)移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」の推進</p>

一昨年

	初期値	実績値					評価	目標値	
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度			R2年度
15 公共施設等のバリアフリー化率									
①特定道路におけるバリアフリー化率*	83%	88%	89%	89%	90%	91%	B	100%	
②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合*	91%	93%	96%	96%	97%	集計中	B	100%	
③ホームドアの整備駅数	583駅	686駅	725駅	783駅	858駅	集計中	A	800駅	
④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率	54%	58%	59%	60%	61%	62%	A	約60%	
⑤都市公園における(Ⅰ)園路及び広場*、(Ⅱ)駐車場、(Ⅲ)便所のバリアフリー化率									
	(Ⅰ)	49%	51%	51%	57%	59%	集計中	A	60%
	(Ⅱ)	44%	47%	48%	48%	50%	集計中	B	60%
	(Ⅲ)	34%	35%	35%	36%	37%	集計中	B	45%
⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率*	53.5%	60.5%	62.7%	64.8%	70.6%	集計中	A	約70%	
年度ごとの目標値									

	16 車両等のバリアフリー化率	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度 (④はH29年度)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	①鉄軌道車両のバリアフリー化率*	60%	67.7%	71.2%	73.2%	74.6%	集計中	A	約70%
	②乗合バス車両(適用除外認定車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率*	43.9%	53.3%	56.0%	58.8%	61.2%	集計中	B	約70%
	③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率*	3.9%	5.8%	5.2%	5.1%	5.5%	集計中	B	約25%
	④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数*	1,699台	-	1,699台	1,013台	1,081台	集計中	B	約2,100台
	⑤福祉タクシーの導入数*	13,978台	15,128台	20,113台	28,602台	37,064台	集計中	A	約44,000台
	⑥旅客船のバリアフリー化率*	29%	40.3%	43.8%	46.2%	48.4%	集計中	A	約50%
	⑦航空機のバリアフリー化率*	93%	97.1%	97.8%	98.2%	99.1%	集計中	A	約100%
	年度ごとの目標値								
	17 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率*	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年
		41%	-	-	42%	-	-	B	61%
	年度ごとの目標値								
参考指標	参1 公共施設等のバリアフリー化率	初期値	実績値					評価	目標値
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度		
	①視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合	93%	93.8%	94.3%	94.7%	95.1%	集計中	/	100%
	②障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合	80%	84.2%	85.2%	86.7%	88.6%	集計中	/	100%
	③不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	14% (21年度)	10%	12%	8%	集計中	集計中	/	30%
	年度ごとの目標値								
参考指標	参2 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の高度のバリアフリー化率	初期値	実績値					評価	目標値
	H25年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R2年		
		10.7%	-	-	11.3%	-	-	/	25%
	年度ごとの目標値								
参考指標	参3 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	初期値	実績値					評価	目標値
	H25年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R2年		
		17%	-	-	17.2%	-	-	/	28%
	年度ごとの目標値								

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
		当初予算(a)	59	58	58	65
予算の 状況 (百万円)	補正予算(b)	0	0	0	-	
	前年度繰越等(c)	0	0	0	-	
	合計(a+b+c)	59	58	58	65	
		<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)	52	47			
	翌年度繰越額(百万円)	0	0			
	不用額(百万円)	7	11			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	総合政策局 関係局:道路局、住宅局、都市局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局	作成責任者名	総合政策局 バリアフリー政策課 (課長 真鍋 英樹)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---	--------	----------------------------------	----------	--------

業績指標 15

公共施設等のバリアフリー化率等 (①特定道路におけるバリアフリー化率*、②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合*、③ホームドアの整備駅数、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 (i) 園路及び広場*、(ii) 駐車場、(iii) 便所)、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率*)

評 価	
① B ② B ③ A ④ A ⑤ (i) A (ii) B (iii) B ⑥ A	① 目標値：100% (令和2年度) 実績値：91% (令和2年度) 初期値：83% (平成25年度) ② 目標値：100% (令和2年度) 実績値：集計中 (令和2年度) 約97% (令和元年度) 初期値：約91% (平成25年度) ③ 目標値：800駅 (令和2年度) 実績値：集計中 (令和2年度) 858駅 (令和元年度) 初期値：583駅 (平成25年度) ④ 目標値：約60% (令和2年度) 実績値：62% (令和2年度) 初期値：約54% (平成25年度) ⑤ (i) 園路及び広場 目標値：約60% (令和2年度) 実績値：集計中 (令和2年度) 59% (令和元年度) 初期値：49% (平成25年度) (ii) 駐車場 目標値：約60% (令和2年度) 実績値：集計中 (令和2年度) 50% (令和元年度) 初期値：44% (平成25年度) (iii) 便所 目標値：約45% (令和2年度) 実績値：集計中 (令和2年度) 37% (令和元年度) 初期値：34% (平成25年度) ⑥ 目標値：約70% (令和2年度) 実績値：集計中 (令和2年度) 70.6% (令和元年度) 初期値：53.5% (平成25年度)

(指標の定義)

①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に規定する特定道路 (注1) 延長のうち、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 (平成18年国土交通省令第116号) で定める基準を満たす道路の割合。

(注1) 特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの

②一定の旅客施設 (鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル) (注2) の1日当たり平均利用者数に占める、バリアフリー法に基づく移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令 (平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。) 第4条に掲げる基準に適合し、段差解消をした一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合。

段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合＝
 公共交通移動等円滑化基準第4条を満たす一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数
 ÷ 全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数

※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む

(注2) 1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設

③公共交通移動等円滑化基準第20条第1項第6号及び第7号で定めるホームドア（注3）が設置されている駅の数。

（注3）可動式ホーム柵含む

④床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注4）（公立小学校等を除く。以下同じ。）の総ストック数のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第11条から第23条までに定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）（注5）に適合するものの割合。

（注4）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物その他の建築物

（注5）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

÷ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

⑤バリアフリー法に規定する特定公園施設（注6）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準（注7）に適合した都市公園の割合。

（注6）バリアフリー法施行令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

（注7）移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

⑥バリアフリー法に規定する特定路外駐車場（注8）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注9）に適合した路外駐車場の割合

（注8） 駐車のために供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場

（注9） 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準

（目標設定の考え方・根拠）

①バリアフリー法に基づく、移動等円滑化の促進に関する基本方針に定める整備目標を踏まえ設定。

②移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すという目標を踏まえ設定（この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。）。

③高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためのホームドア（注）の整備の進捗状況を測る指標として、移動等円滑化の促進に関する基本方針及び交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）等を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。

（注）可動式ホーム柵含む

④移動等円滑化の促進に関する基本方針において定めている令和2年度までの目標値（約60%）を踏まえ設定している。また、令和2年に移動等円滑化の促進に関する基本方針を改正し、令和7年度までの目標値（約67%）を設定している。

⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することとしている。

⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度までに特定路外駐車場の約70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定したもの。

（外部要因）

②旅客施設の構造等

④経済状況等による新規建築物着工数など

（他の関係主体）

①⑤地方公共団体（事業主体）

②③地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

④地方公共団体（事業主体）、建築事業者（事業主体）

⑥路外駐車場管理者

（重要政策）

【施政方針】

・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

・第196回国会施政方針演説（平成30年1月22日）

「お年寄りや障害のある方が安心して旅行できるよう、あらゆる交通手段のバリアフリー化を進めます。」

【閣議決定】

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）

・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日）
バリアフリー化を推進する。（第2章2.）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日）
より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。（第2章4.）
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。（第2章5.）
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）
- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）

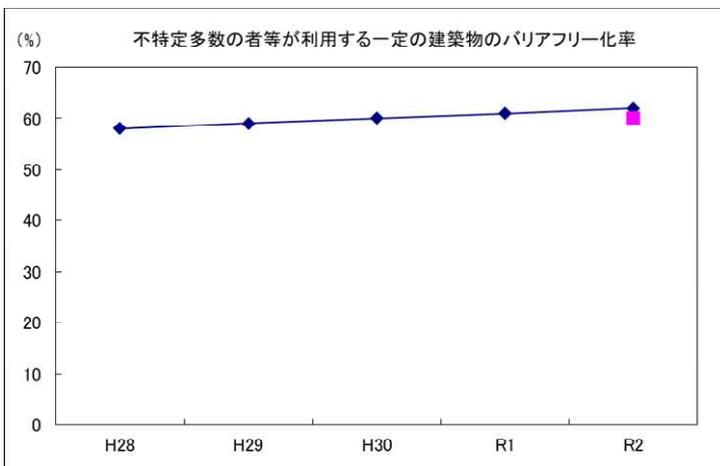
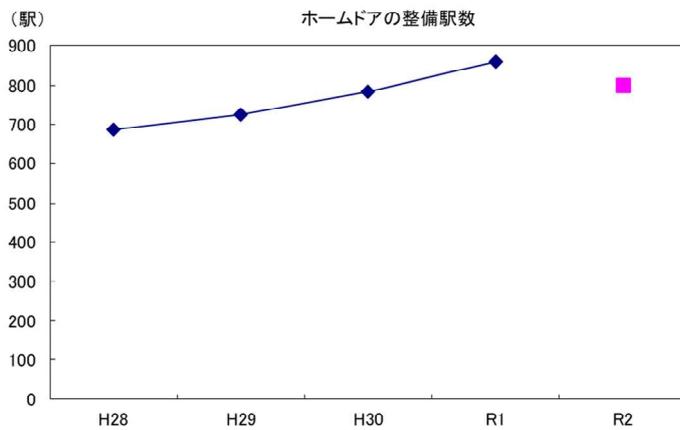
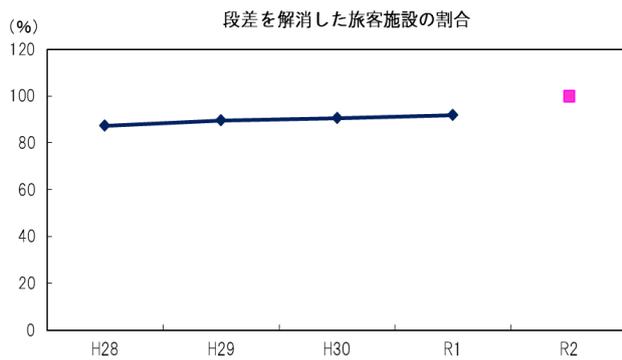
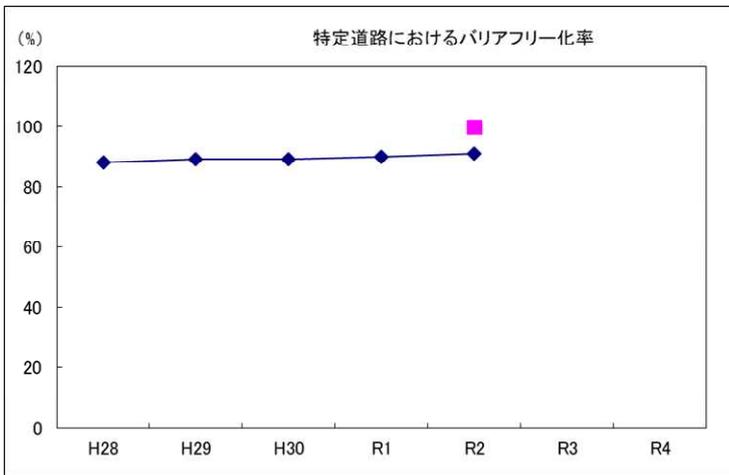
【閣決（重点）】

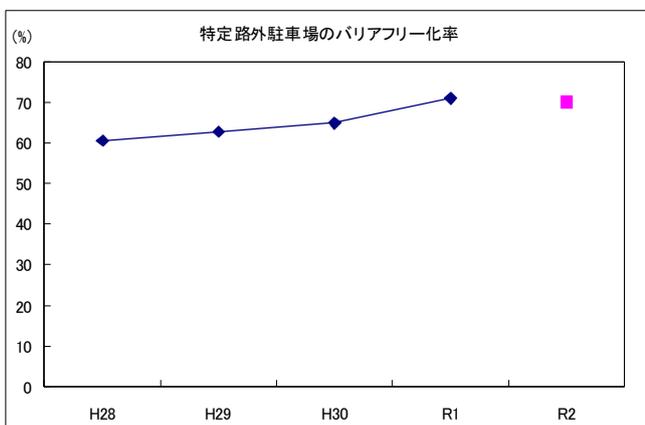
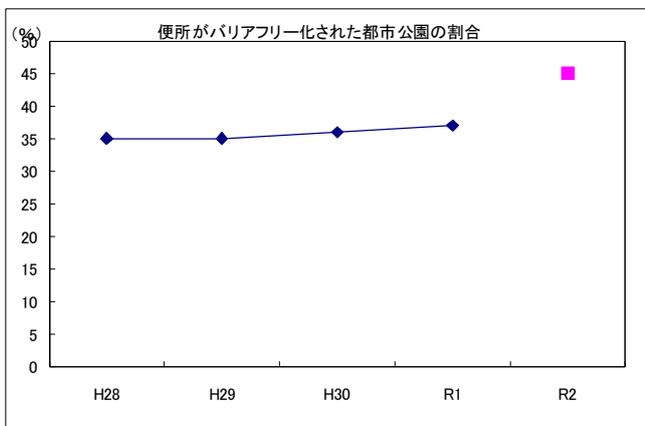
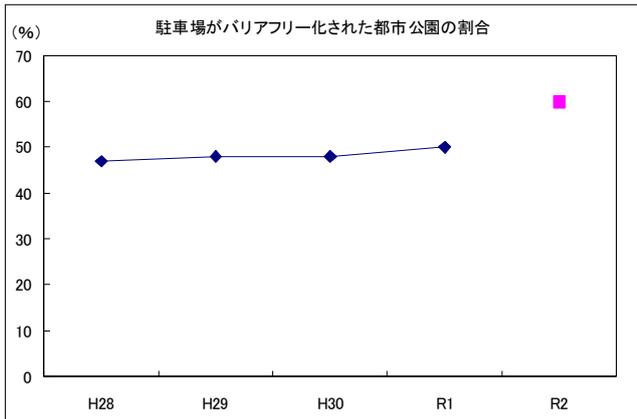
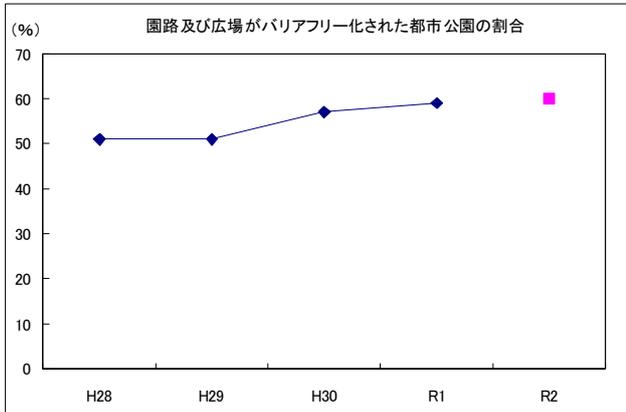
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章に記述あり」「第3章に記述あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章第2節に記述あり」「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値（①特定道路におけるバリアフリー化率）					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
88%	89%	89%	90%	91%	
過去の実績値（②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合）					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
約93%	約96%	約96%	約97%	集計中	
過去の実績値（③ホームドアの整備駅数）					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
686駅	725駅	783駅	858駅	集計中	
過去の実績値（④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
58%	59%	60%	61%	62%	
過去の実績値（⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）					（年度）
（i）園路及び広場					
H28	H29	H30	R1	R2	
約51%	約51%	約57%	約59%	集計中	
過去の実績値（⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）					（年度）
（ii）駐車場					
H28	H29	H30	R1	R2	
約47%	約48%	約48%	約50%	集計中	
過去の実績値（⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）					（年度）
（iii）便所					
H28	H29	H30	R1	R2	
約35%	約35%	約36%	約37%	集計中	
過去の実績値（⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率）					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
60.5%	62.7%	64.8%	70.6%	集計中	





主な事務事業等の概要

・歩行空間のバリアフリー化の推進 (◎)

多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。

予算額：道路整備費 17,858 億円（国費）及び防災・安全交付金 13,173 億円（国費）等の内数（令和元年度）
20,472 億円（国費）及び防災・安全交付金 10,388 億円（国費）等の内数（令和2年度）

・旅客船ターミナルのバリアフリー化の推進 (◎)

旅客船ターミナルのバリアフリー化を推進する。

・官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。

・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 268 億円の内数（令和元年度）
204 億円の内数（令和2年度）

都市鉄道整備事業 52 億円の内数（令和元年度）

56 億円の内数（令和2年度）

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 55 億円の内数（令和元年度）

54 億円の内数（令和2年度）

・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施 (◎)

「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を緊急かつ重点的に支援する。

予算額：

社会資本整備総合交付金 8,713 億円、防災・安全交付金 13,173 億円の内数（令和元年度国費）

社会資本整備総合交付金 7,627 億円、防災・安全交付金 10,388 億円の内数（令和2年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

・バリアフリー法を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進や基準について自治体等を対象とした担当者会議等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

・平成28年度に実施した政策アセスメント（平成29年度予算概算要求）である「次世代ステーション創造事業」は、「②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合」の指標に寄与する事業のひとつである。当該指標の達成に寄与する全ての事業効果を測定したところ、平成28年度から令和元年度にかけて約4%増加しているが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度での目標値は達成しない見込みであり、「次世代ステーション創造事業」はじめ、その他の事業も含めて目標の達成に向け引き続き努力が必要と評価できる。

・令和元年度に実施した政策アセスメント（令和2年度予算概算要求）である「鉄道施設総合安全対策事業費補助における鉄道駅のホームドア整備に対する支援」については、「③ホームドアの整備駅数」の指標をもってその効果を測定することとしているところ、平成30年度から令和元年度にかけて整備駅数が75駅増加し、令和元年度に858駅となり、目標を1年前倒しで達成していることから、順調であったと評価できる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ①特定道路におけるバリアフリー化率は令和元年度から令和2年度にかけて、16km/1,700km増加しているが、令和2年度の実績は目標年度における目標を下回った。
- ②段差解消をした旅客施設の割合は平成25年度から令和元年度にかけて8.6%増加しているが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度での目標値は達成しない見込みである。
- ③ホームドアの整備駅数は、平成25年度から令和元年度にかけて毎年度平均約45駅増加しており、令和元年度に858駅となり、目標を1年前倒しで達成した。
- ④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は平成25年度から令和元年度にかけて7%増加し、令和元年度に約61%となっており、目標を1年前倒しで達成した。
- ⑤園路及び広場のバリアフリー化率は、平成25年度から令和元年度にかけて10ポイント増加しており、1年あたり平均1.7ポイントの増加傾向にあることから、令和2年度の実績はまだ出ていないものの、目標達成のために必要な1ポイントの増分は、令和2年度中に確実に達成すると判断した。
駐車場、便所のバリアフリー化率は平成25年度から令和元年度にかけてそれぞれ6ポイント、3ポイント増加しているが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度での目標は達成しない見込みである。
- ⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率は、平成25年度から令和元年度にかけて約17ポイント増加しており、令和元年度に70.6%となっており、目標を1年前倒しで達成した。

(事務事業等の実施状況)

- ①特定道路におけるバリアフリー化率
多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。
- ②旅客施設のバリアフリー化については、基本的に公共交通事業者等がバリアフリー化のために投資を行っており、新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が必要な施設もあるが、各支援制度の有効活用などによって推進しているところである。また、バリアフリー法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。令和3年3月末時点で309市町村により536基本構想が作成されており、旅客施設のバリアフリー化の推進に貢献しているものと考えられる。
- ③鉄道駅のホームドア整備は、各支援制度の有効活用などによって、概ね順調に進んでいると評価できる。
- ④建築物のバリアフリー化については、平成14年の旧ハートビル法改正において2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等する際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けされ、バリアフリー法においても引き続き確かな運用が行われている。
- ⑤地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた社会資本整備総合交付金等により支援を実施した。また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(H24.3改訂)」の周知により、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。
- ⑥バリアフリー法の趣旨や基準を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①特定道路のバリアフリー化率については、令和2年度の実績が目標年度における目標を下回ったため、「B」評価とした。その原因としては、用地取得の難航によるものであり、引き続き、地元関係者の協力を得ながら、特定道路のバリアフリー化を推進する。
- ②段差解消をした旅客施設の割合は順調に推移しているが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度での目標値は達成しない見込みであるため、「B」評価とした。その原因として、段差の解消がされていない旅客施設においては今後改修工事等が予定されているところもあるが、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設もあるためである。引き続き旅客施設のバリアフリー化の推進を図る。
- ③ホームドアの整備駅数は令和元年度に目標を1年前倒しで達成したことから「A」と評価した。引き続き、鉄道駅におけるホームドア整備の推進を図る。

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率については、既に目標を達成しているため「A」と評価した。今後も引き続き不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化の促進を図る。

⑤園路及び広場のバリアフリー化率については、目標達成に向けて順調に推移していることから「A」と評価した。一方、駐車場、便所のバリアフリー化率については、着実に伸びているもののトレンドからみて目標値の達成に至らないと判断されることから、「B」と評価した。これは、小規模な公園の割合が極めて高く、またバリアフリー化工事をする場合も他の公園施設等とともに施設改修のタイミングで実施すること等が要因であると考えられる。しかしながら、都市公園の安全性を高める観点からも、地方公共団体がより一層バリアフリー化に向けた整備に取り組む必要があることから、担当者会議などでバリアフリー法の趣旨を伝えバリアフリー化への理解を深めたり、バリアフリー化を推進する事業制度の周知などを行い、引き続き都市公園のバリアフリー化の推進を図る。

⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率は、令和元年度に目標を1年前倒して達成したことから「A」と評価した。引き続き、バリアフリー法の趣旨や基準を全国駐車場政策担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

なお、今後は、改正バリアフリー法（令和2年5月公布）を踏まえて改定された「移動円滑化の促進に関する基本方針」に定められた整備目標を新たな目標として、引き続きバリアフリー化を推進していくこととしており、業績指標についても、同方針を踏まえ検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局バリアフリー政策課（課長 真鍋 英樹）
関係課： 道路局環境安全・防災課（交通安全政策分析官 真田 晃宏）
 鉄道局都市鉄道政策課（課長 金指 和彦）
 住宅局建築指導課（課長 深井 敦夫）
 都市局公園緑地・景観課（課長 五十嵐 康之）
 都市局街路交通施設課（課長 中村 健一）

業績指標 16

車両等のバリアフリー化（①鉄軌道車両のバリアフリー化率*、②乗合バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率*、③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率*、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数*、⑤福祉タクシーの導入数*、⑥旅客船のバリアフリー化率*、⑦航空機のバリアフリー化率*）

評 価	
①A ②B ③B ④B ⑤A ⑥A ⑦A	①目標値：約70%（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 74.6%（令和元年度） 初期値：60%（平成25年度）
	②目標値：約70%（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 61.2%（令和元年度） 初期値：43.9%（平成25年度）
	③目標値：約25%（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 5.5%（令和元年度） 初期値：3.9%（平成25年度）
	④目標値：約2,100台（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 1,081台（令和元年度） 初期値：1,699台（平成29年度）
	⑤目標値：約44,000台（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 37,064台（令和元年度） 初期値：13,978台（平成25年度）
	⑥目標値：約50%（令和2年度） 実績値：48.4%（令和元年度） 集計中（令和2年度） 初期値：約29%（平成25年度）
	⑦目標値：100%（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 99.1%（令和元年度） 初期値：約93%（平成25年度）

（指標の定義）

①鉄軌道車両

公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準（乗降口、客室、連結部等の基準）に適合する車両。

（分子）＝上記基準に適合する車両数

（分母）＝総車両数

②乗合バス車両におけるノンステップバス

床面高さが概ね30cm以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。

③乗合バス車両におけるリフト付きバス等

公共交通移動等円滑化基準第43条に基づき適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

公共交通移動等円滑化基準第43条の2に掲げる基準に適合する車両。

⑤福祉タクシー

公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。

⑥旅客船

公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条までに掲げる基準（出入口、客室、便所等についての基準に適合する船舶。令和元年度より旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。）

⑦航空機

公共交通移動等円滑化基準第62条の2から第67条までに掲げる基準（通路、客室、便所等の基準）に適合する航空機。

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー法に基づく基本方針において、令和2年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、乗合バス車両におけるノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、乗合バス車両におけるリフト付きバス等については適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の原則100%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等については、約2,100台を、福祉タクシー車両については約44,000台を導入することを目標としている。

(外部要因)

①②③④⑤⑥⑦公共交通事業者の経営状況

(他の関係主体)

①②③④⑤⑥⑦地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

第196回国会施政方針演説（平成30年1月22日）

「お年寄りや障害のある方が安心して旅行できるよう、あらゆる交通手段のバリアフリー化を進めます。」

【閣議決定】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日）
より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。（第2章4.）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。（第2章5.）
- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章に記述あり」「第3章に記述あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章第2節に記述あり」「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値（①鉄軌道車両のバリアフリー化率）					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
67.7%	71.2%	73.2%	74.6%		集計中

過去の実績値（②乗合バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率）					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
53.3%	56.0%	58.8%	61.2%		集計中

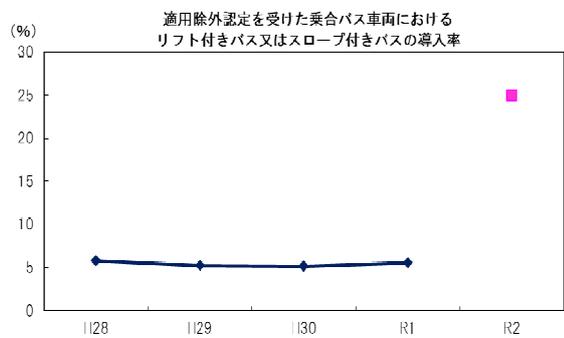
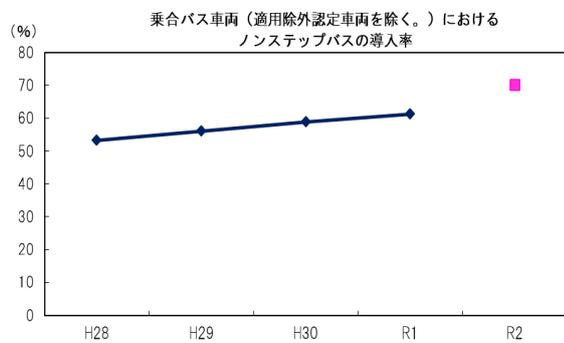
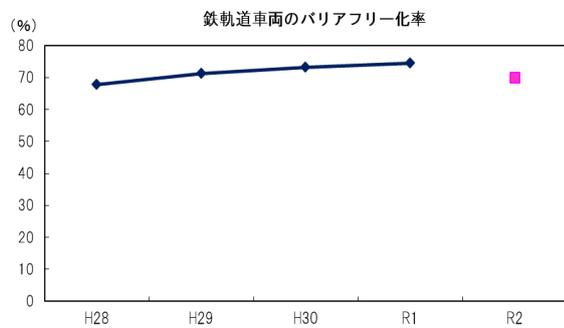
過去の実績値（③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率）					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
5.8%	5.2%	5.1%	5.5%		集計中

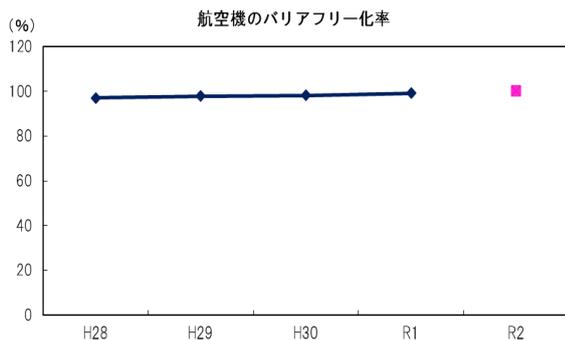
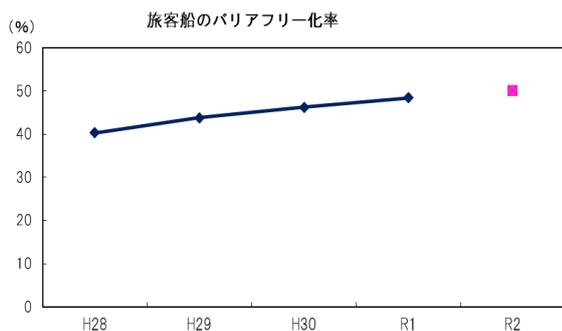
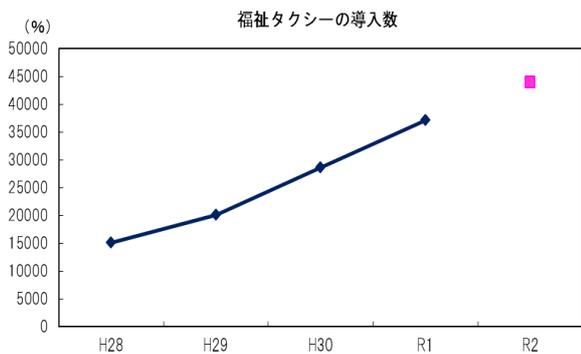
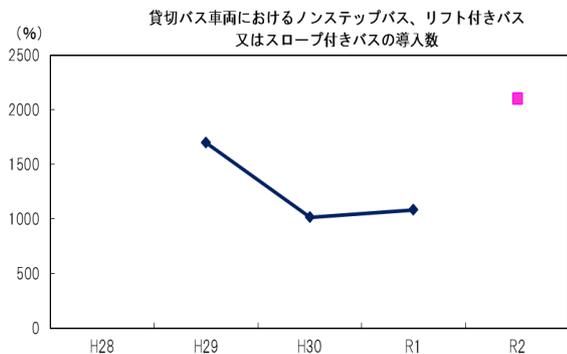
過去の実績値 (④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数) (年度)				
H28	H29	H30	R1	R2
-	1,699台	1,013台	1,081台	集計中

過去の実績値 (⑤福祉タクシーの導入数) (年度)				
H28	H29	H30	R1	R2
15,128台	20,113台	28,602台	37,064台	集計中

過去の実績値 (⑥旅客船のバリアフリー化率) (年度)				
H28	H29	H30	R1	R2
40.3%	43.8%	46.2%	48.4%	集計中

過去の実績値 (⑦航空機のバリアフリー化率) (年度)				
H28	H29	H30	R1	R2
97.1%	97.8%	98.2%	99.1%	集計中





主な事務事業等の概要

・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するもの。

・LRTシステムの整備

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、より制

約の少ない交通システムであるLRTの導入に対し支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 268億円の内数（令和元年度）

204億円の内数（令和2年度）

・標準仕様ノンステップバス認定制度の活用

高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成15年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。

・バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

予算額：バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.58億円（令和元年度）

0.58億円（令和2年度）

・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税）

高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置

・バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車税（環境性能割））

高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）、貸切バス事業者またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）を取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車税（環境性能割）：取得価額から車種毎に一定額控除）

・「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「観光振興事業」

ノンステップバス及びリフト付きバスを導入する乗合バス事業者、貸切バス事業者及び福祉タクシー車両を導入するタクシー事業者に対し、車両購入費の一部を補助。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 鉄軌道車両

バリアフリー化された鉄軌道車両の割合は平成26年度から平成29年度にかけての4年間で年度平均約3%増加しており、平成29年度に目標値を達成した。

② 乗合バス車両におけるノンステップバス

乗合バス車両におけるノンステップバスの割合は、令和元年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、令和元年度に創設された「観光振興事業」の補助事業により、集中的に導入を促進しており、引き続き、これら制度の効果が実績値の増加として発現するものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

③乗合バス車両におけるリフト付きバス等

乗合バス車両におけるリフト付きバス等の割合は、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることなどが実績値の伸び悩みの要因と考えられる。「地域公共交通確保維持改

善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」の補助事業が創設されたこと、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことから、これらの制度を有効に活用することで、実績値は増加するものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等の導入台数については、通常の車両価格と比べて高価であることなどが実績値の伸び悩みの要因と考えられる。「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」の補助事業及び貸切バスにおけるバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、実績値は増加するものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

⑤福祉タクシー

福祉タクシー車両の導入台数については、ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用することを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）であるジャパンタクシー等の販売増加や、令和元年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、令和元年度に創設された「観光振興事業」の補助事業において、令和2年度のユニバーサルデザインタクシーの補助台数が令和元年度の約1.4倍になる見通しなど、集中的に導入を促進しており、引き続き、これら制度の効果が実績値の増加として発現するものと考えられ、残る約7,000台の導入が推測できると判断し、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

⑥旅客船

バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷した時期もあったが、近年は老朽化した船舶を中心に代替建造が進んできており、目標達成に必要な1.6ポイントは確実に達成するものと考えられ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

⑦航空機

バリアフリー化された航空機の割合は、移動等円滑化の目標値の達成に向けて順調に進捗しており、目標達成に必要な0.9ポイントは概ね達成するものと考えられ、目標年度に概ね目標値の達成が見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

車両等のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者等がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めてきた。

鉄軌道車両、乗合バス車両におけるノンステップバス、福祉タクシー車両、旅客船、航空機のバリアフリー化は概ね順調に進んできたと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 鉄軌道車両

バリアフリー化された鉄軌道車両の割合については、平成29年度に目標値を達成したため、「A」と評価した。引き続き、鉄軌道車両のバリアフリー化を図る。

②乗合バス車両におけるノンステップバス

乗合バス車両におけるノンステップバスの割合については、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に創設された「観光振興事業」の補助事業が円滑に進捗しており、令和元年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長された

ことにより、今後、実績値は上昇するものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれることから「B」と評価した。引き続き、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

③乗合バス車両におけるリフト付きバス等

乗合バス車両におけるリフト付きバス等の割合については、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることなどにより目標達成に向けた成果を示しておらず、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれることから「B」と評価した。なお、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」の補助事業が創設されたこと、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等の導入台数については、通常の車両と比べて高価であることなどにより目標達成に向けた成果を示しておらず、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれることから「B」と評価した。なお、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」の補助事業及び貸切バスにおけるバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑤福祉タクシー

福祉タクシー車両の導入台数については、ユニバーサルデザインタクシーであるジャパンタクシー等の販売増加や、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」の補助事業が創設されたこと、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことにより今後の実績値の上昇が見込まれ、残る7,000台の導入が推測できると判断し、目標年度に目標値の達成が見込まれることから「A」と評価した。引き続き、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑥旅客船

バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷した時期もあったが、近年は老朽化した船舶を中心に代替建造が進んできており、目標達成に必要な1.6ポイントは確実に達成するものと判断し、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、「A」と評価した。

⑦航空機

バリアフリー化された航空機の割合については、順調に推移しており、目標達成に必要な0.9ポイントは概ね達成するものと判断し、目標年度に目標値を概ね達成すると見込まれることから、「A」と評価した。引き続き、移動等円滑化の目標値の達成に向け、航空機のバリアフリー化の推進を図る。

なお、今後は、改正バリアフリー法（令和2年5月公布）を踏まえて改定された「移動円滑化の促進に関する基本方針」に定められた整備目標を新たな目標として、引き続きバリアフリー化を推進していくこととしており、業績指標についても、同方針を踏まえ検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局バリアフリー政策課（課長 真鍋 英樹）
関係課： 鉄道局技術企画課（課長 岸本 克己）
航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長 黒須 卓）

自動車局旅客課(課長 大辻 統)
海事局内航課(課長 小林 基樹)

業績指標 17

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅の一定のバリアフリー化率*

評価

B	目標値：61%（令和2年） 実績値：42%（平成30年） 初期値：41%（平成25年）
---	---

(指標の定義)

高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー化がなされた住宅の割合

一定のバリアフリー化率 = A/B

A = 65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化*がなされた住宅戸数

B = 65歳以上の者が居住する住宅の総戸数

※ 一定のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。

(出典)「住宅・土地統計調査」(総務省)に基づく国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現に向け、住生活基本計画(全国計画)で設定している目標値を設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日)

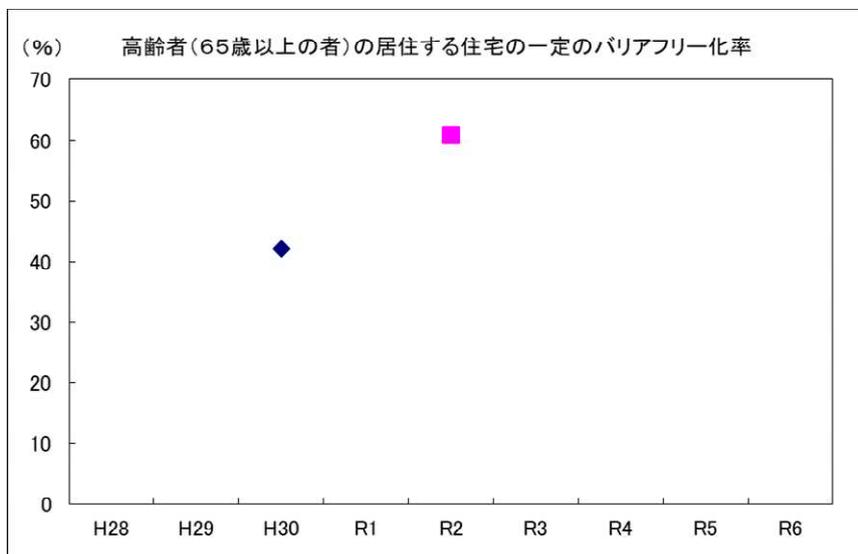
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
—	—	42%	—	—	



主な事務事業等の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 次世代住宅ポイント制度
バリアフリー改修をポイント発行対象とし、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
証券化支援事業の枠組みを利用したフラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。
満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じる。
住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成25年から30年において1ポイントの増加に留まっており、トレンドを延長しても目標年度における目標に達成しない見込みである。

(事務事業等の実施状況)

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
バリアフリー対応の公営住宅等の供給を促進した。(令和元年度新規整備戸数実績：12,176戸)。
既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した。(令和元年度バリアフリー化の図られたストック戸数：1,141,611戸)
社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。(令和元年度整備戸数実績：517戸)
- 次世代住宅ポイント制度
バリアフリー改修をポイント発行対象とし、住宅のバリアフリー化を促進する。
(バリアフリー改修の実績：通算77,650件(令和元年度～令和2年度))
- 住宅金融支援機構による融資
フラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援した。
満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施した。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。
(令和2年度末登録実績：総登録件数7,886件、総登録戸数267,069戸)
住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモー

ゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成25年から30年において1ポイントの増加に留まっており、トレンドを延長しても目標年度における目標に達成しない見込みであることから、B評価とした。その要因として、高齢者の居住する世帯のうち、要介護者のいる世帯では57%に達するものの、要介護者のいない世帯では、39%にとどまっている。身体的、経済的な余力のある早い段階でのバリアフリー等の必要性が十分に認識されていない可能性が考えられる。

令和2年度政策レビュー評価書では「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」（平成31年、国土交通省）等を踏まえ、従来のバリアフリーに加え、家屋内の温熱環境の改善を含めた指標に見直す」旨とりまとめた。

住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）では、新たな指標として「高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合（25%、令和12年）を設定した。

今後は、住宅の断熱性や気密性の向上を含む省エネルギー性能の高い住宅の供給やリフォーム等の推進を強化する。本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 皆川 武士）

関係課：住宅局総務課住宅金融室（室長 松野 秀生）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 門元 政治）

住宅局住宅総合整備課（課長 齋藤 良太）

住宅局安心居住推進課（課長 上森 康幹）

住宅局住宅生産課（課長 宿本 尚吾）

施策目標個票

(国土交通省2-④)

施策目標	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	港湾環境整備事業や船舶油濁損害対策等を実施することにより、良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 業績指標18について目標値を達成しているため。
	施策の分析	良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止のため、港湾環境整備事業、船舶油濁損害対策等を行っており、全ての業績指標及び参考指標において目標値を達成している。
	次期目標等への反映の方向性	施策の達成すべき目標及び業績指標の目標は妥当であり、継続して政策チェックアップを行うとともに、港湾環境整備事業、船舶油濁損害対策等を引き続き実施していく。

業績指標	18 全国の海面処分場における受入可能年数	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
		約8年	約8年	約8年	約7年	約7年	約7年	A	7年以上を確保
	年度ごとの目標値	/	7年以上	7年以上	7年以上	7年以上		/	
参考指標	参4 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	初期値	実績値					評価	目標値
		H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
		0	0	0	0	0	0	/	0
		年度ごとの目標値	/	0	0	0	0		/
	参5 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	初期値	実績値					評価	目標値
		H19年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
0		0	0	0	0	0	/	0	
	年度ごとの目標値	/	0	0	0	0		/	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	969	1,513	1,719	3,319	/
		補正予算(b)	292	△ 0.3	1,360	-	/
		前年度繰越等(c)	1,413	484	506	-	/
		合計(a+b+c)	2,674 <0>	1,997 <0>	3,585 <0>	3,319 <0>	/
	執行額(百万円)	2,171	1,467	/	/	/	
	翌年度繰越額(百万円)	484	506	/	/	/	
	不用額(百万円)	19	23	/	/	/	

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	港湾局	作成責任者名	海洋・環境課 (課長 中原 正顕)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	----------------------	----------	--------

業績指標 18

全国の海面処分場における受入可能年数

評価

A	目標値：7年以上を確保（毎年度） 実績値：約7年（令和2年度） 初期値：約8年（平成26年度）
---	---

（指標の定義）

各海面処分場における受入予定期間（計画値）に基づき算出した当該年度における残余年数の全国平均値

（目標設定の考え方・根拠）

海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

環境省（廃棄物行政を所管）
 港湾管理者（事業主体）
 市町村（一般廃棄物の処理責任者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・環境基本計画（平成24年4月27日）廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。（第2部第1章第6節）
- ・海洋基本計画（平成30年5月15日）港湾整備に伴い発生する土砂類や、一般廃棄物等を最終処分するための海面最終処分場について、廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、整備を進める。（第2部3（1））
- ・循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日）港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。（5.4.1）

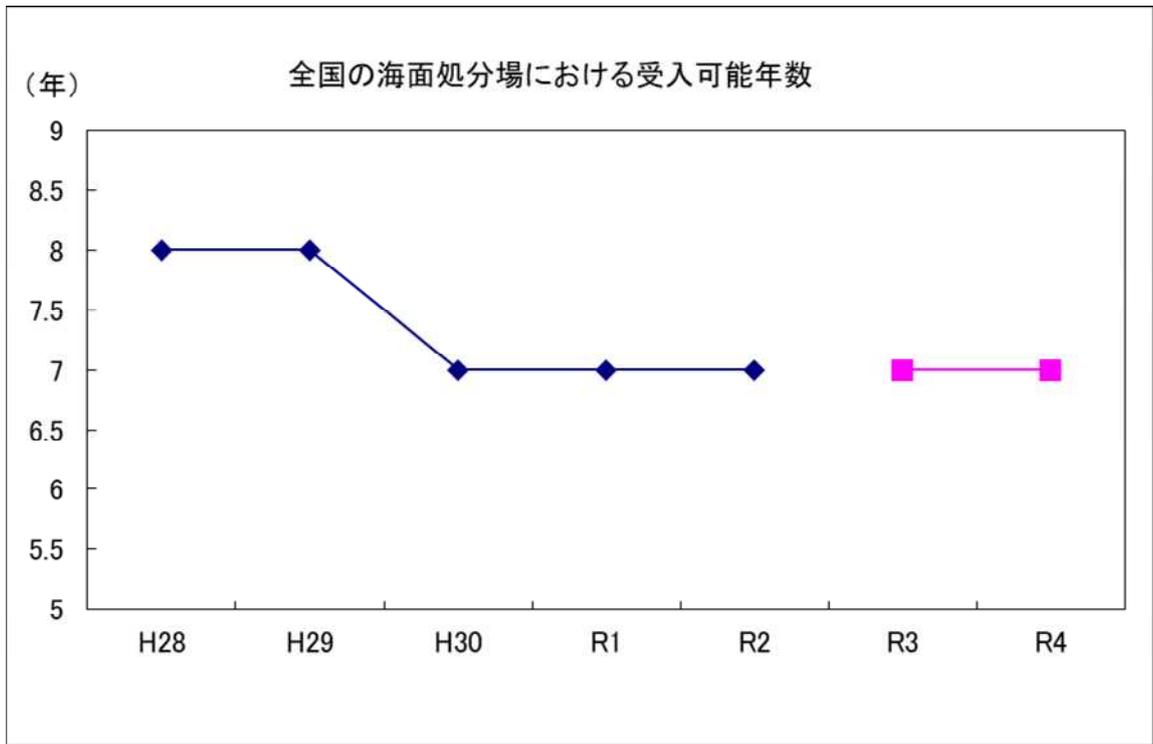
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（令和3年5月28日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
約8年	約8年	約7年	約7年	約7年	



主な事務事業等の概要

- ・ 廃棄物埋立護岸の整備

都市部を中心に内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿2府4県168市町村（令和3年4月現在）を対象とした広域処分場の整備を推進する。

- ・ 海面処分場の延命化

循環資源の広域流動の拠点となる港湾を整備し、循環型社会の構築を推進することで、廃棄物の最終処分量を減量化する。また、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等における建設資材として広域利用することで、首都圏の海面処分場に投入される建設発生土を減量化する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和2年度の実績値は約7年となり、目標年度における目標値を達成した。今後も引き続き、必要な廃棄物埋立護岸の整備等対策を実施する。

（事務事業等の実施状況）

港湾整備事業等により、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場の整備を実施している。また、海面処分場の延命化を図るべく、循環型社会の構築や、首都圏で発生する建設発生土の広域利用を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和2年度の実績値は約7年であり、目標値を達成したところ。今後とも引き続き目標値を達成すべく、廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。以上から、Aと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 中原 正顕）
 関係課：総合政策局海洋政策課、海事局安全政策課

施策目標個票

(国土交通省2-⑤)

施策目標	快適な道路環境等を創造する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>④進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>業績指標は、目標に向けて進捗してきたが、目標年度における目標を達成できなかったため。</p>
	施策の分析	<p>無電柱化はこれまで、幹線道路や歩道幅員の広い商店街や市街地などから整備が進められてきた。</p> <p>無電柱化の整備にあたっては、整備コストが高いこと、電力・通信事業者との調整や地元との調整に時間を要することから、進捗が伸び悩み業績指標が鈍化している。</p> <p>このため、目標の達成には一層の取り組みが必要である。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>引き続き、快適な道路環境等の創造に向けて、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、無電柱化推進計画に基づき、低コスト手法の普及拡大、占用制限による既設電柱の撤去、地方公共団体の事業実施をサポートする支援体制の構築や、国際観光旅客税等を活用しつつ、交付金等による財政的支援、事業のスピードアップ等を図る。また、第5次社会資本整備重点計画に掲げる目標を踏まえ、今後業績指標の見直しを検討する。</p>

業績指標	19 市街地等の幹線道路の無電柱化率(*)	初期値	実績値				評価	目標値	
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		R2年度	R2年度
		16.0%	16.6%	16.9%	17.4%	17.7%		18%	20%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	B	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)		117,524	121,967	130,239	128,470
補正予算(b)			8,590	10,540	18,247	-	/
前年度繰越等(c)			48,569	49,115	67,963	-	/
合計(a+b+c)			174,683	181,621	216,449	128,470	/
	執行額(百万円)		125,487	113,018	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)		49,115	67,962	/	/	/
	不用額(百万円)		81	640	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	道路局	作成責任者名	環境安全・防災課 (交通安全分析官 真田 晃宏)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	--------------------------------	----------	--------

業績指標 19

市街地等の幹線道路の無電柱化率*

評価

B

目標値：20%（令和2年度）
 実績値：18%（令和2年度）
 初期値：16%（平成26年度）

(指標の定義)

市街地等の幹線道路の上下線別の延長のうち、市街地等の幹線道路で地中化等により、電柱、電線類がない上下線別の延長の割合

(目標設定の考え方・根拠)

これまでの市街地等における電線類の地中化工事の実績や新設電柱の立地制限によって無電柱化が進展することを示している

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）
- ・電線管理者（電気、通信、CATV等）

(重要政策)

【施政方針】

- ・なし

【閣議決定】

- ・無電柱化の推進に関する法律（平成28年法第112号）
- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成30年法第6号）
- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）
 「引き続き無電柱化を推進する」（第31.（一）②オ）
- ・道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律30号）
- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
 「道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化を推進する。」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章に記載あり」

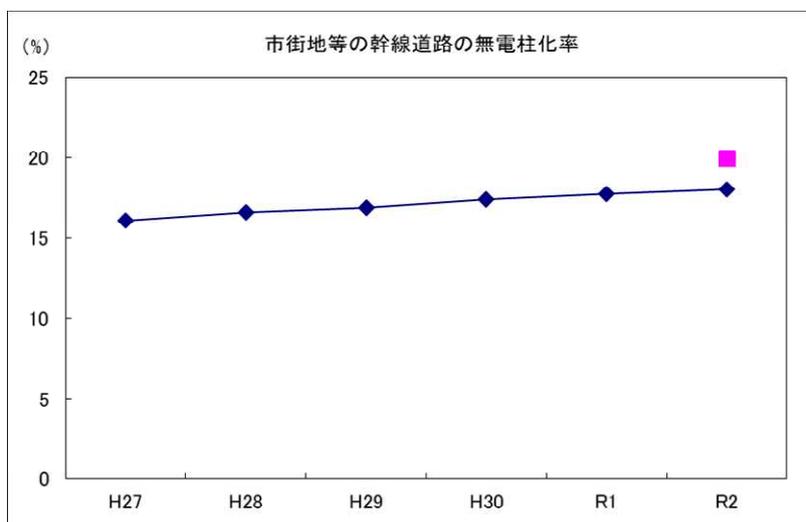
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

- ・第10次交通安全基本計画（平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定）
- ・防災基本計画（平成29年4月11日中央防災会議作成）

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
16.6%	16.9%	17.4%	17.7%	18.0%	



主な事務事業等の概要

電線類の地中化（◎）

・電線類の地中化など快適な生活空間を形成する道路整備を推進する。

予算額：

道路整備費 17,858 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,713 億円（国費）等の内数（令和元年度）

道路整備費 20,472 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 7,627 億円（国費）等の内数（令和2年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

市街地等の幹線道路の無電柱化率は、平成27年度以降、目標に向けて着実に進捗しているものの、令和2年度の目標値20.0%を下回る結果となった。

一方、無電柱化の推進に関する法律に基づき平成30年度に策定した無電柱化推進計画及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、令和2年度までに過去の実績を大幅に上回る無電柱化に着手したところであり、低コスト手法の普及・拡大とあわせて、これまで以上に今後事業の進捗が期待される。

（事務事業等の実施状況）

道路の防災性能の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から無電柱化推進計画（平成30年4月）に基づき、令和2年度においては市街地等の幹線道路において約150kmの無電柱化事業が完了した。

また、平成28年度より全国の緊急輸送道路において電柱の新設を禁止する措置を順次講じており、令和2年12月までに緊急輸送道路約9万kmのうち約7万6千kmで電柱の新設を禁止した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

市街地等の幹線道路の無電柱化率については、令和2年度は18.0%であり、目標を下回る結果であることから「B」と評価した。

無電柱化を推進するための課題としては、国内に約3,600万本の電柱が設置されており、さらに毎年約7万本増加していること、電線共同溝の整備コストが高いこと、地上機器の設置場所確保に伴う住民との調整、用地取得が難航したこと等による事業着手の遅延などが挙げられる。

このため、「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）（平成31年3月）」により低コスト化の普及を図り、無電柱化の実施延長を延ばしていく。また、緊急輸送道路における新設電柱の占用制限を拡大するとともに、交通安全を目的とする新設電柱の占用制限の導入により、これ以上新たに電柱が設置されることを防止する。

さらに、地方公共団体の事業実施をサポートする無電柱化ワンストップ相談窓口の設置等支援体制の構築や令和2年度に創設した個別補助制度等による財政的支援、また、占用物件の移設工事等を一括して発注する手法の実施等により事業のスピードアップ等を図る。

なお、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において、「電柱倒壊リスクのある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化における着手率」を指標として設定した。これは、令和元年房総半島台風（台風15号）で、既往最大風速を更新する局地的な強風等により約2,000本の電柱が倒壊し、道路閉塞に伴う通行止めなどにより復旧活動に支障が生じたことから、道路閉塞の被害を防止する無電柱化の実施を直接に反映できるよう対象を緊急輸送道路にしぼった指標を用いることとしているためである。これにより、新設電柱の抑制も含め、市街地の緊急輸送道路の無電柱化について重点的に推進していく。

本業績指標についても、今後同計画を踏まえ見直しを検討することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 環境安全・防災課（交通安全政策分析官 真田 晃宏）

関係課： 道路局 国道・技術課（課長 長谷川 朋弘）

施策目標個票

(国土交通省2-⑥)

施策目標	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 業績指標20、21ともに評価年度であるR3年度には目標達成が見込まれるため。
	施策の分析	令和元・2年度は、多様な水源の確保による都市用水の供給安定度の向上を図り、水資源の確保の推進に寄与した。また、水源地域における社会基盤整備事業も進捗が図られており、水源地域の活性化に寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	今後とも、安全・安心な水資源の確保や水源地域の活性化等のための諸施策を着実に実施する。主要業績指標である業績指標20については、これまでの指標を継続し、次期目標年度及び目標値を令和3年度に約79%として設定する。業績指標21についても、これまでの指標を継続し、次期目標年度及び目標値を令和3年度に約90%として設定する。

業績指標	20 多様な水源(開発水、雨水、再生水等)による都市用水の供給安定度(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度
		75%	75%	76%	76%	76%	76%	A	約79%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
業績指標	21 水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度
		68%	68%	71%	75%	78%	82%	A	約90%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
参考指標	参6 地盤沈下を抑制するための地下水採取目標量の達成割合	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R6年度
		98%	98%	91%	87%	集計中	集計中	/	100%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
参考指標	参7 国際会議等において水に関するプレゼンテーション等を行った日本企業等の団体数	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度
		80団体	80団体	104団体	114団体	124団体	132団体	/	138団体
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
		予算の状況(百万円)	当初予算(a)	111,780	11,863	11,943
補正予算(b)	232		503	1,243	-	/
前年度繰越等(c)	4,659		4,053	3,663	-	/
合計(a+b+c)	116,671		16,419	16,848	11,307	/
		<0>	<0>	<0>	<0>	/
	執行額(百万円)	12,604	12,750	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)	4,053	3,663	/	/	/
	不用額(百万円)	14	6	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	水管理・国土保全局 水資源部	作成責任者名	水資源政策課 (課長 石川 亨)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------	--------	------------------	----------	--------

業績指標 20

多様な水源（開発水、雨水、再生水等）による都市用水の供給安定度（*）

評価

A	目標値：約79%（令和3年度） 実績値：76%（令和2年度） 初期値：75%（平成28年度）
---	--

（指標の定義）

全国における都市用水の使用量を分母、多様な水源による安定供給量を分子とし、水資源開発施設等による開発水のほか雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された安定供給量の割合を指標とする。（単位：%）

（目標設定の考え方・根拠）

近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。

このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水（生活用水及び工業用水）の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。

目標値は、平成24年からの過去5年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次である令和3年度における値を推定している。

（外部要因）

水資源開発施設整備の進捗や雨水・再生水の利用促進等

（他の関係主体）

厚生労働省、経済産業省、地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

水資源開発基本計画（利根川・荒川水系（平成20年7月4日）、豊川水系（平成18年2月17日）、木曾川水系（平成16年6月15日）、淀川水系（平成21年4月17日）、吉野川水系（平成31年4月19日）、筑後川水系（平成17年4月15日））、水循環基本計画（令和2年6月16日）、国土形成計画（平成27年8月14日）、気候変動適応計画（平成30年11月27日）

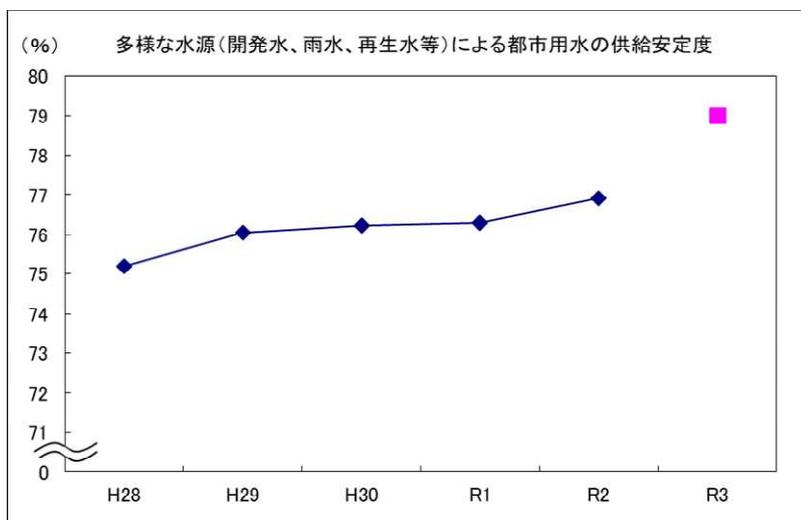
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
75%	76%	76%	76%	76%	76%



主な事務事業等の概要

① 水資源開発事業

水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域（三大都市圏、四国及び北部九州）に対する水の安定的な供給の確保を図る。

水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策について調査・検討を行い、水資源の総合的な開発と利用の合理化を促進する。

予算額：118.29億円（令和2年度）

② 水資源の現状把握等に要する経費

全国の水需給動態を把握するため、都市用水（生活用水、工業用水）の水源別使用量、ダム等水資源開発施設、河川水供給可能量、渇水・災害・事故等による影響等について調査し、整理・分析を行う。

調査結果は、その動向が把握できるよう、用途別、地域別にまとめる。

予算額：0.14億円（令和2年度）

③ 水資源の有効利用等の推進に関する調査経費

雨水・再生水利用の普及促進には、平常時のみならず渇水や大地震が発生した際に水利用の安定性を確保するため、利用実態等を踏まえた代替水源の確保が必要であることから、導入事例や条例等の普及促進施策に関する情報の共有化を図るなど、産・官・学・民が連携して取り組む。

また、節水を促進するため、節水機器の現況把握、節水機器の普及方策、節水に関わる制度の検討等を行うとともに、その削減した水をCO2削減や環境改善等の新たな用途等へ利用（弾力的水利用）することについて検討を行う。

予算額：0.09億円（令和2年度）

④ 渇水リスク評価手法の検討経費

水資源開発施設の整備状況、広域ネットワークの整備状況、流域の水資源量に対する水需要量、代替水源の有無、インフラの老朽化対策、気候変動の水資源への影響等を指標とし、各地域の渇水リスクを総合的に評価する手法を検討する。

地域でリスク情報を共有し、関係機関がとるべき渇水対策を整理し、見える化することで被害を最小化する渇水対応タイムラインの作成を促進する。

予算額：0.11億円（令和2年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和2年度の実績値は開発水、雨水・再生水等の水源による供給量197.3億m³/年／都市用水（生活用水及び工業用水）の使用量256.5億m³/年（平成29年度使用量）＝約76％となった。

供給安定度は小数点以下を切り下げて指標を表示しているため、実績値が前年度と同値となっているが、前年度と比べ、供給量は微増、使用量は減となっており、小数点第一位まで求めてみれば、実績値は76.3％から76.9％に増加している。また、令和2年度から運用を開始している八ッ場ダムによる開発水供給量の増加（3.02億m³/年）を含めた開発水量6.05億m³/年増加分は、今回の指標算出に含めていないが、令和3年度には最新の実績値に基づいて算出されるため、これが組み込まれることから、安定供給度は79.2％に達すると見込まれる。

また、水資源の有効利用について関係者が連携した取組を引き続き進めることとしているため、令和3年度は目標をさらに上まわることが見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

令和2年度には、約118億円をもって、水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和2年度の実績値は約76％（平成29年度使用量）となり、令和2年度から八ッ場ダムが運用開始しているなどの開発水供給量の大幅な増加があり、計算上は次年度に加味され、さらなる指標の改善が見込まれる。令和3年度には目標値に到達すると考え、Aと評価した。

水資源開発施設の完成等により、都市用水が開発され、安定した水供給に寄与しており、これまでの施策が有効に機能してきていると評価できる。一方、気候変動による無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されていることから、引き続き水供給の安定性確保のための施策、水の有効利用の推進などを行っていく必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課（課長 川村 謙一）
関係課：水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課（課長 石川 亨）

業績指標 2 1

水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合

評 価

A	目標値：約 90% (令和 3 年度) 実績値： 82% (令和 2 年度) 初期値： 68% (平成 28 年度)
---	--

(指標の定義)

水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画 (34 ダム) に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。(単位：%)

(目標設定の考え方・根拠)

水資源を安定的に確保するためには、水資源開発施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。

このため、ダム建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づき地方公共団体が道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。

目標値は目標年度である令和 3 年度の完了予定事業数より設定する。

(外部要因)

ダム事業の進捗状況、地域の経済・社会状況の変化

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

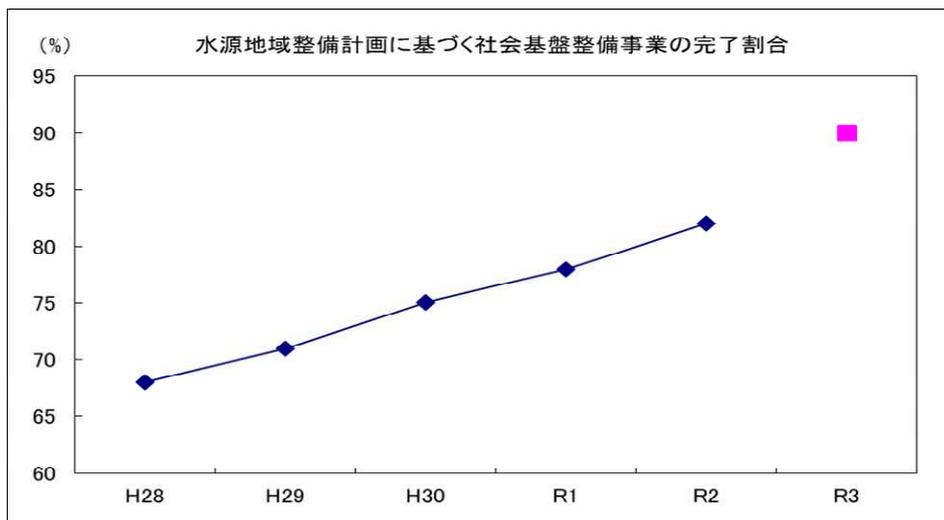
【閣決 (重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
68%	71%	75%	78%	82%	



主な事務事業等の概要

水源地域対策基本問題調査費

水源地域対策特別措置法に関する施行事務を適切に行うとともに、水源地域の活性化手法について調査する。

また、水源地域における地域づくり活動の担い手の活動を高め、自発的・持続的な水源地域振興を図るため、各地域の活動主体やその支援に関わる専門家等が連携し、緊密な関係の中で問題解決を図れるように、様々な情報・知見・人材を共有する全国レベルの「情報共有の場」（水源地域支援ネットワーク）の構築を支援する。

予算額：0.05億円（令和2年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和2年度の実績値は、水源地域整備計画に位置づけられた事業のうち完了した事業数702事業／同計画に位置づけられた事業の総数854事業＝82％であるが、令和3年度に完成予定のダムが3ダム、それに伴い完了する16事業を含む35事業が完了予定である。そのため、令和3年度には完了事業数737事業／計画事業総数854事業＝86％となり、約90％の目標値に到達すると見込まれるため、順調である。

なお、川辺川ダムや大戸川ダム等の本体工事の遅れに伴いやむをえず工期延期した事業があったため、実績値がやや低い水準となっているが、その他のダムにおける整備計画は確実に進捗しており問題はない。

（事務事業等の実施状況）

整備事業の進捗については、定期的に関係地方公共団体からヒアリングを行って、個々の整備事業の進捗状況や課題等の把握に努めているほか、水源地域対策特別措置法第7条（協力）、第11条（国の財政上及び金融上の援助）に基づき水源地域対策の適正かつ円滑な進捗を図るため、関係省庁により構成される水源地域対策連絡協議会等を通じて課題の共有を図るとともに、課題解決に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和2年度の実績値は82％であるが、令和3年度に完成予定のダムが3ダム、それに伴い完了する16事業を含む35事業が完了予定であり、目標値も到達すると見込まれるため、Aと評価した。

今後の取組みの方向性として、水源地域の振興については、水源地域整備計画に基づく整備事業の着実な推進に加えて、「水源地域支援ネットワーク」等の交流拡大に係る情報蓄積と共有・発信、水源地域の魅力ある特産品や観光資源の発掘・プロモーション活動など、ソフト施策の充実も図る。

事業主体である関係地方公共団体へ適切な支援が行われるよう、引き続き水源地域対策連絡協議会等を通じて情報共有を図るとともに、必要に応じて関係省庁との調整に努める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課（課長 石川 亨）

施策目標個票

(国土交通省2-⑦)

施策目標	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり	
		(判断根拠) 目標年度に目標の達成が見込まれ、主要な業績指標である業績指標23を含む全指標で、おおむね目標に近い実績を示しており、相当な期間を要さず目標達成が可能であるため。	
	施策の分析	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する施策目標の達成に向けて都市公園の整備、緑地保全等を推進してきたところであり、目標達成に向けて着実に進んでいる。	
	次期目標等への反映の方向性	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する施策目標の達成に向けて都市公園の整備、緑地保全等を推進してきたところであるが、目標達成に向けて着実に進んでいる。 今後とも道路・河川等との事業間連携、官民協働による効率的・効果的な施策の実施を推進していくこととし、業績指標についても見直しを検討する。	

	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		R2年度
22 1人当たり都市公園等面積	10.3㎡/人	10.4㎡/人	10.5㎡/人	10.6㎡/人	10.7㎡/人	集計中	B	11.0㎡/人
	年度ごとの目標値							
	年度ごとの目標値							
23 都市空間における水と緑の公的空間確保量(*)	12.8㎡/人	13.3㎡/人	13.6㎡/人	13.6㎡/人	13.9㎡/人	集計中	A	14.1㎡/人
	年度ごとの目標値							
	年度ごとの目標値							

	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
		予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	18,548	19,071	19,391
補正予算(b)	3,271		2,050	7,164	-	
前年度繰越等(c)	4,510		6,322	5,853	-	
合計(a+b+c)	26,328		27,443	32,408	19,100	
執行額(百万円)		19,969	21,527			
翌年度繰越額(百万円)		6,322	5,853			
不用額(百万円)		37	63			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
------------------------	-------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	公園緑地・景観課 (課長 五十嵐 康之)	政策評価実施時期	令和3年8月
--------------	-----	---------------	-------------------------	-----------------	--------

業績指標 2 2

1人当たり都市公園等面積

評 価

B	目標値：11.0㎡/人（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 10.7㎡/人（令和元年度） 初期値：10.3㎡/人（平成27年度）
---	---

(指標の定義)

都市公園等（都市公園及びカントリーパーク）の面積（分子）を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口（分母）で除したものの。

※カントリーパーク：都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園

(目標設定の考え方・根拠)

緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（平成14年3月27日）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を2.0㎡とすることを目標にしているところであり、都市公園等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・生物多様性国家戦略2012－2020（平成24年9月28日）「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

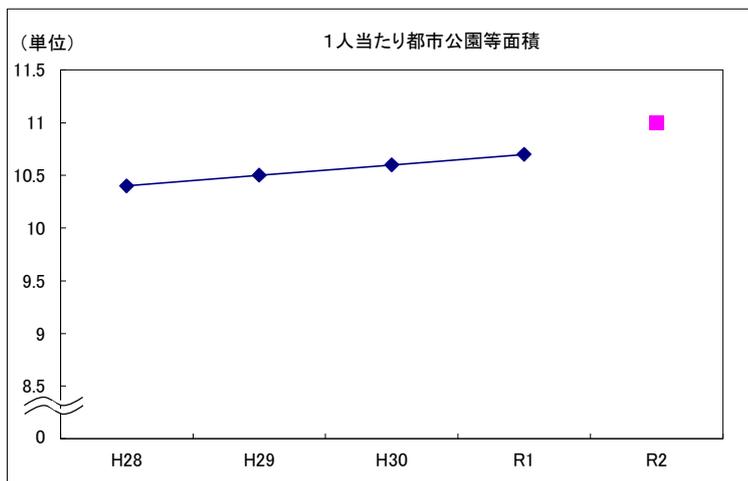
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
10.4㎡/人	10.5㎡/人	10.6㎡/人	10.7㎡/人	集計中	



主な事務事業等の概要

① 国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の整備を推進している。

予算額：国営公園整備費 85億円（令和元年度国費）

国営公園整備費 86億円（平成30年度国費）

② 都市公園等整備事業に対する補助

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金8,713億円、防災・安全交付金13,173億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金532億円の内数（令和元年度国費）

社会資本整備総合交付金8,885億円、防災・安全交付金11,117億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金670億円の内数（平成30年度国費）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・都市公園等面積は着実に増加しているものの、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれる。目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

（事務事業等の実施状況）

- ・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）等の整備を推進した。
- ・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により地方公共団体による公園整備への支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・本業績指標は、過去の実績値（平成30年度約10.6㎡/人、令和元年度10.7㎡/人）から推計すると令和2年度も同程度増加することが見込まれ、前述のとおり、都市公園等面積は着実に増加しているものの、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれることから、B評価とした。その要因として、公園施設の老朽化対策や再整備への対応も必要なことから、新規の都市公園等の整備量が限定されることが挙げられる。今後も、都市公園等の整備を推進し、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ・都市の緑を確保していくため、引き続き計画的に都市公園の整備を推進していく必要がある。
- ・今後は、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において目標設定した「都市域における水と緑の公的空間確保量」（都市における都市公園をはじめとした緑地などの面積を都市計画区域人口で除した指標）において、都市公園の整備について把握し、第二次新・生物多様性国家戦略（平成14年3月27日）における、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標に、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 五十嵐 康之）

業績指標 23

都市域における水と緑の公的空間(制度等により永続性が担保されている自然的環境)確保量*

評価

A	目標値：14.1㎡/人(令和2年度) 実績値：集計中(令和2年度) 13.9㎡/人(令和元年度) 初期値：12.8㎡/人(平成24年度)
---	---

(指標の定義)

都市域における(原則都市計画区域とする)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市計画区域人口で除したものの。

<分母>都市計画区域人口(人)

<分子>都市域の永続的自然環境面積※(㎡)

※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積

(目標設定の考え方・根拠)

水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略(平成14年3月27日)において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標とされているところであり、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画(平成29年3月28日)「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日)「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日)「緑地の保全や都市緑化等の推進」
- ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)「『緑の政策大綱』や市町村が策定する『緑の基本計画』等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月1日)「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

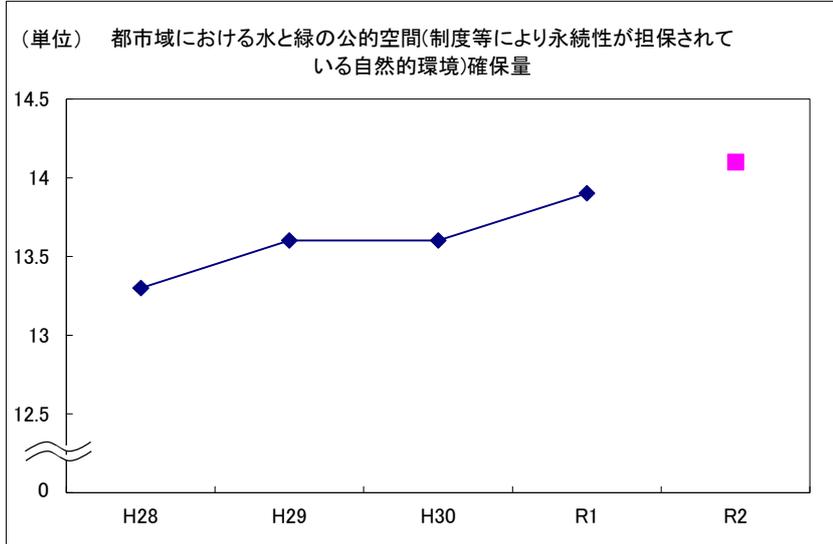
【閣決(重点)】

- ・社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)「第2章に記載あり」
- ・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載あり」

【その他】

- ・地方再生戦略(平成19年11月地域活性化統合本部決定)「城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援について検討する。」

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
13.3㎡/人	13.6㎡/人	13.6㎡/人	13.9㎡/人	集計中	



主な事務事業等の概要

① 国営公園の整備 (◎)

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の着実な整備を推進している。

予算額：国営公園整備費 8.5億円（令和1年度国費）

国営公園整備費 8.6億円（平成30年度国費）

② 都市公園等整備事業に対する補助 (◎)

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金8,713億円、防災・安全交付金13,173億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金532億円の内数（令和1年度国費）

社会資本整備総合交付金8,885億円、防災・安全交付金11,117億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金670億円の内数（平成30年度国費）

③ 古都及び緑地保全事業の推進 (◎)

古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金8,713億円、防災・安全交付金13,173億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金532億円の内数（令和1年度国費）

社会資本整備総合交付金8,885億円、防災・安全交付金11,117億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金670億円の内数（平成30年度国費）

④ 特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置（相続税）

相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。

⑤ 相続税評価額の特例措置（相続税）

特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。

⑥ 地価税に係る非課税措置（地価税）※平成10年1月1日より当分の間、課税の停止

特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。

⑦ 市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置（固定資産税）

市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。

⑧ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（相続税）

特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。

⑨ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（固定資産税）

特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。

⑩ 特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置（特別土地保有税）

特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。

⑪ 市民緑地に係る課税の特例措置（相続税）

市民緑地契約に係る市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。

⑫ 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）

緑地保全・緑化推進法人が市町村長の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。

⑬ 生産緑地に係る相続税の特例措置（相続税）

農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている納税猶予に限り、その猶予を継続する措置を講ずる。

- ⑭生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）
生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
- ⑮贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）
贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている徴収猶予に限り、その猶予を継続する措置を講ずる。
- ⑯市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）
特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかったもの、特定生産緑地の指定が解除されたものについては、宅地並み評価・宅地並み課税とした上で、激変緩和措置を講ずる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

都市における自然的環境の多くを占める都市公園の面積としては、過去の実績値（平成30年度約127千ha、令和元年度約128千ha）から推計すると令和2年度は約1千ha程度増加することが見込まれ、着実に増加しており、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値の達成が見込まれる。目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

（事務事業等の実施状況）

- ・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の整備を推進した。【都市局】
- ・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。【都市局】
- ・良質な緑の道路空間を構築するため、道路緑化を推進した。【道路局】
- ・すべての川づくりにおいて「多自然川づくり」を推進するとともに、湿地の保全・再生等の自然再生事業を推進した。【水局】
- ・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備等を推進した。【水局】
- ・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を実施した。【港湾局】
- ・特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。【航空局】
- ・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を実施した。【水局】
- ・良好な都市環境形成の観点から、官庁施設の構内緑化を推進した。【官庁営繕部】

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・本業績指標は、過去の実績値（平成30年度約13.6㎡/人、令和元年度13.9㎡/人）から推計すると目標年度である令和2年度も増加し、目標値の達成が見込まれることから、A評価とした。その要因として急激な都市化等により、水辺や緑地等の自然環境が失われつつあることが挙げられる。今後は、都市公園整備等による水と緑のネットワーク形成等の取組を継続するとともに、多自然川づくりや緑の防潮堤、延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備等に取組み、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、引き続き社会資本整備総合交付金等により、都市公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要がある。
- ・なお、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において、15㎡/人（令和7年度）とする目標を設定したところであり、今後、同計画を踏まえ、本業績指標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 五十嵐 康之）
 関係課：道路局環境安全・防災課（課長 荒瀬 美和）
 水管理・国土保全局河川環境課（課長 内藤 正彦）
 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 三上 幸三）
 水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官 白崎 亮）
 港湾局海洋・環境課（課長 松良 精三）
 航空局航空戦略室（参事官 大塚 大輔）
 住宅局住宅総合整備課（課長 山下 英和）
 住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 高田 龍）
 大臣官房官庁営繕部整備課（課長 植木 暁司）

施策目標個票

(国土交通省2-⑧)

施策目標	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を推進することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 業績指標25,26以外の指標は、目標達成に向けて順調に推移しているため、③相当程度進展ありと評価した。なお、業績指標25,26については、着実に進捗しているものの過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度においては目標値を下回ることが予想される。
	施策の分析	半分以上の指標が目標達成もしくは目標達成に向けて順調に推移している一方、業績指標25,26については実績値は伸びているものの目標達成のために十分な成果とはいえない。要因の一つには事業主体となる地方公共団体等における財政状況や人員不足等が考えられるため、施策の推進のためより一層幅広い支援策を講じていくことが必要と考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	良好な水環境・水辺空間の形成等を目指して、事業主体となる地方公共団体等への幅広い支援策を通して、引き続き各施策の推進に継続的に取り組んでいく。目標年度を迎えた指標については、第5次社会資本整備重点計画等を踏まえ、今後見直しを検討する。

		初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
業績指標	24 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約43%	約43%	約48%	約52%	約53%	集計中	A	約50%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
		25 下水汚泥エネルギー化率(*)	約15%	約17%	約22%	約23%	約24%	集計中	B
	26 汚水処理人口普及率(*)	約89%	約90%	約91%	約91%	約92%	集計中	B	約96%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
		27 持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率(*)	約2%	約62%	約74%	約91%	100%	100%	A
	28 汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数(平成29年度から令和4年度末までに取り組む地区数)	-	-	138	218	313	集計中	A	450箇所
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
		29 水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体になった取組を実施した市町村の割合(*)	25%	33%	35%	45%	48%	50%	A
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
参考指標	参8 特に重要な水系における湿地の再生の割合	約4.8割	約5.8割	約6.4割	約6.7割	約7割	約7.2割	-	約7割
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
		参9 広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置および方針・目標の決定	38%	62%	82%	91%	100%	100%	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	参10 良好な水環境創出のための高度処理実施率	約41%	約47%	約50%	約51%	約56%	約59%	-	約60%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	-	

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)		26,388	27,716	28,430	26,989	
		補正予算(b)		6,740	930	6,033	-	
		前年度繰越等(c)		5,993	16,364	13,846	-	
		合計(a+b+c)		39,122	45,010	48,309	26,989	
				<0>	<0>	<0>	<0>	
	執行額(百万円)			22,664	30,805			
	翌年度繰越額(百万円)			16,364	13,846			
不用額(百万円)			94	357				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	水管理・国土保全局 下水道部	作成責任者名	下水道事業課 (課長 松原 誠)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------------	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 2.4
 生物多様性確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

評価	
A	目標値：約 50%（令和 2 年度） 実績値：集計中（令和 2 年度） 約 53%（令和元年度） 初期値：約 43%（平成 28 年度）

（指標の定義）

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合

分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数

分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数

（目標設定の考え方・根拠）

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、令和 2 年度末までには 50% が達成されることを目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体(市区町村) (緑の基本計画の策定主体)

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

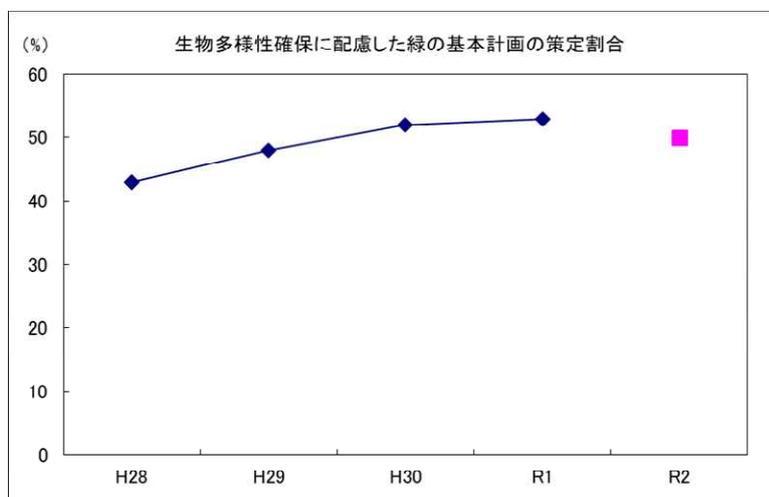
- ・生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)
- ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）
- ・生物多様性国家戦略 2012-2020(平成 24 年 9 月 28 日)第 3 部第 1 章第 7 節 2 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定

【閣決（重点）】

なし

【その他】

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
約 43%	約 48%	約 52%	約 53%	集計中	



主な事務事業等の概要

国土交通省都市局において平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定した。また、平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定したことを踏まえ、平成28年11月には素案に改良を加え、地方公共団体において、都市における生物多様性の取組状況をより簡便に把握・評価し、将来の施策立案や普及等に活用することを目的とした「都市の生物多様性指標（簡易版）」を策定した。さらに、平成30年4月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定した。今後も、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値の進捗（H28:約43%（初期値）、H29:約48%、H30:約52%、R1:約53%、R2:集計中）から、すでに目標を達成しており、目標期限である令和2年度においても目標値を達成していると考えられる。

（事務事業等の実施状況）

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」、「都市の生物多様性指標（素案）」、「都市の生物多様性指標（簡易版）」及び「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の普及に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおりすでに目標を達成しており、過去の実績値の進捗から今後も着実に実績値の増加が見込まれている。今後も引き続き「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」、「都市の生物多様性指標（素案）」、「都市の生物多様性指標（簡易版）」及び「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の普及をさらに行うこととし、本業績指標についても見直しを検討する。

以上より、Aと判断した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課緑地環境室（室長 鹿野 央）

関係課：該当なし

業績指標 25
下水汚泥エネルギー化率

評価

B	目標値：約30%（令和2年度） 実績値：集計中（令和2年度） 約24%（令和元年度） 初期値：約15%（平成25年度）
---	--

（指標の定義）

- 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合
 （分母）下水汚泥中の有機物
 （分子）消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物

（目標設定の考え方・根拠）

- 今後、現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込んで、下水汚泥のエネルギー化率が令和2年度に約30%まで進展することを目標とする。

（外部要因）

- 技術開発の動向、資源価格の高騰

（他の関係主体）

- 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- 第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「あらゆる施策を総動員して、徹底した省エネルギーと、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいります。」
- 内閣総理大臣所信表明演説（令和2年10月26日）「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。」

【閣議決定】

- エネルギー基本計画（平成26年4月10日）「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」（第2章第2節1.（1））

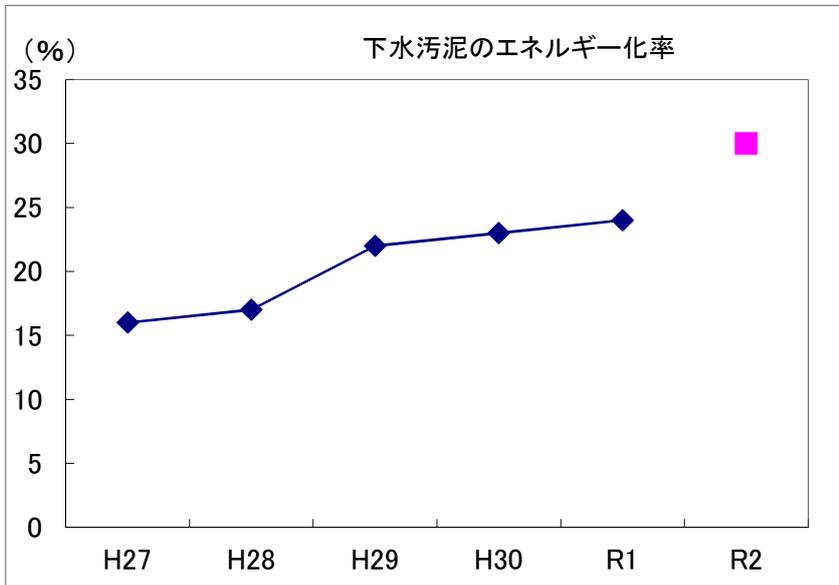
【閣決（重点）】

- 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「下水汚泥エネルギー化率 平成25年度 約15% → 平成32年度 約30%」（第2章第2節3-4）

【その他】

- 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2年12月25日）

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
約17%	約22%	約23%	約24%	集計中	



主な事務事業等の概要

○ 下水汚泥のエネルギー利用 (◎)

- 下水汚泥のエネルギー利用を促進するため、地方公共団体が行う汚泥のエネルギー化施設の整備に対して支援を行うとともに、革新的技術の実証事業を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数 (令和2年度国費予算ベース)

下水道事業関連予算額 37億円の内数 (令和2年度国費予算ベース)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成29年度の実績値は前年度よりも5ポイント、平成30年度、令和元年度は1ポイントずつ増加している。令和2年度の実績値は集計中であるが、目標年度における目標達成が見込まれない予定である。

平成24年度以降の固定価格買取制度 (FIT) の活用等により、消化ガス発電または固形燃料化が稼働している施設は、平成28年度には21カ所であったが令和元年度には約140カ所に大幅に増加した。目標年度の令和2年度に向け、6ポイントの増加が必要となるが、更に19カ所での導入が予定されているなど、多数の施設の稼働開始が見込まれるため、実績値の大幅な上昇が見込まれる。R2年からは「下水道リノベーション推進総合事業」を創設する等、支援も強化しており、引き続き取り組みを後押ししていく。

(事務事業等の実施状況)

- 平成23年度以降、「下水道革新的技術実証事業 (B-DASHプロジェクト)」により、下水道における創エネ対策に係る革新的技術を実証し、令和2年度末までに48技術の採択を行い、下水汚泥のエネルギー化を推進した。
- 平成26年9月に下水汚泥固形燃料のJIS規格を制定し、品位の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進した。
- 平成27年5月の下水道法改正において、下水道管理者に対し、発生汚泥のエネルギー化・肥料化の努力義務を規定し、下水汚泥のエネルギー化・肥料化に関する下水道管理者の取組を促進した。
- 平成29年3月には、既存の下水処理場における地域バイオマス利活用技術や導入検討方法、事業性評価についてとりまとめた「下水処理場における地域バイオマス利活用マニュアル」を策定し、エネルギー化向上に向けた地域バイオマスの効率的な集約・利活用を推進した。
- 平成30年1月にはB-DASHプロジェクトによる実証技術や水素製造・利用技術を補強した「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」を公表した。
- 平成31年3月には、地域バイオマスの受入を含む下水汚泥の広域利活用に関する計画策定手順をとりまとめた「下水汚泥広域利活用検討マニュアル」を公表した。
- 令和2年度には、下水道資源の利用推進を図るため「下水道リノベーション推進総合事業」を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 現状においてはB評価としているものの、平成28年度から平成29年度にかけて稼働施設の増加に伴う実績値の大幅な上昇が見られるように、令和2年度も更に19カ所での導入が予定されているなど、多数の施設の稼働開始により、大幅な増加が見込まれる。
- B-DASHプロジェクトを含む新技術の導入を推進する。
- 平成27年の下水道法改正における努力義務を受けて、施設の改築・更新にあわせた創エネ技術の自治体への導入検討を促す。
- 下水道バイオマスの活用拡大のため、「下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業」の充実など、地方公共団体における案件形成支援を2025年度まで集中的に取り組む。
- 第5次社会資本整備重点計画では、新たな指標として、下水汚泥エネルギー化率を2025年に35% (目標値である下水道バイオマスリサイクル率から緑農地利用分を除いたもの)、2030年に37%と設定した。
- 引き続き、「下水道リノベーション推進総合事業」等の推進により、下水汚泥中のエネルギー利用を向上させていく。
- 本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道国際・技術室 (室長 津森 ジュン)

業績指標 26

汚水処理人口普及率*

評価

B

目標値：約96%（令和2年度）
 実績値：集計中（令和2年度）
 約92%（令和元年度）※
 初期値：約89%（平成25年度）※
 ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値

（指標の定義）

汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口の割合

（分母）総人口

（分子）汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口

（目標設定の考え方・根拠）

将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和2年度までに約96%まで向上させることを目標として設定。

（外部要因）

技術開発の動向等

（他の関係主体）

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

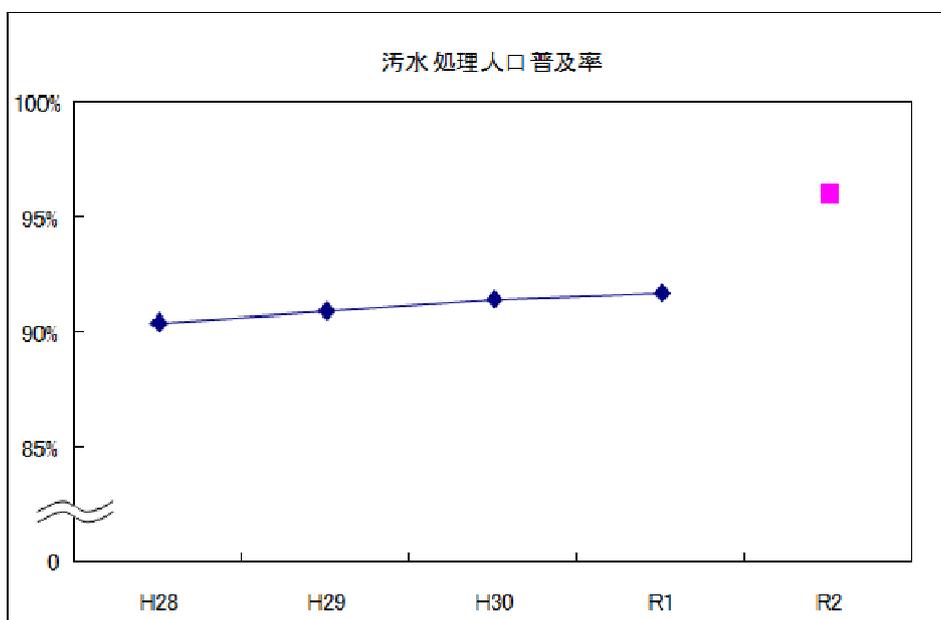
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
約90%※	約91%※	約91%※	約92%※	集計中	

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値



主な事務事業等の概要

○汚水処理施設の整備 (◎)

- ・効率的な汚水処理施設整備をすすめるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
- ・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数 (令和2年度国費予算)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・汚水処理人口普及率の令和元年度の実績値は約91.7%※(116,360,683人/126,843,072人)であり、前年度から約0.3%上昇したが、目標に近い実績を示していない。
- ・普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、5万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は81.1%※(16,108,185人/19,863,044人)(令和元年度末時点)にとどまっている。
※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値である。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を策定し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想※の見直し、今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指すことを要請した。
- ・平成28年3月に、汚水処理の早期概成に向けて、低コスト技術や官民連携事業の導入検討方法等について示した「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル」を策定し、平成30年3月に改訂版を公表した。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値の達成は難しいと考えられるため、Bと評価した。
- ・今後10年程度(H29~R8)の概成に向けて、都道府県構想の見直し、低コスト技術や官民連携事業の導入に向けたマニュアル策定、公表などを行っているが、地方公共団体の厳しい財政事情や人員不足等のため、汚水処理整備が進みにくい状況である。
- ・都道府県構想の見直しは、令和元年度末時点で全47都道府県が完了したところである。
- ・引き続き、各地方公共団体と各汚水処理施設の連携を一層強化し、人口減少等社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進するとともに、地域の事情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。
- ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、95%(令和8年度)とする目標を設定したところであり、本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課(課長 松原 誠)

関係課：

業績指標 27

持続的な污水处理システムのための都道府県構想策定率*

評価

A	目標値：100%（令和2年度） 実績値：100%（令和2年度） 初期値：約2%（平成26年度）※ ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値
---	--

（指標の定義）

都道府県構想が策定されている都道府県数の割合

（分母）全都道府県数

（分子）より効率的な污水处理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための構想が策定されている都道府県数

（目標設定の考え方・根拠）

令和2年度までに全都道府県で持続的な污水处理システム構築に資する都道府県構想の策定が完了。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

・なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

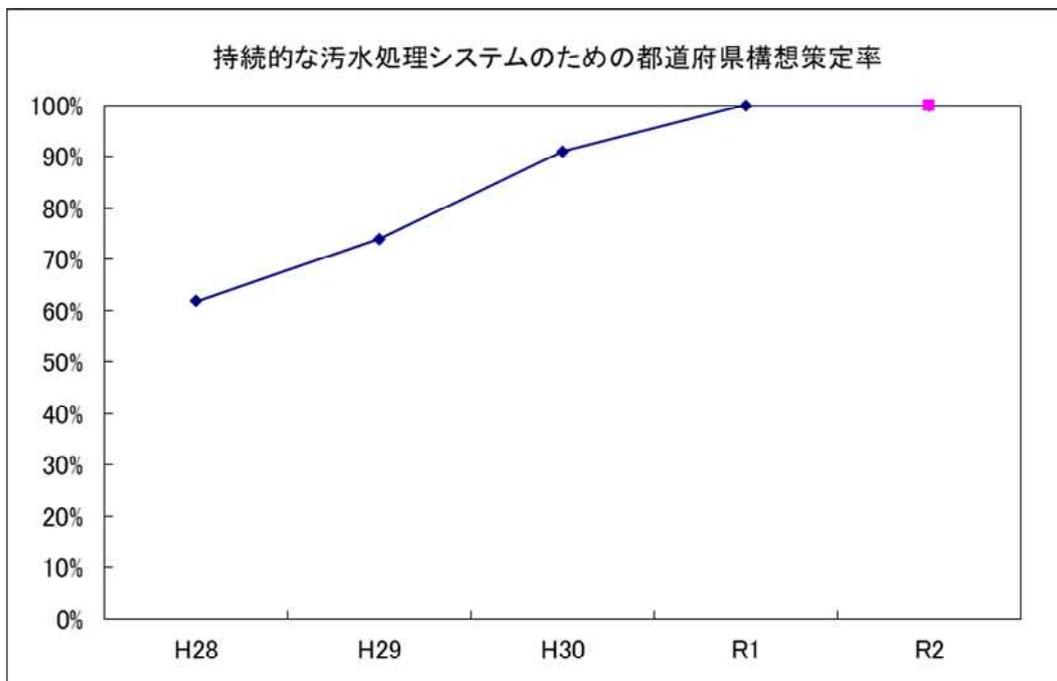
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
約62%※	約74%※	約91%※	100%	100%	

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値



主な事務事業等の概要

○都道府県構想の策定・見直しの促進（◎）

- ・人口減少等を踏まえた持続的な汚水処理システム構築（生活排水処理に係る下水道は、人口減少等に対応し、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設との適切な役割分担の下、効率的な整備を実施。また、時間軸の概念に基づき既存ストックの活用や施設の統廃合、汚泥の利活用など段階的に効率的な管理運営を推進）
- ・都道府県構想の策定・見直しを促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数（令和2年度国費予算ベース）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率について、令和元年度で100%となり、目標は達成された。

（事務事業等の実施状況）

- ・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を策定し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想※の見直しを要請した。
- ・都道府県構想策定が完了していない県に対しては、進捗状況を確認するため、随時フォローアップを行い、技術的な支援を行った。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、令和元年度で100%となり、目標は達成されたためAと評価した。引き続き、持続可能な下水道事業に向け、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長 松原 誠）

関係課：

業績指標 28

汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数（平成29年度から令和4年度末までに取り組む地区数）

評価	
A	目標値：450箇所（令和4年度） 実績値：集計中（令和2年度） 313箇所（令和元年度） 初期値：－（平成28年度）

（指標の定義）

平成29年度から令和4年度末までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数。

（※統廃合により廃止される汚水処理施設数のこと）

（目標設定の考え方・根拠）

- ・目標値は地方公共団体の実施予定から設定。（工事完了380箇所、工事着手70箇所）

（外部要因）

地元との調整状況

（他の関係主体）

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

経済財政運営と改革の基本方針（平成30年6月15日）「上下水道においては、効率的な整備・管理及び経営の持続可能性を確保するため、各地方自治体の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化や共同化、コンセッションをはじめとする多様なPPP/PFIの導入、ICT活用等を重点的に推進する。」

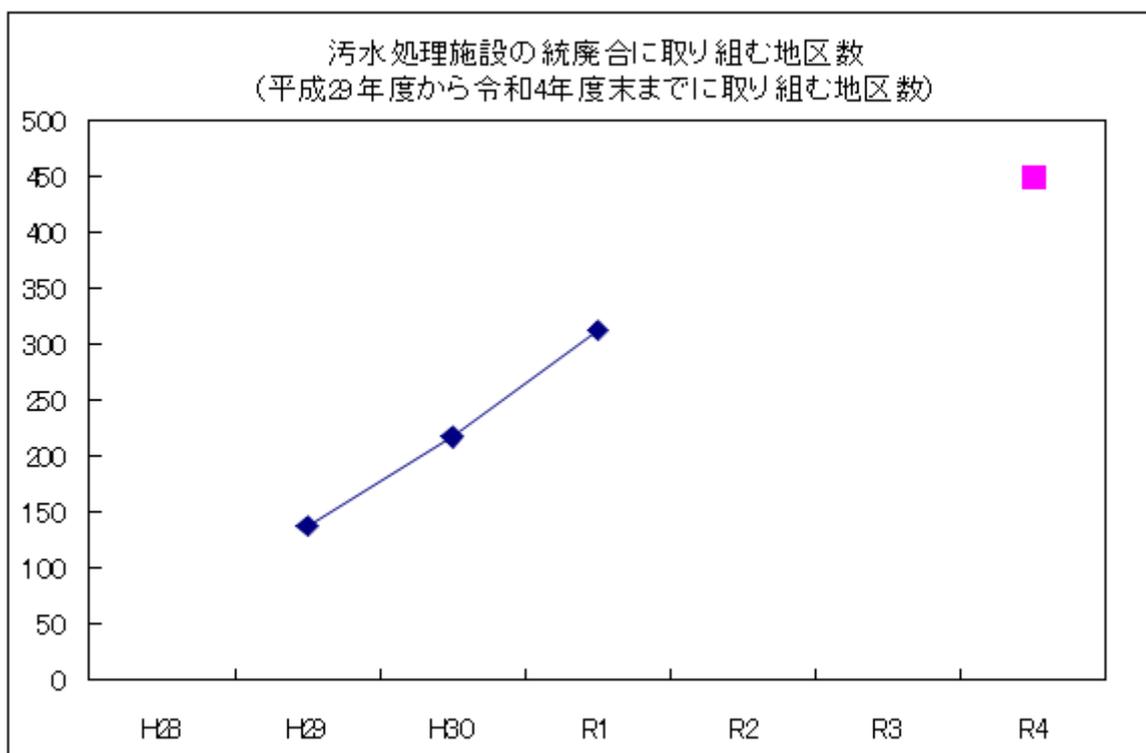
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
—	138	218	313	集計中	



主な事務事業等の概要

- 汚水処理施設の広域化の推進
下水道をはじめとする汚水処理事業の持続的な運営に向けて、よりの一層の効率化を推進するため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数（令和2年度国費）
防災・安全交付金予算額 7, 847億円の内数（令和2年度国費）
下水道事業関連予算額 297億円の内数（令和2年度国費）
- 下水道広域化推進総合事業の創設
下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進する。
- 広域化・共同化計画のモデル計画の策定及び他の都道府県への水平展開

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数）については、令和4年度までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数450箇所に対して、令和元年度の実績値は313箇所となっており、目標達成に向け順調に推移している。

一方、統廃合の実施に当たっては、汚水処理施設の周辺住民等、多くの関係者における合意形成が必要になり、地域ごとにこれに要する期間が異なる中、現時点ではこれらを的確に見通すことができないため、今後とも、最新の実績値だけでなく、事業の進捗についても確認を行っていく。また、平成30年度に下水道広域化推進総合事業を創設するなど、国としても着実な事業実施に向けて重点的に取り組んでおり、令和4年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 令和4年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定することを要請している。
- ・ 広域化をより推進するために平成30年度に広域化・共同化事例集を公表するとともに、「広域化・共同化計画策マニュアル（案）」を策定し、地方公共団体の検討をより一層の推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 令和4年度までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数450箇所に対して、令和元年度で313箇所となっており、目標達成に向け順調に推移していることからAと評価とした。
- ・ 今後の進捗を適宜把握し、地方公共団体の円滑な事業実施を支援するため、「広域化・共同化計画策マニュアル（案）」の充実化を図るなど、令和4年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長 松原 誠）
関係課：

業績指標 29

水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合*

評価	
A	目標値：50%（令和2年度） 実績値：50%（令和2年度） 初期値：25%（平成26年度）

（指標の定義）

河川法上の河川に隣接する都市のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合
 水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合＝①／②

- ① 水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数
- ② 河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村の数

目標設定の考え方・根拠

地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す。

（外部要因）

かわまちづくり計画策定やミズベリングのプロジェクトに関わる市町村、民間事業者及び地元住民の合意形成
 新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

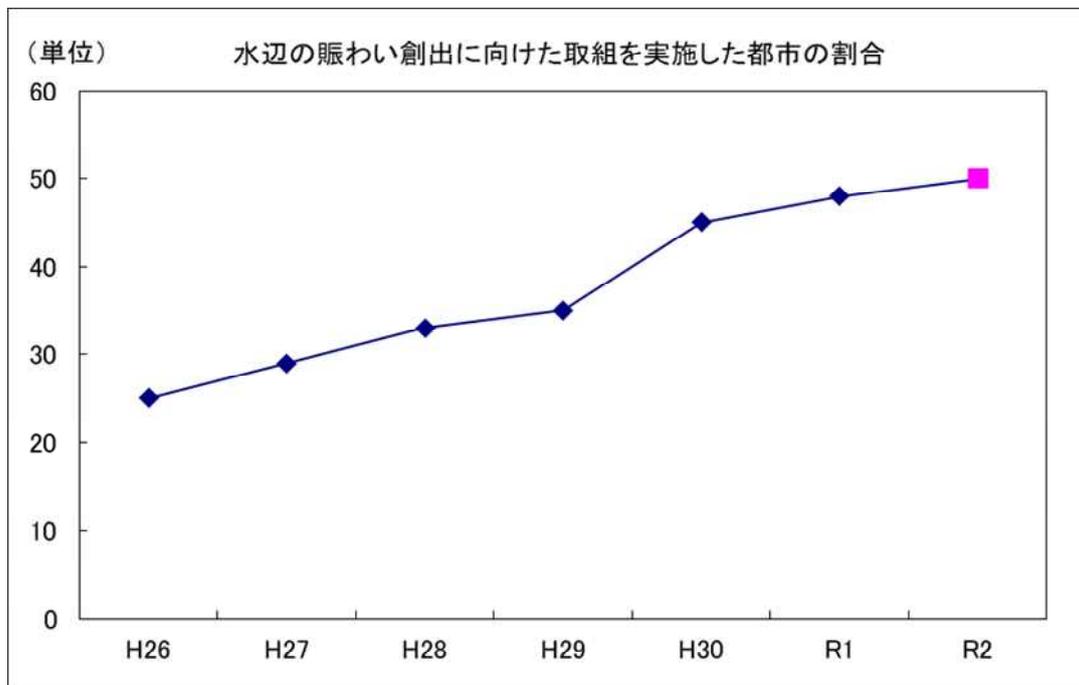
- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）「観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を強化する」「治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援することで、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出する、「かわまちづくり」を推進する。」

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

過去の実績値						(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
25%	29%	33%	35%	45%	48%	50%



主な事務事業等の概要

○かわまちづくりの推進 (◎)

・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出するため、かわまちづくり計画の登録を進めるとともに、かわまちづくり計画に基づく河川空間の整備及びその利活用を推進。

治水事業等関係費 (河川関係)	6, 773 億円の内数 (平成30年度 事業費)
	8, 669 億円の内数 (令和元年度 事業費)
	8, 836 億円の内数 (令和2年度 事業費)
社会資本整備総合交付金	8, 886 億円の内数 (平成30年度 国費)
	8, 713 億円の内数 (令和元年度 国費)
	7, 627 億円の内数 (令和2年度 国費)
防災・安全交付金	11, 117 億円の内数 (平成30年度 国費)
	13, 173 億円の内数 (令和元年度 国費)
	10, 388 億円の内数 (令和2年度 国費)

○水辺空間のオープン化等の推進 (◎)

・官民一体となって魅力ある美しい水辺空間を創出する取組であるミズベリングの開催や河川敷地占用許可準則第22の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に向けた協議会の開催等を通じ、水辺空間のオープン化等を推進。

(注)◎を付した施設項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合」については、目標値である50%を達成した。

(事務事業等の実施状況)

- ・かわまちづくり計画の登録件数は、令和2年度末時点で238箇所増加しており、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。
- ・ミズベリングは、令和2年度6月時点で78件以上が開催されている。
- ・河川敷地占用許可準則第22の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に取り組んでおり、令和2年度末時点で92件を指定している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・目標年度が到来し、目標値である50%を達成したことから、A評価とした。
- ・第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として、「水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数(目標値:658,目標年度:R7)」を設定したところであり、今後も関係機関等との連携により新たな水辺の賑わい創出に向けた取組の更なる強化を図る予定。
- ・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課(課長 内藤 正彦)
関係課：水管理・国土保全局水政課(課長 山本 泰司)
水管理・国土保全局治水課(課長 佐々木 淑充)

施策目標個票

(国土交通省2-⑨)

施策目標	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地球温暖化対策をはじめとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 主要業績指標である33①②を含む5項目において目標の達成ができていないが、全11評価項目中、過半数の6項目において、目標を達成し、又は達成見込若しくは達成に向けて進んでおり、主要業績指標についてもおおむね目標に近い実績を示しているため。
	施策の分析	上記の通り順調に進捗している業績指標もあり、全体としては国土交通分野における環境負荷の低減が進んでいる。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き目標達成に向けて各分野における環境政策・省エネルギー政策等を推進する。また、目標年度を迎えた指標は今後見直しを検討する。

業績指標	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		毎年度
30 一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))	-	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	(集計中)	①②③直近5年間の改善率の年平均-1%(毎年度)
	-	①-1.45% ②-0.53% ③-1.50%	①-0.88% ②-0.47% ③-1.19%	①-1.23% ②-0.38% ③-0.80%	①-1.31% ②-0.32% ③-0.45%			
	年度ごとの目標値		①②③直近5年間の改善率の年平均-1%(毎年度)	①②③直近5年間の改善率の年平均-1%(毎年度)	①②③直近5年間の改善率の年平均-1%(毎年度)	①②③直近5年間の改善率の年平均-1%(毎年度)	①②③直近5年間の改善率の年平均-1%(毎年度)	
31 燃費性の優れた建設機械の普及率(①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ) 【※実績値は建設機械動向調査結果による普及と推定台数を基に算出】	初期値	実績値※					評価	目標値
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	①48% ②41% ③6%	①77% ②62% ③43%	①77% ②65% ③48%	①77% ②70% ③53%	①77% ②76% ③61%	(集計中)	①B ②A ③A	①84% ②72% ③28%
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
32 省エネ基準を充たす住宅ストックの割合	初期値	実績値					評価	目標値
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R7年度
	6%	9%	10%	11%	(集計中)	(集計中)	A	20%
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
33 モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ*)	初期値	実績値					評価	目標値
	H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	187億トンキロ	197億トンキロ	200億トンキロ	177億トンキロ	184億トンキロ	168億トンキロ	B	221億トンキロ
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
33 モーダルシフトに関する指標(②内航海運による雑貨の輸送トンキロ*)	初期値	実績値					評価	目標値
	H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	333億トンキロ	358億トンキロ	351億トンキロ	351億トンキロ	358億トンキロ	(集計中)	B	367億トンキロ
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
34 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)	初期値	実績値					評価	目標値
	-	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R12年度
	-	22.4万t-CO2	38.4万t-CO2	41.1万t-CO2	45.8万t-CO2	(集計中)	A	157万t-CO2
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

	35 都市緑化等による温室効果ガス吸収量	初期値	実績値					評価	目標値
		H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		約111万t-CO2/年	120万t-CO2/年	123万t-CO2/年	124万t-CO2/年	127万t-CO2/年	集計中	A	約119万t-CO2/年
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
参考指標	参11 建設廃棄物の再資源化率等(①アスファルト・コンクリート塊(※1)、②コンクリート塊(※1)、③建設発生木材(※2)、④建設汚泥(※2)、⑤建設混合廃棄物(※3)、⑥建設発生土(※4)) ※1:再資源化率 ※2:再資源化等率 ※3:混廃排出率 ※4:有効利用率	初期値	実績値					評価	目標値※5
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R6年度
		①99.5% ②99.3% ③96.2% ④94.6% ⑤3.1% ⑥79.8%	-	-	-	①99.5% ②99.3% ③96.2% ④94.6% ⑤3.1% ⑥79.8%	-	-	①99%以上 ②99%以上 ③97%以上 ④95%以上 ⑤3.0%以下 ⑥80%以上 ※5:達成基準値
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	参12 下水道分野における温室効果ガス排出削減量(万t-CO2)	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		168	220	207	202	集計中	集計中	316	
	年度ごとの目標値	/	238	260	281	300	316	/	
	参13 新車販売に占める次世代自動車の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
21.2%		35.7%	36.7%	38.4%	38.9%	40.2%	50%		
年度ごとの目標値	/						/		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	10,494	10,275	9,302	7,744	/
		補正予算(b)	0	100	109,483	-	/
		前年度繰越等(c)	8,823	6,092	5,013	-	/
		合計(a+b+c)	19,317 <0>	16,467 <0>	123,797 <0>	7,744 <0>	/
	執行額(百万円)	11,096	7,896	/	/	/	
	翌年度繰越額(百万円)	6,092	5,013	/	/	/	
	不用額(百万円)	2,130	3,558	/	/	/	

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	総合政策局	作成責任者名	環境政策課(課長 松家 新治)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------	--------	-----------------	----------	--------

業績指標 30

一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率（①特定貨物輸送事業者（鉄道 300 両～、トラック 200 台～、船舶 2 万総トン～）、②特定旅客輸送事業者（鉄道 300 両～、バス 200 台～、タクシー 350 台～、船舶 2 万総トン～）、③特定航空輸送事業者（航空 9,000 トン（総最大離陸重量）～）

評 価	
①A ②B ③B	目標値：①直近 5 年間の改善率の年平均-1%（毎年度） ②直近 5 年間の改善率の年平均-1%（毎年度） ③直近 5 年間の改善率の年平均-1%（毎年度） 実績値：①集計中（令和 2 年度）、②集計中（令和 2 年度） ③集計中（令和 2 年度） ①-1.31%（令和元年度） ②-0.32%（令和元年度） ③-0.45%（令和元年度） 初期値：①－ ②－ ③－

（指標の定義）

運輸部門の省エネ化を実現するために、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者（特定輸送事業者）に対し、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、同法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて改善する年平均割合。

※ エネルギー使用に係る原単位：エネルギー使用量／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計など

※ 電気需要平準化評価原単位：電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など

（目標設定の考え方・根拠）

運輸部門の省エネ化を実現するために、省エネ法に基づき、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、省エネ法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均 1% 以上低減させることを目標とする。

（外部要因）

猛暑、厳冬による影響、新型コロナウイルス感染症による影響等

（他の関係主体）

各輸送事業者、荷主 等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

交通政策基本計画（平成 27 年 2 月）

地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月）

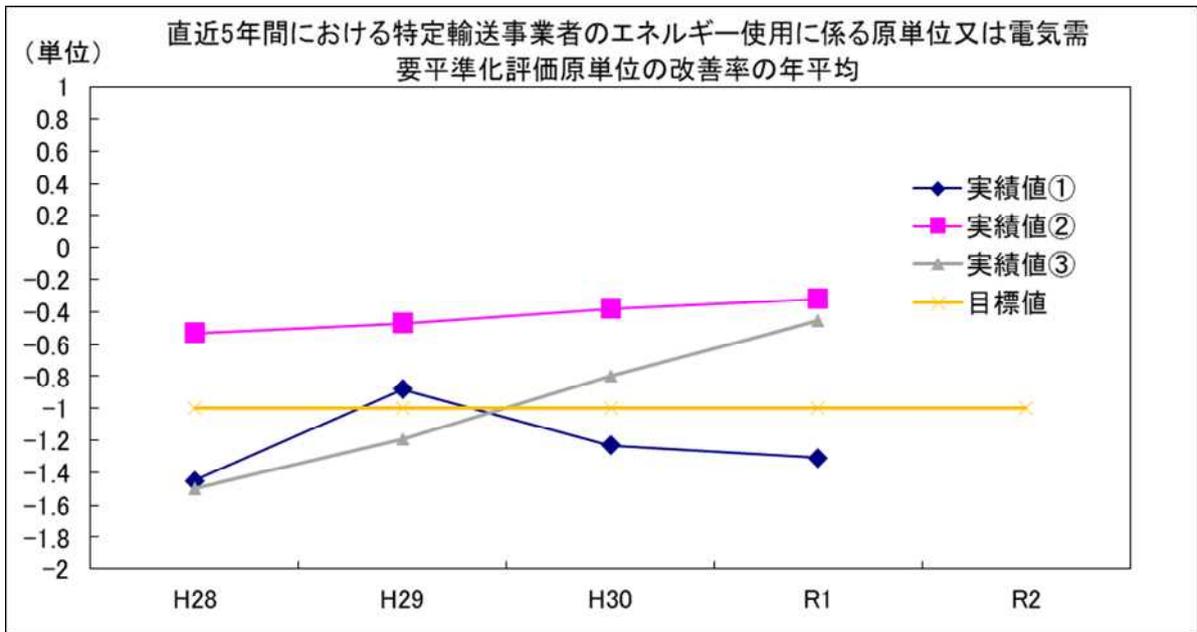
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
①-1.45%	①-0.88%	①-1.23%	①-1.31%	①②③集計中	
②-0.53%	②-0.47%	②-0.38%	②-0.32%		
③-1.50%	③-1.19%	③-0.80%	③-0.45%		



主な事務事業等の概要

輸送部門における省エネ対策等の普及・促進のため、法施行状況を含めた省エネ対策等に係る調査分析をはじめ、特定輸送事業者に対する実態調査、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言、非特定輸送事業者に対する指導・助言並びにセミナー等普及啓発活動等を実施。

予算額 7.8 百万円 (令和 2 年度)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

直近5年間に於ける特定輸送事業者のエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位の改善率の年平均-1%が目標値であるところ、①特定貨物輸送事業者の指標は-1.31%であり目標を達成した。一方、②特定旅客輸送事業者及び③特定航空輸送事業者の指標はそれぞれ-0.32%及び-0.45%であり、省エネ化は進んでいるものの目標達成とはならなかった。

(事務事業等の実施状況)

地方運輸局において、特定輸送事業者に対する実態調査、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言、非特定輸送事業者に対する指導・助言並びにセミナー等普及啓発活動等を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①特定貨物輸送事業者は目標を達成したことからAと評価した。一方で、②特定旅客輸送事業者及び③特定航空輸送事業者はエネルギー原単位の改善は見られるものの、目標を達成できなかったためBと評価した。

②については、全国的な猛暑による冷房機器の使用増加等の天候の影響等の外部要因及び輸送機器の老朽化等の理由により平成28年度から令和元年度まで目標を達成できていない。また、③については、令和2年1月以降、コロナウイルスの影響という外部要因により旅客需要が著しく減少したことから積載率が悪化し、令和元年度の目標を達成できなかった。今後は、エネルギー使用量等の定期報告書のデータの内容分析及び事業者に対する実態調査・指導等を通して得られた運輸部門のエネルギーの使用の更なる合理化等に向けた効果的な対策について、事業者に対しフィードバックすること等により、目標達成を目指すこととする。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 総合政策局環境政策課 (課長 松家 新治)

関係課：

業績指標 3 1

燃費性の優れた建設機械の普及率 (①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)

評価	
①B ②A ③A	目標値：①84% ②72% ③28% (令和2年度) 実績値：①集計中②集計中③集計中 (令和2年度) ①77% ②76% ③61% (令和元年度) 初期値：①48% ②41% ③6% (平成23年度)

(指標の定義)

①、②及び③

C02 排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規程 (平成 22 年 4 月 1 日付け建設施工企画課長通達、国総施環第 321 号)」及び「燃費基準達成建設機械の認定に関する規定」(平成 25 年 3 月 22 日付け公共事業企画調整課長通達、国総環リ第 151 号)に基づき認定された建設機械及び特定の省エネルギー機構を搭載した建設機械等の普及率

(目標設定の考え方・根拠)

①、②及び③

「社会資本整備重点計画」(平成 27 年 9 月 18 日閣議決定)及び「地球温暖化対策計画」(H28 年 5 月閣議決定)において、位置づけられた燃費性の優れた建設機械の普及率に関する指標建設機械動向調査結果などのトレンドを踏まえ、目標値を設定

(外部要因)

①、②及び③

建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減

(他の関係主体)

該当無し

(重要政策)

【施政方針】

【閣議決定】

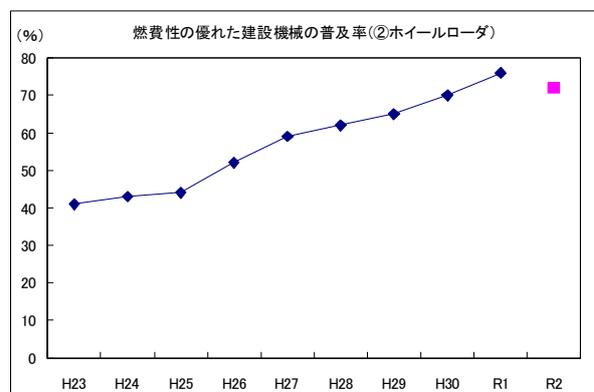
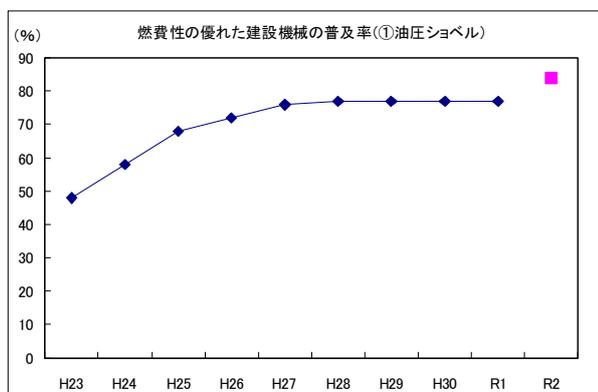
「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月閣議決定)

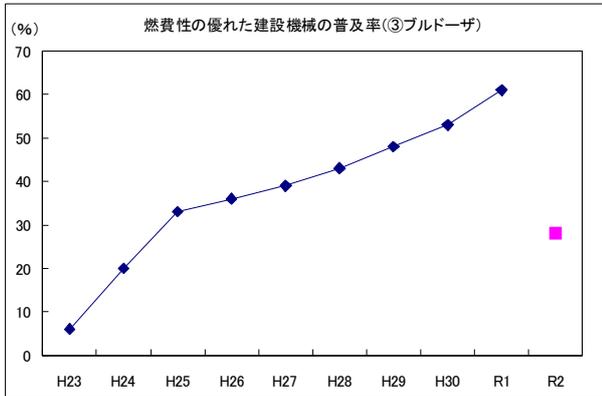
【閣決(重点)】

「社会資本整備重点計画」(平成 27 年 9 月 18 日閣議決定)

【その他】

過去の実績値					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
① 77%	① 77%	① 77%	① 77%		(集計中)
② 62%	② 65%	② 70%	② 76%		
③ 43%	③ 48%	③ 53%	③ 61%		





主な事務事業等の概要

省エネルギー型建設機械導入補助事業

省エネ効果の高い建設機械の導入を支援することにより、CO2の削減を促進した。

予算額：81.9億円（H26～H30、終了）

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械へ低利融資制度

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械等の対象建設機械を購入する者への低利融資を実施し、低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械の普及を図る。

融資額：9.0億円（H25～R02、継続）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ① 油圧ショベルについては目標値に近い割合まで普及しているものの、近年は横ばいの推移となっている。
- ② ホイールローダ、③ブルドーザについては順調に普及割合が上昇し、目標値を達成している。

（事務事業等の実施状況）

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械へ低利融資制度等を継続して実施することにより、燃費性能の優れた建設機械の普及を促進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標の実績値を把握する建設機械動向調査結果によると、①油圧ショベルの普及割合が近年目標値未満の横ばいで推移しており、目標年度に目標値を達成することが困難と見込まれるためB評価とした。②ホイールローダ、③ブルドーザの普及割合は順調に上昇し、目標値を達成していることからA評価とした。

一方、燃費性能の優れた建設機械の中でも、一定の基準を達成し認定された建設機械（燃費基準達成建設機械）については、その販売台数を販売者から国土交通省へ報告することとしており、報告によると当該建設機械の販売台数が順調に増加し、CO2排出量を削減していることが分かった。そのため、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）において「燃費基準値達成建設機械の普及率」を新たな指標として設定したところであり、今後は燃費基準達成建設機械の普及加速化に重点を置いて取り組むこととする。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえて見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局公共事業企画調整課（課長 岩見 吉輝）

関係課： 該当なし

業績指標 3 2
省エネ基準を充たす住宅ストックの割合

評 価	
A	目標値：20%（令和7年度） 実績値：集計中（令和元年度） 11%（平成30年度） 初期値：6%（平成25年度）

（指標の定義）

住宅ストック戸数のうち、省エネ基準を充たす住宅戸数の割合（A/B）

A＝省エネ基準を満たす住宅ストック戸数

B＝住宅ストック戸数

（目標設定の考え方・根拠）

「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している省エネ基準を充たす住宅ストックの割合（20%（平成37年））から設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

建築主等（事業主体等）

（重要政策）

【施政方針】

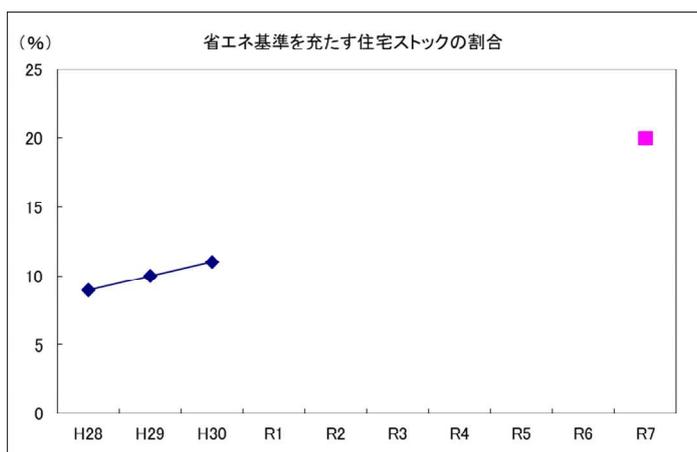
【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）
- ・地球温暖化対策計画（平成28年5月13日）

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
9%	10%	11%	集計中		



主な事務事業等の概要

【法律】

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置、性能向上計画認定や認定表示制度等の誘導措置。

改正建築物省エネ法（令和元年法律第4号）によるマンション等に係る届出義務制度の監督体制の強化、注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加、戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設等。

○都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

省エネ性能の高い低炭素建築物の認定制度の普及促進。

【補助】

○サステナブル建築物等先導事業

住宅・建築物における省エネ・省CO₂化を推進するため、省エネ・省CO₂に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業 99.83億円の内数（令和元年度）

90.70億円の内数（令和2年度）

○地域型住宅グリーン化事業

中小工務店による省エネルギー性能の高い住宅の整備に対して支援を行う制度。

予算額：130億円の内数（令和元年度）

135億円の内数（令和2年度）

10億円の内数（令和2年度補正）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：長期優良住宅化リフォーム推進事業 45億円（令和元年度当初）、5億円（令和元年度補正）

45億円（令和2年度）

○次世代住宅ポイント制度

省エネ改修をポイント発行対象とし、住宅の省エネ化を促進する。

予算額：1,300億円（令和元年度年度当初）

【税制】

○認定を受けた低炭素建築物に対する税制上の特例措置

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

一定の省エネ改修が行われた住宅等に対する所得税及び固定資産税の減税措置を適用。

【融資】

○住宅金融支援機構のフラット35Sによる省エネルギー性に優れた住宅の取得支援

省エネ措置等を講じた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の証券化ローンの枠組みを活用して金利引き下げを実施。

【その他】

○省エネ住宅の整備に向けた体制整備

中小工務店の大工業者を対象とする省エネ施工技術の習得に対する支援を実施。

予算額：省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備 6億円の内数（令和元年度）

6億円の内数（令和2年度）

省エネ基準に関する講習会、周知活動、審査体制整備を実施。

予算額：省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備

6億円（令和元年度）

6億円（令和2年度）

○住宅建築技術高度化・展開推進事業

○住宅性能表示制度の普及促進

- 総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の開発・普及
- 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

省エネ基準を充たす住宅ストックの割合は平成30年度11%となっており、順調に推移している。

（事務事業等の実施状況）

【法律】

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
 - ・平成27年7月に建築物省エネ法を公布、平成28年4月より性能向上計画認定等の誘導措置を施行、平成29年4月より大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置を施行。
- ※エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出制度等は、平成29年3月末をもって廃止。
- ・令和元年5月に改正建築物省エネ法を公布、令和元年11月よりマンション等に係る届出義務制度の監督体制の強化、注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加を施行、令和3年4月より戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設等を施行。

【補助】

- サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）
 - 住宅に係るプロジェクトの実績 応募120件、採択113件（令和元年度）
 - 応募54件、採択51件（令和2年度）
- 地域型住宅グリーン化事業（高度省エネ型、ゼロ・エネルギー住宅型）
 - 完了実績 3,593件（令和元年度）
- 長期優良住宅化リフォーム推進事業
 - 交付決定4,462戸（令和元年度当初）、584戸（令和元年度補正）
 - 交付受付2,959戸（令和2年度）
- 次世代住宅ポイント制度
 - 省エネ改修をポイント発行対象とし、住宅の省エネ化を促進した。

【融資】

- 住宅金融支援機構のフラット35Sによる省エネルギー性に優れた住宅の取得支援
 - フラット35Sの実績 80,498戸の内数（令和元年度）
 - 77,425戸の内数（令和2年度）

【その他】

- 住宅性能表示制度の普及促進
 - 設計住宅性能評価書の交付実績 245,156件（令和元年度）、225,609件（令和2年度）
- 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進
 - 住宅の評価書交付実績（累積）
 - 102,322件（令和元年度）

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成30年度の実績値は11%となっており、令和元年に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法）」に基づく措置や補助事業の効果発現により、目標達成に向けて当該業績指標は概ね順調に推移するものと考えられることから、A評価とした。

令和2年度政策レビュー評価書では、「今後、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取組を見据え、「住宅ストックのエネルギー消費量の削減率（平成25年度比）」を新たな指標として設定することとし、現行指標は継続的に現状値を把握することとする」旨とりまとめた。

引き続き、令和元年に公布された改正建築物省エネ法の施行に加え、ZEH等の取組への支援、BELS等の評価・表示の普及等を通じた更なる省エネ性能の向上に努める。

なお、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）では、「住宅ストックのエネルギー消費量の削減率（平成25年度比）」について18%（令和12年度）と目標値を設定したところである（なおこの指標は、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に基づき設定したものであり、地球温暖化対策計画に変更があった場合には同様に変更されたものとみなす）。本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局住宅生産課（課長 宿本 尚吾）
関係課： 住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 高田 龍）

業績指標 33

モーダルシフトに関する指標 (①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ ②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)

評価	
① B	① 目標値：221億トンキロ (令和2年度) 実績値：168億トンキロ (令和2年度) 初期値：187億トンキロ (平成24年度)
② B	② 目標値：367億トンキロ (令和2年度) 実績値：集計中 (令和2年度) 358億トンキロ (令和元年度) 初期値：333億トンキロ (平成24年度)

(指標の定義)
 ① 鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ
 ② 内航海運による雑貨の輸送トンキロ

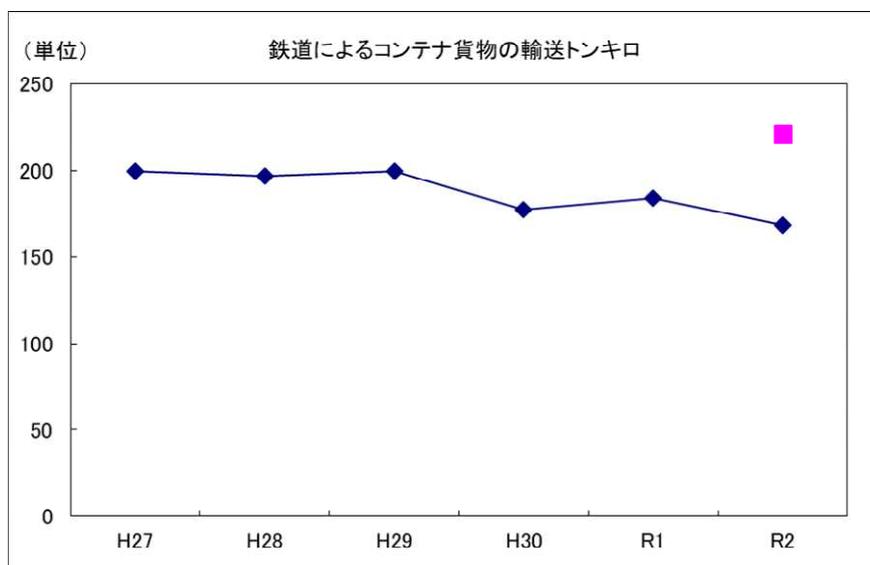
(目標設定の考え方・根拠)
 交通基本法に基づく、交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。トラック輸送からの転換というモーダルシフトの趣旨に鑑み、鉄道の指標はコンテナ貨物の輸送トンキロとしている。

(外部要因)
 自然災害等による変動、新型コロナウイルス感染症による影響

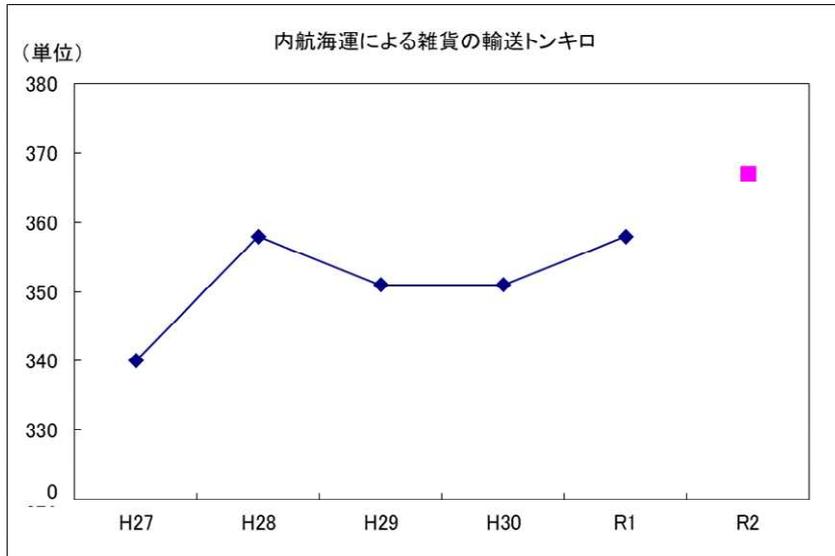
(他の関係主体)
 物流事業者(鉄道事業者、海運事業者を含む)等

(重要政策)
【施政方針】
 第204回国会施政方針演説(令和3年1月18日)「2050年カーボンニュートラルを宣言しました。もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものです。まずは、政府が環境投資で大胆な一歩を踏み出します。」
【閣議決定】
 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定)
 交通政策基本計画(平成27年2月13日)
 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)
【閣決(重点)】
 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)「第2章に記載あり」
【その他】
 「当面の地球温暖化対策に関する指針」(平成25年3月15日)地球温暖化対策推進本部決定

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
197億トンキロ	200億トンキロ	177億トンキロ	184億トンキロ	168億トンキロ	



過去の実績値				(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
3 5 8 億トンキロ	3 5 1 億トンキロ	3 5 1 億トンキロ	3 5 8 億トンキロ	集計中



主な事務事業等の概要

- ① 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進
 - ・エコレールマークの普及

鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進する。

(税制特例)

 - ・ J R 貨物が取得する高性能機関車に係る特例措置
固定資産税 5 年間 (2 年間) 3 / 5
- ② 海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進
 - ・ (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用によるモーダルシフトの促進

船舶共有建造制度を活用して船舶を建造することにより、モーダルシフトの促進を支援する。
 - ・ 海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

海上貨物輸送を一定程度利用する荷主・物流事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定し、エコシップマークの使用を認める他、当該認定事業者の中から貢献度の高い事業者を優良事業者として表彰。また、優良事業者の中からさらに革新的な取組等により最も貢献度の高い事業者に対し「海運モーダルシフト大賞」として表彰し、船舶を使用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップ・モーダルシフト事業」を推進している。

(税制特例措置)

 - ・ 船舶に係る特別償却制度

環境低負荷船について、特別償却

<償却率> 高度環境低負荷船・・・18/100

環境低負荷船・・・16/100
 - ・ 海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置

船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%を上限に課税繰り延べ
 - ・ 海運に係る地球温暖化対策税の還付措置

環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用 (モーダルシフト) を推進する観点から、内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油について「地球温暖化対策のための税」を還付
- ③ 荷主・物流事業者の連携による取組の推進
 - ・ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の認定

流通業務 (輸送、保管、荷さばき及び流通加工) を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定を行うことにより、モーダルシフトをはじめ、物流の効率化を図る。
 - ・ モーダルシフト等推進事業

荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行う流通業務の総合化及び効率化

の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業や、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業に要する経費の一部を補助する。

予算額：19百万円（令和2年度）

・グリーン物流パートナーシップ会議

物流分野における地球温暖化対策に顕著な功績があった荷主、物流事業者等が共同した取組に対し、その功績を国土交通大臣等から表彰することにより、モーダルシフトをはじめ、グリーン物流の普及拡大を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 令和元年度は、「令和元年東日本台風（7月）」により東北線が分断されるなど影響はあったものの、前年度よりも改善が見られた。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う年度を通じた需要低迷に加え、「令和2年7月豪雨」により熊本・鹿児島間の長期不通、北日本を中心とした暴風雪に伴う津軽線等の断続的不通の影響を受け、平成24年度に当該指標を設定して以降最も小さくなり、全体として進展が大きくなかった。
- 指標については、平成27年度以降トラックドライバー不足の影響や船舶大型化等の影響により、概ね増加傾向となっている。

（事務事業等の実施状況）

- エコレールマークの普及
令和2年度の認定商品は合計で198品目、認定企業は91社となった。
今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。
- 令和2年度は「エコシップ・モーダルシフト事業」の認定事業者として荷主9者、物流事業者10者を決定。（認定事業者：荷主167者、物流事業者190者）。
また、優良事業者表彰者として、荷主9者、物流事業者10者を表彰（認定事業者：荷主160者、物流事業者175者）、さらに、「海運モーダルシフト大賞」として荷主1者、物流事業者1者を表彰。
- 荷主・物流事業者の連携による取組の促進
・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の認定
モーダルシフトに関して、令和2年度は、鉄道輸送へのモーダルシフト事業4件、海上輸送へのモーダルシフト事業3件を認定した（鉄道及び海上輸送両方のモーダルシフトを行う認定計画1件含む）。
・モーダルシフト等推進事業
令和2年度は、鉄道輸送への転換を図る取組に対して、計画策定事業3件、認定総合効率化計画に基づき実施する事業4件について支援を実施した。海上輸送への転換を図る取組に対して、認定総合効率化計画に基づき実施する事業2件について支援を実施した。※認定総合効率化計画に基づき実施する事業について、鉄道及び海上輸送両方のモーダルシフトを行う1件を含む。
・グリーン物流パートナーシップ会議
モーダルシフトに関して、令和2年は1件の取組に対し国土交通省公共交通・物流政策審議官から表彰を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成24年度以降、貨物鉄道の輸送量はトラックドライバー不足の影響等もあり、長期的には増加傾向で推移していたが、自然災害による路線の分断により不通区間が発生するなど、通常の輸送力が確保できなかったことから、輸送量が大きく減少した年も見られた。加えて令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う需要低迷も大きく影響した。
目標値の達成はできなかったが、今後も、鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、老朽化した機関車の高性能機関車への更新を進めるとともに、ブロックトレイン・定温貨物列車などの輸送機材の充実等による輸送力増強・輸送品質改善を図る。また、貨物駅の効率化・省力化及び安全性向上に資する新技術の導入や災害時の代替輸送などに備えたコンテナホーム拡張等のBCPの充実化により貨物鉄道の利便性等の向上を図ることで、総合的にモーダルシフトを推進する。
以上のことから、Bと評価した。
 - 令和元年度において、実績値は前年度と比較し増加となったものの、業績指標を達成できなかったことから、B評価とした。
令和2年度以降も、税制特例措置や（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により船舶建造を支援するとともに、エコシップマークの普及促進及び表彰制度等を活用した海上輸送への更なるモーダルシフトの推進を図ることで、目標達成に向け努めていきたい。
- なお、新たな交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）においては、「鉄道による貨物輸送トンキロ（209億トンキロ（令和7年度）」「海運による貨物輸送トンキロ（389億トンキロ（令和7年度）」と設定したところであり、同計画を踏まえ、今後本業績指標も見直す。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局物流政策課（課長 高田 公生）
総合政策局物流政策課物流効率化推進室（室長 小倉 佳彦）

関係課：鉄道局貨物鉄道政策室（室長 野口 透良）
海事局内航課（課長 小林 基樹）
海事局総務課企画室（室長 忍海邊 智子）

業績指標 3 4

環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量(平成 25 年度比)

評 価

A	目標値：157 万 t-CO2（令和 12 年度） 実績値：集計中（令和 2 年度） 45.8 万 t-CO2（令和元年度） 初期値：－
---	---

(指標の定義)

内航船舶の平成 25 年度比 CO2 排出削減量（単位：万 t-CO2/年）

(目標設定の考え方・根拠)

効率的で安定した国内海上輸送の確保と同時に、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）に基づき求められている内航船舶からの CO2 排出量の削減目標を踏まえると、革新的省エネ技術の導入支援等による各種支援施策を講じることで、環境負荷低減に資する内航船舶への代替建造等を促進していく必要がある。

業績目標としては、地球温暖化対策計画での見込み排出削減量である令和 12 年度 157 万 t-CO2/年(平成 25 年度比)が最適であるため、この数値の達成を目標とする。

(外部要因)

景気の動向

(他の関係主体)

民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

・第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）

「2050 年カーボンニュートラルを宣言しました。もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものです。まずは、政府が環境投資で大胆な一歩を踏み出します。」

【閣議決定】

・地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）

船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、引き続きこうした船舶の普及促進を図る。

・総合物流施策大綱（2017 年度～2020 年度）（平成 29 年 7 月 28 日閣議決定）

我が国の温室効果ガス削減目標の達成等に向け、物流分野においてもサプライチェーン全体での環境負荷の低減の観点から、再配達など非効率となっている部分の削減、物流の効率化・モーダルシフトの推進や、自動車の単体対策、鉄道・船舶・航空・物流施設における低炭素化の促進等を通じて貢献する。

・海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）

温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制による環境負荷の低減への取組として、我が国が主導する船舶からの温室効果ガス排出抑制に係る国際ルール策定、船舶の省エネ技術の実証や IoT の活用による運航の効率化、港湾における省エネ化の推進、二酸化炭素吸収源拡大対策等を通じた「カーボンフリーポート 69」の実現、LNG 燃料船の普及や LNG バンカリング拠点の形成等に取り組んでいく。

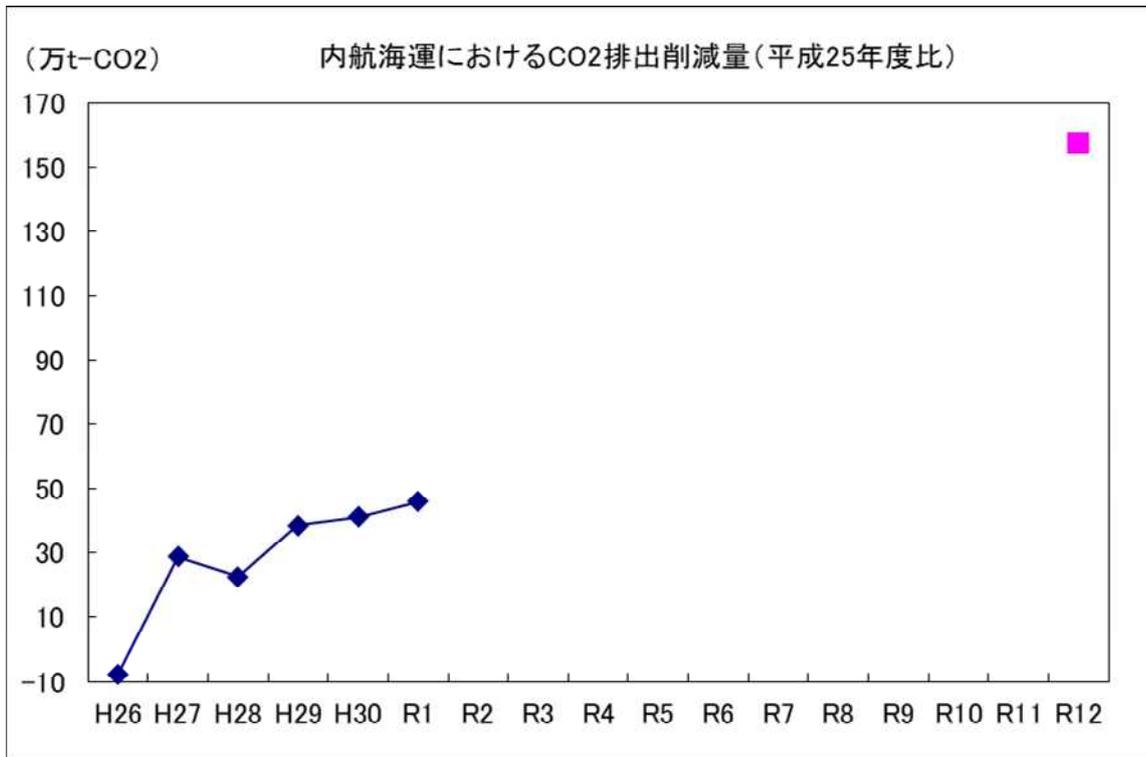
【閣決（重点）】

なし

【その他】

・グリーン成長戦略（令和 2 年 12 月 25 日 第 6 回成長戦略会議決定）重点分野「（7）船舶産業」に記載あり。

過去の実績値（万 t-CO2）				（年度）	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
22.4	38.4	41.1	45.8	集計中	



主な事務事業等の概要

【税制】

- 船舶に係る特別償却制度
環境低負荷船について、特別償却を認める。
<償却率> 高度環境低負荷船・・・18/100
環境低負荷船・・・16/100
- 海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置を認める。
船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%を上限に課税繰り延べ

【融資】

- (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用による環境低負荷船への代替建造の促進
船舶共有建造制度を活用して船舶を建造することにより、環境低負荷船への代替建造を促進する。
財政投融资計画額：280 億円（令和2年度）、245 億円（令和元年度）

【補助】

- 内航船の運航効率化実証事業費補助金（内航船の総合的な運航効率化措置実証事業費補助金）
革新的省エネ技術（ハード対策）と運航・配船の効率化（ソフト対策）を組み合わせた省エネ効果の実証に要する経費の一部を補助する。
予算額：62.0 億円の内数(令和2年度)、62.0 億円の内数(令和元年度)
- 代替燃料活用による船舶からのCO2 排出削減対策モデル事業費補助金※平成30年度より開始
LNG 燃料船の実運航時のCO2 排出削減の最大化を図る技術実証に要する経費の一部を補助する。
予算額：4.8 億円（令和2年度）、4.8 億円（令和元年度）

【その他】

- 内航船省エネルギー格付制度※平成29年度より暫定運用、令和2年度より本格運用を開始
内航船舶のCO2 効果等を船舶の企画・設計段階で「見える化」し、省CO2 性能等を客観的に評価する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

内航船舶の平成25年度比CO2 排出削減量は令和元年度45.8 万t-CO2 となっており、引き続き増加傾向にある。

(事務事業等の実施状況)

- 船舶共有建造制度や各種税制特例措置の活用等により、環境低負荷船への代替建造が順調に行われた。
 - ・船舶共有建造制度（令和2年度：調査中、令和元年度：21 隻）
 - ・各種税制特例措置の活用（令和2年度：調査中、令和元年度：14 隻）
- 内航船の総合的な運航効率化措置実証事業により、省エネに資する船舶の技術実証を行った。
 - ・内航船の運航効率化実証事業（内航船の総合的な運航効率化措置実証事業）（令和2年度：14 件、令和元年：11 件）
- 代替燃料活用による船舶からのCO2 排出削減対策モデル事業により、CO2 排出削減に資する船舶の技術実証を行

った。

・代替燃料活用による船舶からのCO2排出削減対策モデル事業（令和2年度：3件、令和元年度：3件）

○内航船省エネルギー格付制度の活用により、船舶の省エネルギー性能が「見える化」され、環境対策に関心のある荷主事業者や消費者へ省エネルギー船舶の一層のPRが可能になった。

・内航船省エネルギー格付制度による格付の付与（令和2年度：37件、令和元年度：10件）

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、令和元年度において概ね順調に推移している。平成29年度より暫定運用、令和2年度より本格運用を開始した「内航船省エネルギー格付制度」により、船舶の環境性能が「見える化」され、環境対策に関心のある荷主や消費者等へ省エネルギー船舶の一層のPRが可能となった。さらに、平成30年度より、将来的な地球温暖化対策の強化につながり、船舶分野におけるCO2排出削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術の開発・実証を対象として、「代替燃料活用による船舶からのCO2排出削減対策モデル事業」を開始した。令和2年度の実績値は集計中であるが、令和元年度においても実績値は増加傾向にあり、令和3年度から新たに「LNG燃料システム等導入促進事業」による船舶のCO2排出削減に向けた補助事業を開始するとともに、引き続き税制特例措置の活用による環境低負荷船への代替建造の促進をはじめ、各種事業を推進することとしており、今後事業の効果の発現が見込まれることから、Aと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局内航課（課長 小林 基樹）

関係課：海事局総務課企画室（室長 忍海邊 智子）

海事局海洋・環境政策課（課長 田村 顕洋）

業績指標 35
都市緑化等による温室効果ガス吸収量

評価

A	目標値：約 119 万 t-CO ₂ /年（令和 2 年度） 実績値：集計中（令和 2 年度） 約 127 万 t-CO ₂ /年（令和元年度） 初期値：約 111 万 t-CO ₂ /年（平成 25 年度）
---	--

（指標の定義）
 1989年12月31日時点で「森林」でなかった都市域等において、1990年以降2012年までの間に、樹木（高木）の植栽（＝植樹）を含めた面積500㎡以上の規模の緑化を行う事業（都市公園の整備、公共施設の緑化等）によって創出された緑地による温室効果ガス吸収量。気候変動枠組条約等に基づき、「土地利用、土地利用変化及び林業分野」の要素として日本国が国連へ報告しているもの。

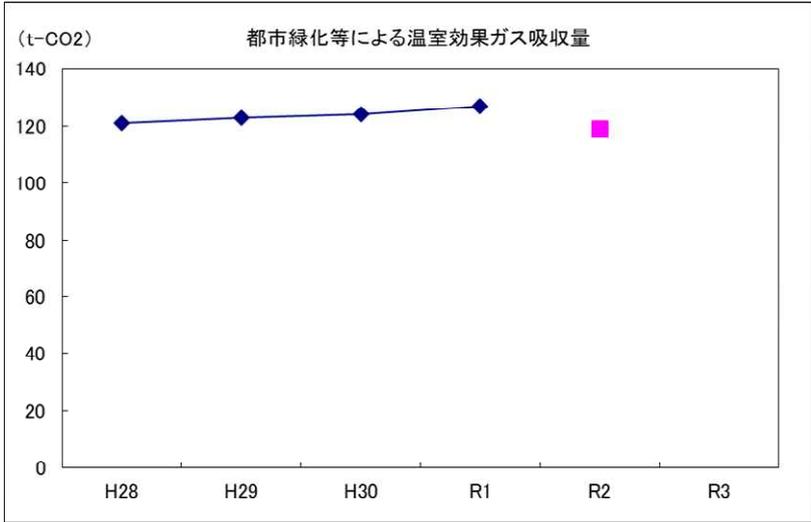
（目標設定の考え方・根拠）
 吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成20年から平成24年までの整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定【第4次社会資本整備重点計画第2章の重点目標に関連する事業の指標「KPI25 都市緑化等による温室効果ガス吸収量」】（同一定義）

（外部要因）
 —

（他の関係主体）
 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
 —
【閣議決定】
 ・地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日）第 1 章第 2 節 1.（2）温室効果ガス吸収源対策・施策
 「都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上などの新たな緑化空間の創出を積極的に推進する」
 ・生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月 28 日）
 第 3 部第 2 章第 9 節 1 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進
 「都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します」
 ・第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日）第 4 部第 1 章第 1 節（1）⑤
 「森林等の吸収源対策として、間伐等の森林の整備・保全、農地等の適切な管理、都市緑化等を推進する」
【閣決（重点）】
 ・第 4 次社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）第 2 章「KPI25 都市緑化等による温室効果ガス吸収量」
【その他】
 ・環境行動計画（平成 26 年 3 月）（平成 29 年 3 月一部改定）
 第三章 I < 1. 地球温暖化対策・緩和策の推進 > 「温室効果ガス吸収源対策の推進等の施策に取り組む」

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
121 万 t-CO ₂ /年	123 万 t-CO ₂ /年	124 万 t-CO ₂ /年	127 万 t-CO ₂ /年	集計中	



主な事務事業等の概要

- ・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、官公庁施設等の緑化を推進する。
- ・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告するデータの整備を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調である（令和2年度の実績値は令和4年4月頃にならないと集計できないものの、令和元年度の実績値において既に目標値を達成している）

(事務事業等の実施状況)

(事務事業等の実施状況)

- ・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、官公庁施設等の緑化を推進した。
- ・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告するデータの整備を行った。
- ・緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・目標設定の最終年度である令和2年度の実績値は集計中であるが、本業績指標は、過去の実績値が毎年度目標値を達成しているとの推移に基づき、目標年度に目標値を達成することは確実と判断し、Aと評価した。
- ・なお、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）においては引き続き本指標（令和12年度：124万t-CO2）を掲げているところであり、今後も都市公園の整備等による緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行う。
- ・以上を踏まえ、本業績指標についても今後見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課（課長 五十嵐 康之）

関係課： 道路局環境安全・防災課（課長 荒瀬 美和）

水管理・国土保全局 河川環境課（課長 内藤 正彦）

水管理・国土保全局 下水道部下水道企画課（課長 奥原 崇）

港湾局海洋・環境課（課長 中原 正顕）

住宅局住宅総合整備課（課長 齋藤 良太）

官庁営繕部 設備・環境課営繕環境対策室（室長 才木 潤）

施策目標個票

(国土交通省2-⑩)

施策目標	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の精度向上及び情報伝達体制を充実する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>業績指標37は目標を達成し、指標39も順調に増加しており目標達成に向けた成果を示している。 一方、指標36は、地震発生場所や発生数の違いにより、令和2年度の実績値は初期値と比較して3.5秒早くなったものの、目標年度における目標値は達成できなかった。また、指標38は、台風の進路予想に影響を与える台風や環境場の特性変化等の自然変動により、令和2年の実績値は初期値と比較して37kmも減少させたものの今回は目標値に到達しなかった。 以上を踏まえ、主要業績指標は全て目標が達成またはおおむね目標に近い実績を示しており、目標に達成しなかったものでも現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標値の達成が可能であると考えられるため、「③相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>情報伝達体制の充実のための通信体制整備及び防災地理情報の提供推進のための現地調査やデータ処理等を着実に取り組んだことは、目標の達成に有効かつ効率的であったと考えられる。 また、緊急地震速報の迅速化のための海底地震計データ利用手法の開発、及び防災情報の精度向上に向けた気象予測モデルの改善等については、目標達成に向けて有効かつ効率的であると考えられる。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>引き続き目標達成に向けて施策を継続するとともに、目標年度を迎えた業績指標については今後見直しを検討する。 具体的には、指標36については海底地震計データの活用及び震源推定手法の高度化等により、さらなる緊急地震速報の迅速化と精度向上に取り組み、過大予測の低減を目的とした新たな指標を設定する。指標37については、今後も、気象予測モデルの改善等により、台風予報の精度の向上に取り組む。</p>

業績指標	36 緊急地震速報の迅速化(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H22~26年度平均	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		24.4秒	24.9秒	25.4秒	23.3秒	22.9秒	20.9秒	B	19.4秒
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	37 大規模災害に対する電気通信施設の信頼性向上対策が完了した事務所等の割合(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		67%	67%	74%	78%	79%	82%	A	82%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	38 台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年
		244km	235km	226km	219km	207km	207km	B	200km
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	39 防災地理情報(活断層図)の整備率(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度
		62%	62%	66%	68%	70%	72%	A	79%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

参考指標	参14 天気予報の精度(明日予報における降水の有無の予報精度と最高・最低気温の予報が3℃以上はずれた年間日数) (①降水の有無、②最高気温、③最低気温)	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R3年
		①91.8% ②33日 ③18日	①91.8% ②33日 ③18日	①92.1% ②31日 ③16日	①91.2% ②30日 ③15日	①92.4% ②29日 ③15日	①92.4% ②29日 ③14日	/	①92.7%以上 ②30日以下 ③15日以下
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-		-
		参15 地震、火山、地盤沈下等の地殻・地盤変動情報の関係機関への提供数	初期値	実績値					評価
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
	97件/年	103件/年	141件/年	137件/年	106件/年	105件/年	/	135件/年	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	参16 関係機関への速やかな空中写真の提供(写真提供件数のうち、2日以内に提供できた件数の割合)	初期値	実績値					評価	目標値
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度		
	78%	99%	100%	100%	100%	100%	/	100%	
	年度ごとの目標値	/	100%	100%	100%	100%	100%	/	
	参17 だいち2号観測データについて、国土全域の面積に対する解析した面積の率	初期値	実績値					評価	目標値
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度		
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	/	100%	
	年度ごとの目標値	/	100%	100%	100%	100%	100%	/	

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	17,772	19,446	16,362	13,808	/
		補正予算(b)	217	1,237	1,117	-	/
		前年度繰越等(c)	1,216	100	2,015	-	/
		合計(a+b+c)	19,205 <0>	20,783 <0>	19,495 <0>	13,808 <0>	/
	執行額(百万円)	18,889	18,622	/	/	/	
	翌年度繰越額(百万円)	100	2,015	/	/	/	
	不用額(百万円)	216	146	/	/	/	

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	気象庁	作成責任者名	総務部総務課業務評価室 (室長 大野 智生)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	---------------------------	----------	--------

業績指標 36

緊急地震速報の迅速化*

評価

B

目標値：19.4 秒以内(令和2年度)
実績値：20.9 秒(令和2年度)
初期値：24.4 秒(平成22～26年度平均)

(指標の定義)

日本海溝沿いで発生した地震において、緊急地震速報(予報)を発表し、震度1以上を観測した地震について、緊急地震速報(予報)の第1報を発表するまでの時間の平均値を指標とする。

(目標設定の考え方・根拠)

緊急地震速報を少しでも迅速に発表することにより、強い揺れが来る前に緊急地震速報が伝達される地域が拡大し、それらの地域において、安全確保や機器の自動制御等による防災・減災の効果や経済的損失の軽減が期待される。緊急地震速報の迅速化にはできるだけ震源に近い場所で地震を観測することが非常に有効であることから、気象庁ではこれまでも、緊急地震速報に活用する観測点を増やす取り組みを進めてきた。東日本大震災以降については、多機能型地震観測網※の増強(50点整備)や、防災科学技術研究所の大深度KiK-net※、海洋研究開発機構のDONET1の活用により、迅速化に取り組んできたところである。

さらに今後、日本海溝沿いでは防災科学技術研究所により海底地震計(S-net※)の整備が進められており、気象庁ではこれらの海底地震観測データの取り込みを進め、各観測点について、地震や地震以外の震動の検知状況及び自動処理の動作状況の確認作業や、海底地震計の特殊な設置環境等を踏まえた震源・マグニチュードの推定方法の改良等を行った上で、緊急地震速報への活用に追加して行く予定である。

※多機能型地震観測網：気象庁が整備した、緊急地震速報のための前処理や震度観測等の機能を持った地震観測網。

※大深度KiK-net：防災科学技術研究所が整備した基盤強震観測網のうち、南関東の概ね500m以上の深さに設置されたもの。

※S-net：防災科学技術研究所が根室沖から房総半島沖に整備を進めている日本海溝海底地震津波観測網。

(外部要因)

S-netの整備状況

(他の関係主体)

国立研究開発法人防災科学技術研究所

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

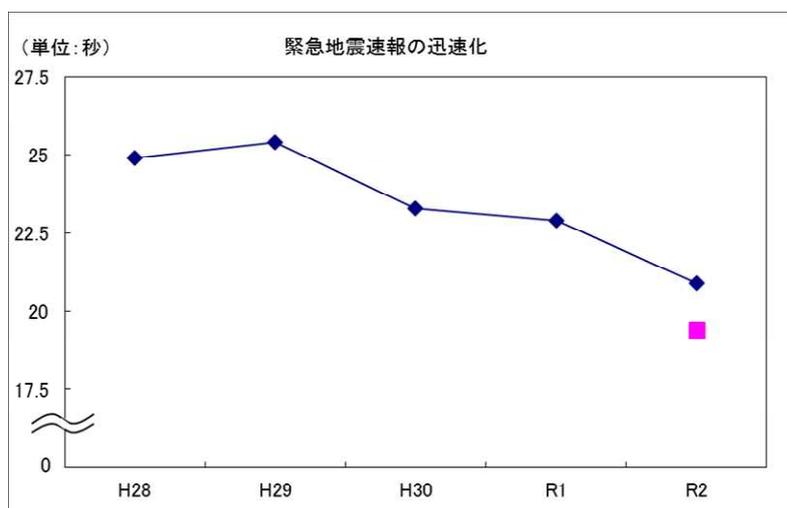
【閣決(重点)】

なし

【その他】

国土強靱化年次計画2020(令和2年6月18日国土強靱化推進本部)重要業績指標

過去の実績値(秒)				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
24.9	25.4	23.3	22.9	20.9	



主な事務事業等の概要

・地震津波観測業務等 予算額：1,669百万円の内数（令和2（2020）年度）

国内外の地震を観測・監視・解析し、適時的確に緊急地震速報、津波警報等を発表することにより、地震や津波による災害の防止・軽減を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

達成しなかった。

令和元年度からS-netの観測データを緊急地震速報に活用し、着実に運用を行ったものの、令和2年度の実績値は20.9秒であり、目標年度における目標値である19.4秒には達しなかった。

（事務事業等の実施状況）

海底に設置されているS-netの地震計は、地上に設置した地震計では問題にならない海底の堆積層による地震波の増幅や地震時の強震動による地震計の傾動等がマグニチュードの推定に影響を与えることがわかったことから、これまでに、堆積層の影響を受けにくい上下動成分のみを利用してマグニチュードを推定する手法や、傾動等を起こした地震計のデータをマグニチュードの推定から除外する手法等の開発と、これらをシステムに導入するための動作試験を行ってきた。また、S-netの観測データを緊急地震速報で利用するためには、S-netの陸上局においても改修が必要なことから、防災科学技術研究所と協力して対応を行ってきた。令和元(2019)年度にはこれらの処理システム上での動作検証を進めた上で、同年6月にS-netの観測データを活用した緊急地震速報の発表を開始した（日本海溝の海溝軸外側の観測データについては翌年3月に活用開始）。

令和2年度の実績値は20.9秒であり、目標値である19.4秒からは1.5秒遅かった。これは、S-netの観測データ活用による迅速化の効果が高い、震源が沿岸から遠く規模がある程度大きい地震の数が少なかったことによる。このことを考慮し、評価対象地震288個のうち、M5.0以上の地震32事例に限って指標を計算すると、実績値は16.3秒となり、目標値である19.4秒を下回った。これら事例のうち、例えば、令和2（2020）年4月30日の青森県東方沖の地震（最大震度3）では、S-netの観測データを活用しない場合と比較して約18秒、同年11月6日の青森県東方沖の地震（最大震度3）では約22秒、緊急地震速報（予報）の第1報を迅速に発表できている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年度からS-netの観測データを緊急地震速報に活用し、着実に運用を行った結果、第1報を発表するまでの時間を短縮することができたものの、目標年度における目標値には達しなかったことから、評価をBとした。

今後もS-netの観測データを活用した緊急地震速報の安定運用に努めるとともに、さらなる緊急地震速報の迅速化・精度向上を図るため、震源推定手法の高度化の検討・検証を進める。

緊急地震速報の改善としては、これまでに、同時に複数の地震が発生した場合も適切に震源を推定するIPF法（平成28(2016)年12月）や巨大地震が発生した場合も精度よく震度を予測できるPLUM法（平成30(2018)年3月）、さらには、海域の地震に対する緊急地震速報の発表の迅速性と精度向上を図るため、海底地震計を活用するための技術（令和元(2019)年6月）を開発・導入してきた。

一方で、緊急地震速報では、発表の迅速性とその後の情報の精度向上のため、利用できる観測データに応じた複数の震源推定手法を併用し、その中でより精度が高いと考えられる震源を採用するとともに、その地震による揺れと判定された振幅値データからマグニチュード(M)を推定している。このため、令和2(2020)年7月30日に鳥島近海で発生した地震に対する緊急地震速報のように、採用された推定震源が不適切であった場合、同じ地震による揺れと判定された振幅を不適切な震源との組み合わせでM推定に利用することによって、Mを過大に推定し、震度を過大に予測してしまうことがある。震度を過大予測した緊急地震速報が発表されると、社会的に大きな影響・混乱を及ぼすことになることから、改善すべき重要な課題である。

この課題に対応し、緊急地震速報の過大予測を低減するため、緊急地震速報の処理に用いてきた複数の震源推定手法を、令和5(2023)年度を目途に、複数地震の識別に長けた手法であるIPF法に統合する計画である。

この改善にあたり、緊急地震速報の予測震度が、観測された震度に対して±3階級以上となる地域の割合を指標として設定し、本指標が地震の発生状況に依存することを踏まえ、この影響が小さくなるよう、過去の5年間ごとの実績を考慮したうえで、新たに目標とする。

以上を踏まえ、本業績指標についても見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 気象庁地震火山部管理課（課長 青木 元）

関係課： 気象庁地震火山部地震火山技術・調査課（課長 中村 雅基）

業績指標 37

大規模災害に対する電気通信施設の信頼性向上対策が完了した事務所等の割合*

評価

A	目標値：82%（令和2年度） 実績値：82%（令和2年度） 初期値：67%（平成28年度）
---	---

（指標の定義）

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等（229事務所）のうち、国土交通省内を結ぶ統合通信網の強靱化のために電気通信設備の信頼性向上対策を行っている割合。

（目標設定の考え方・根拠）

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ統合通信網の強靱化の整備を順次進めており、令和2年度末までに整備を完了すべき拠点として、全体の82%を目標として設定した。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

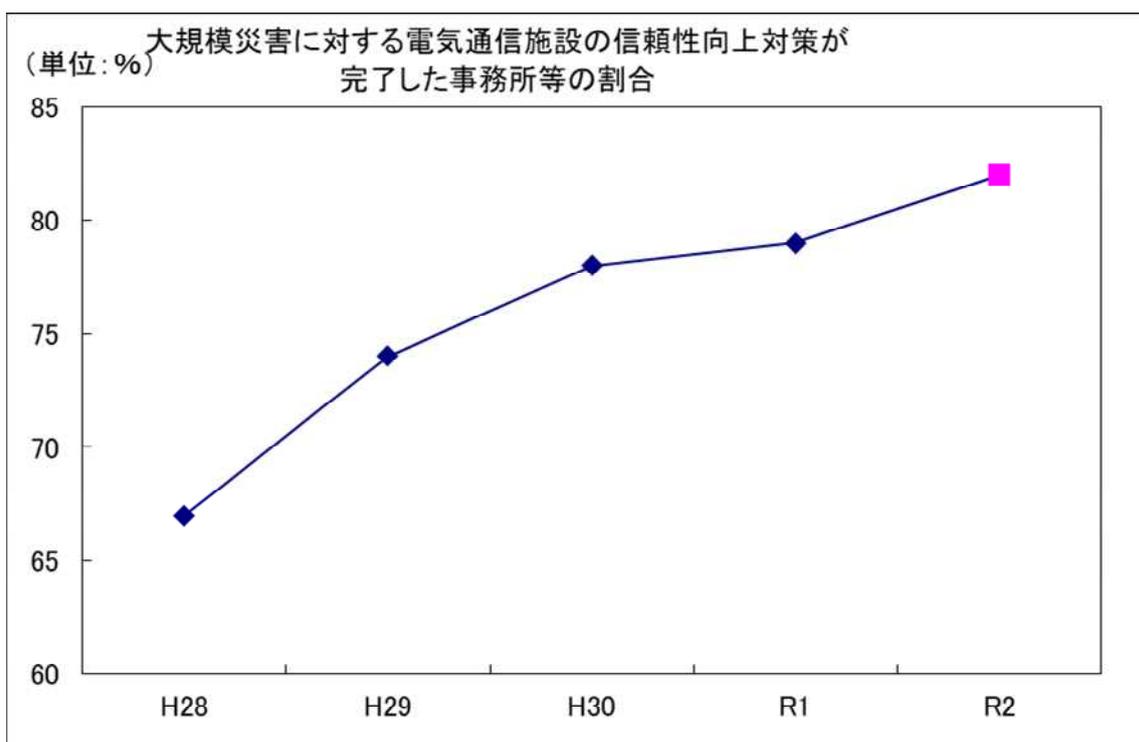
【閣決（重点）】

なし

【その他】

防災基本計画（令和2年5月29日中央防災会議）

過去の実績値（%）					（年度）
H28	H29	H30	R1	R2	
67	74	78	79	82	



主な事務事業等の概要

○次世代防災通信基盤の構築に向けた検討 予算額 約400万円（令和2年度）

災害対応時及び平常時における情報伝達体制の強化のための、次世代防災通信基盤の構築・運用に向けた検討。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和2年度の実績値は82%であり、目標年度における目標値を達成した。

（事務事業等の実施状況）

令和2年度 次世代防災通信基盤の構築に関する調査検討業務において、国土交通省内を結ぶ統合通信網の強靱化のために電気通信設備の信頼性向上対策について検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については82%と目標値に達したため、Aと評価した。

今後は個別の庁舎・施設の耐震対策を推進していく必要があるため、今後指標の定義の見直しを行い、その目標値を100%とする。なお、新たな定義に基づくと、今回の測定結果は93%となる。それらを踏まえ、本業績指標の見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 大臣官房技術調査課電気通信室（室長 吉本 紀一）

関係課： なし

業績指標 38
台風予報の精度*

評 価

B	目標値：200km（令和2年） 実績値：207km（令和2年） 初期値：244km（平成27年）
---	--

（指標の定義）

72 時間先の台風中心位置の予報誤差（台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離）を、当該年を含む過去5年間で平均した値。

（目標設定の考え方・根拠）

台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いる。

平成27(2015)年までの過去5年間に於ける予報誤差の平均は244kmである。令和2(2020)年の目標値としては、過去5年間の同指標の減少分及び過去5年間の各単年実績の背景を踏まえ、新たな数値予報技術の開発等により、200kmに改善することが適切と判断。

本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報システムの高度化が必要であり、数値予報モデルの改良を進めるとともに、初期値の精度向上に重要な観測データの同化システムの改善を図る。

また、数値予報技術の開発と並行して、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通じた、予報作業における改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。

（外部要因）

自然変動（台風の進路予想に影響を与える台風及び環境場の特性の変化）

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

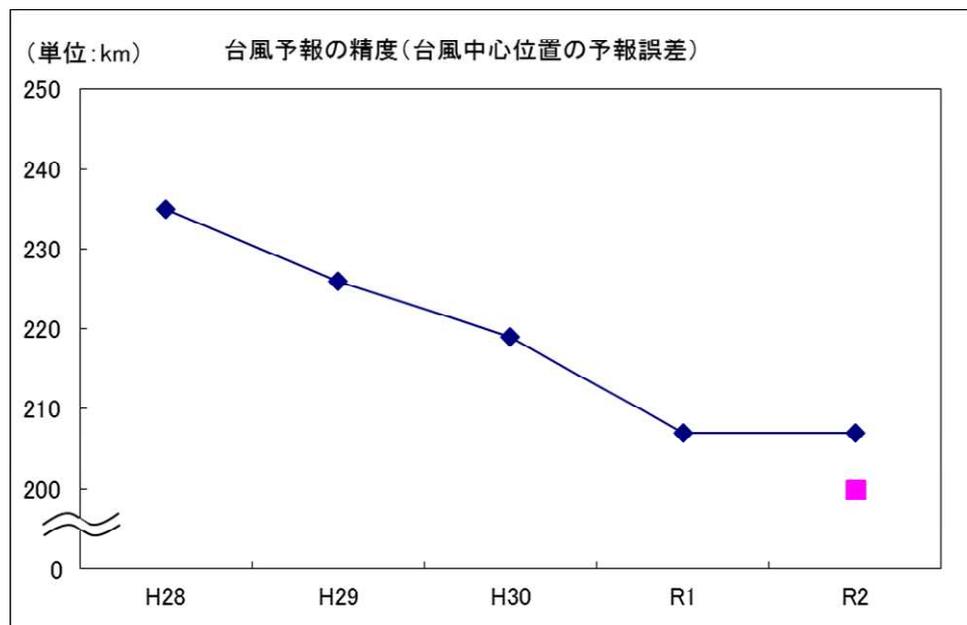
なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

過去の実績値（括弧内は単年の予報誤差）(km)					(年)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
235	226	219	207	207	
(243)	(248)	(179)	(190)	(176)	



主な事務事業等の概要

スーパーコンピュータを中心とした気象資料総合処理システムの運用

気象資料総合処理システムを用いて予測モデルの開発を推進し、局地予報や台風予報などの精度を向上させる。

予算額：711 百万円（令和元年度）

予算額：712 百万円（令和2年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

達成しなかった。

計画を着実に実施し、これまでの実績値のトレンドから目標年には順調に目標を達成すると見込まれていたものの、目標年が到来した時点における実績値は目標に及ばなかった。

（事務事業等の実施状況）

新規衛星観測データの利用について、ひまわり8号や米国静止気象衛星 GOES-16 の大気追跡風及び晴天放射輝度温度、全球降水観測計画主衛星のマイクロ波イメージャ GMI の輝度温度、米国の極軌道衛星搭載のマイクロ波サウンダ ATMS 及びハイパースペクトル赤外サウンダ CrIS の輝度温度などの観測データの利用を開始した。さらに欧州の極軌道衛星 Metop-C やインドとフランスが共同運用する ScatSat-1 衛星搭載のマイクロ波散乱計の海上風データの利用を開始した。また、台風ボーガスや掩蔽観測データの利用手法を改良した。更に、日本、欧州、米国、中国の極軌道衛星に搭載されたマイクロ波放射計の観測データについて、新たに雲・降水域のデータの利用を開始するとともに、気象条件に応じた予測の不確実性を考慮できる技術（ハイブリッド同化）を導入し、初期値作成処理の高度化を行った。

数値予報モデルについては、鉛直層数の増強（現行の鉛直100層から128層への増強）、降水や雲、太陽や地表面からの放射による加熱などを予測する手法の改良、地形性抵抗過程、陸面過程及び極域における放射・雲過程に関する改良等を行った。これらの改良により、台風進路予測や降水予測の精度の改善が得られることを確認した。

また、誤差が大きくなった事例の検証等による数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価を行うとともに、予報作業におけるこれらの資料の利用改善を通じて、台風予報精度の向上を図った。

さらに、平成27年度に実施した政策アセスメント（平成28年度予算要求）である「気象予測精度向上のための次世代スーパーコンピュータシステムの整備」の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、令和2年は、初期値である平成27年の244kmから207kmへと約15%改善しており、その成果は示していると評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

開発計画を着実に実施し、評価期間の5年間に於いて本指標を244kmから207kmまで大きく減少させたものの、目標年における目標値である200kmには至らなかったことから、Bと評価した。

台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実には、今後も予測に用いる数値予報モデルとその初期値の精度を改善することが重要となる。また、この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いるが、令和7年の目標値としては、過去5年間の同指標の改善率（平成27年の244kmから令和2年の207kmの改善率約15%）をふまえ、新たな数値予報技術の開発等により、過去5年間と同等の改善率を踏まえ目標を再設定する。

そのうえで、令和3（2021）年度は、高解像度大気追跡風や極軌道衛星搭載のハイパースペクトル赤外サウンダなどの衛星観測データ、航空機観測データの利用手法の高度化を引き続き進めるとともに、雲・降水域のマイクロ波水蒸気サウンダのデータ利用拡充を行う。さらに、全球モデル・全球アンサンブル予報システムの水平高分解能化、データ同化システムの更新に向けた開発を引き続き進めるとともに、物理過程の改良を行い、数値予報モデルの大幅な精度改善につなげていく。また、誤差が大きくなった事例の検証等による数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価を行うとともに、予報作業におけるこれらの資料の利用改善を通じて、台風予報精度の向上を図る。

令和4（2022）年度以降も、数値予報モデルの更なる精度向上を図るため、雲域の衛星観測データや高解像度高頻度観測ビッグデータの利用、新規の衛星観測データの積極的な利用に向けた開発を行うとともに、AI技術を活用した全球モデルの物理過程の開発、大気-波浪結合モデル・大気-海洋結合モデル導入の必要性の検討等を行う。

また、誤差が大きくなった事例の検証等による数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価を行うとともに、予報作業におけるこれらの資料の利用改善を通じて、台風予報精度の向上を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 気象庁大気海洋部業務課（課長 千葉 剛輝）

関係課： 気象庁大気海洋部気象リスク対策課（課長 黒良 龍太）

関係課： 気象庁大気海洋部予報課（課長 中本 能久）

関係課： 気象庁情報基盤部数値予報課（課長 藤田 司）

業績指標 39

防災地理情報（活断層図）の整備率

評価

A	目標値：79%（令和5年度） 実績値：72%（令和2年度） 初期値：62%（平成28年度）
---	---

（指標の定義）

現状における国土の危険性を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組みとして国土地理院が整備している防災地理情報のうち全国活断層帯情報（活断層図）の整備面数を因子とし指標を設定する。

活断層図の整備計画面数を分母とし、整備した活断層図の面数を分子として整備率を算出する。

$$\text{防災地理情報の整備率（\%）} = (\text{活断層図の整備済みの面数} / \text{活断層図の整備計画面数}) \times 100$$

$$\text{初期値 } 62\% = (185 \text{ 面} / 300 \text{ 面}) \times 100$$

$$\text{目標値 } 79\% = ((52 \text{ 面} + 185 \text{ 面}) / 300 \text{ 面}) \times 100$$

（目標設定の考え方・根拠）

地震調査研究推進本部が選定する主要活断層帯（平成30年2月現在、114断層帯）を包括する範囲の面数「300面」を整備計画面数とする。平成28年度末で整備済みの面数は、185面であり、初期値は、62%となる。

都市的地域として設定されている「人口集中地区」にかかる範囲のうち、活断層図が未整備な範囲の図面数「52面」を、基本測量に関する長期計画の最終年度である令和5年度末までに整備することとし、目標値は、79%となる。

（外部要因）

- ・地震調査研究推進本部が行う主要活断層帯の選定内容の変更
- ・活断層に起因する大規模地震の発生
- ・新たな活断層の発見及び新たな活断層に関する知見

（他の関係主体）

地震調査研究推進本部（主要活断層帯の選定を所管）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

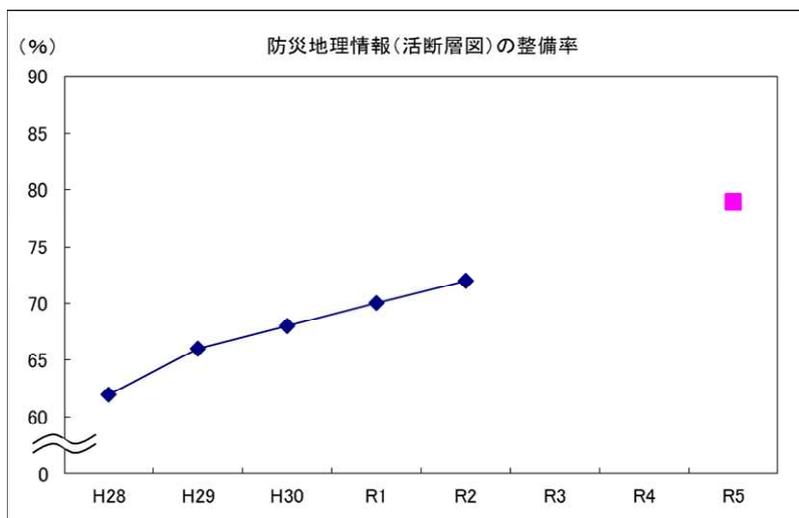
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値（%）				（年度）	
H28	H29	H30	R1	R2	
62	66	68	70	72	



主な事務事業等の概要

全国活断層帯情報整備

全国の活断層のうち、特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯について、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報を整備し提供する。令和元年度は庄川断層帯他を、令和2年度は木津川断層帯他について情報を整備した。

予算額：27,373千円（令和元年度）、28,036千円（令和2年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指標は、過去5年の間、継続的かつ定量的に増加している。

（事務事業等の実施状況）

令和元年7月に牛首断層帯他の成果及び令和2年11月に庄川断層帯他の成果を公表し、ウェブページでの閲覧を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標の値は順調に増加しているため、業績指標の判定を「A」とした。

・平成28年度まで、定義の因子は「活断層帯数」であったが、1つの活断層帯の長さが20～360km程度と大小様々であることから、平成29年度から地図情報の区画数（図面数）を因子とした業績指標に改め、進捗評価の精度を上げることが出来た。

・地図情報の区画数（図面数）を基に設定した目標達成に向けて取り組んでいる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院 総務部 政策課	（課長 高橋 正幸）
関係課：国土地理院 企画部 企画調整課	（課長 宮川 康平）
国土地理院 応用地理部 企画課	（課長 石関 隆幸）

施策目標個票

(国土交通省2-⑪)

施策目標	住宅・市街地の防災性を向上する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>④進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>業績指標40、41、44については目標達成が見込まれるが、主要な業績指標を含む8つの指標については目標年度において目標の達成が見込まれないことから、目標達成に向けた成果を示していない。</p>
	施策の分析	業績指標40,41,44の達成状況は順調であり、防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高めていると評価できる。また、その他の指標についても目標達成に向けて一定の進捗はしているものの、目標を達成していないため、進展に向けて所要の施策を実施する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	今後とも大規模地震や気候変動による降雨の局地化、集中化、激甚化といった災害リスクを踏まえ、住宅・市街地の脆弱性を軽減させるようなハード・ソフト両面にわたる諸施策を講じ、総合的な観点から安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。また、目標年度を迎えた指標については、第5次社会資本整備重点計画等を踏まえ、今後見直しを検討する。

業績指標	40 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	初期値	実績値					評価	目標値	
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度	
		13,935ha	13,935ha	15,119ha	17,379ha	19,958ha	20,431ha	A	21,000ha	
	年度ごとの目標値		—		—		—		—	
	41 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
		76.0%	約85%	約91%	約94%	約96%	集計中	A	89%	
	年度ごとの目標値		—		—		—		—	
	42 下水道による都市浸水対策達成率*	初期値	実績値					評価	目標値	
		H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
		約56%	約58%	約58%	約59%	約60%	約60%	B	約62%	
	年度ごとの目標値		—		—		—		—	
	43 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積*	初期値	実績値					評価	目標値	
		H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
		約4,450ha	4,039ha	3,422ha	3,149ha	2,982ha	2,219ha	B	おおむね解消	
年度ごとの目標値		—		—		—		—		
44 大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画(どの盛土造成地から安全性把握調査を行うかを定める計画)の作成率	初期値	実績値					評価	目標値		
	R1年度9月	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R4年度		
	16%	—	—	—	30%	45%	A	100%		
年度ごとの目標値		—		—		—		—		
45 災害時における機能確保率(①主要な管渠、②下水処理場)	初期値	実績値					評価	目標値		
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度		
	①約46% ②約32%	①約48% ②約35%	①約50% ②約36%	①約51% ②約37%	①約52% ②約37%	①約54% ②約38%	①B ②B	①約60% ②約40%		
年度ごとの目標値		—		—		—		—		

46 最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	26年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	—	約0%	約0%	約5%	約10%	35%	B	約100%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
47 ①住宅(*)・②建築物(*)の耐震化率	初期値	実績値					評価	目標値	
	25年	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	①約82% ②約85%	—	—	①約87% ②約89%	—	—	①B ②B	①約95% ②約95%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
48 防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	3%	15%	68%	73%	77%	84%	B	100%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
参考指標	(参18)災害対応拠点を含む都市開発が予定される拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		0地区	2地区	5地区	8地区	11地区	11地区		15地区
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
(参19)ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数	初期値	実績値					評価	目標値	
	26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度	
	約130地区	約150地区	約160地区	約165地区	約170地区	約180地区		約200地区	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	当初予算(a)	115,341	128,154	141,494	158,922
補正予算(b)	1,250	1,200	6,296	—	
前年度繰越等(c)	65,923	48,576	53,149	—	
合計(a+b+c)	182,514 <0>	177,930 <0>	200,939 <0>	158,922 <0>	
執行額(百万円)	110,273	104,651			
翌年度繰越額(百万円)	48,576	53,149			
不用額(百万円)	23,666	20,130			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	都市安全課 (課長 服部 卓也)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-----	--------	---------------------	----------	--------

業績指標 40

防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積

評 価

A

目標値：21,000ha（令和3年度）
 実績値：20,431ha（令和2年度）
 初期値：13,935ha（平成28年度）

（指標の定義）

都市防災総合推進事業および防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。

（目標設定の考え方・根拠）

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、防災上必要な市街地を改善するため、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施していく必要があることから、過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第183 回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第186 回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・ 第189 回国会 施政方針演説（平成27年2月12日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第190 回国会 施政方針演説（平成28年1月22日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第193 回国会 施政方針演説（平成29年1月20日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
- ・ 第196 回国会 施政方針演説（平成30年1月22日）「防災、減災に取り組み、国土強靱化を進める。」
- ・ 第198 回国会 施政方針演説（平成31年1月28日）「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第201 回国会 施政方針演説（令和2年1月20日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」
- ・ 第204 回国会 施政方針演説（令和3年1月18日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）（第4章5.）
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。
- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）（第2章）
大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。
- ・ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）（第3章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。
- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成28年3月18日）（第2 目標8）
密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等

により居住者の災害時の安全性の向上を図る。

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2016（第2章 2.（5）③防災・減災）

安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。

- ・ 国土強靱化基本計画の変更（平成30年12月14日）（第3章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）

密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日）（第1章）

「国土強靱化基本計画」に基づき、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」などの各分野について、取り組みのさらなる加速化・深化を図る。

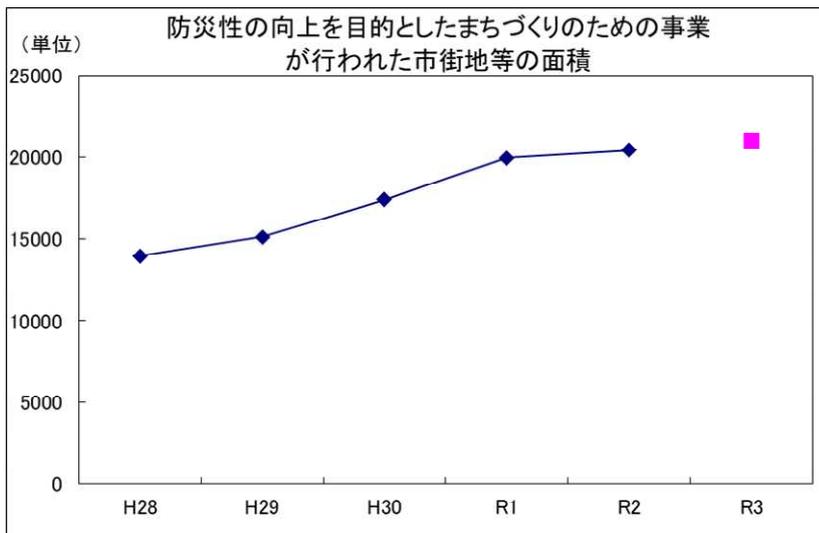
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
13,935ha	15,119ha	17,379ha	19,958ha	20,431ha	



主な事務事業等の概要

- ・ 都市防災総合推進事業の推進

密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を図る。

予算額：

防災・安全交付金 1兆1,002億円の内数（平成28年度）

防災・安全交付金 1兆1,057億円の内数（平成29年度）

防災・安全交付金 1兆1,117億円の内数（平成30年度）

防災・安全交付金 1兆3,173億円の内数（令和元年度）

防災・安全交付金 1兆 388億円の内数（令和2年度）

防災・安全交付金 1兆2,786億円の内数（令和3年度）

- ・ 防災公園街区整備事業の推進

都市再生機構が防災公園と周辺市街地の整備改善を一体的に行うことで防災性の向上を図る。

- ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）

防災街区整備推進機構に土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

防災性の低い市街地について、令和2年度末までに20,431haの防災性能の向上が図られ、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、順調である。

（事務事業等の実施状況）

平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」が創設されるとともに、平成24年度補正予算より「防災・安全交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹事業である都市防災総合推進事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業をより一層統合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図った。

令和2年度より、災害ハザードエリア内の避難地・避難路整備を支援するため、地区要件に災害の危険性が高い区域（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）を含む市街地を追加。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積は、相当程度の進展があったためAと評価した。
- ・ 今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、引き続き目標値を設定し、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施し、防災上危険な市街地の改善を推進していくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 服部 卓也）

都市局公園緑地・景観課（課長 五十嵐 康之）

業績指標 4 1

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評 価

A	目標値：約 8 9 % （令和 2 年度） 実績値：集計中 （令和 2 年度） 約 9 6 % （令和元年度） 初期値：約 7 6 % （平成 2 4 年度）
---	--

(指標の定義)

人口 2 0 万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を 1 都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。

(目標設定の考え方・根拠)

都市の防災機能の向上を図るため、長期的には 1 0 0 % を目指している。これまでの実績を踏まえ、令和 2 年度の目標値約 8 9 % を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)**【施政方針】**

- ・第 1 6 9 回国会 施政方針演説（平成 2 0 年 1 月 1 8 日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。
- ・第 1 8 3 回国会 施政方針演説（平成 2 5 年 2 月 2 8 日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

【閣議決定】

- ・国土強靱化基本計画（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）（第 3 章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都）
 密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

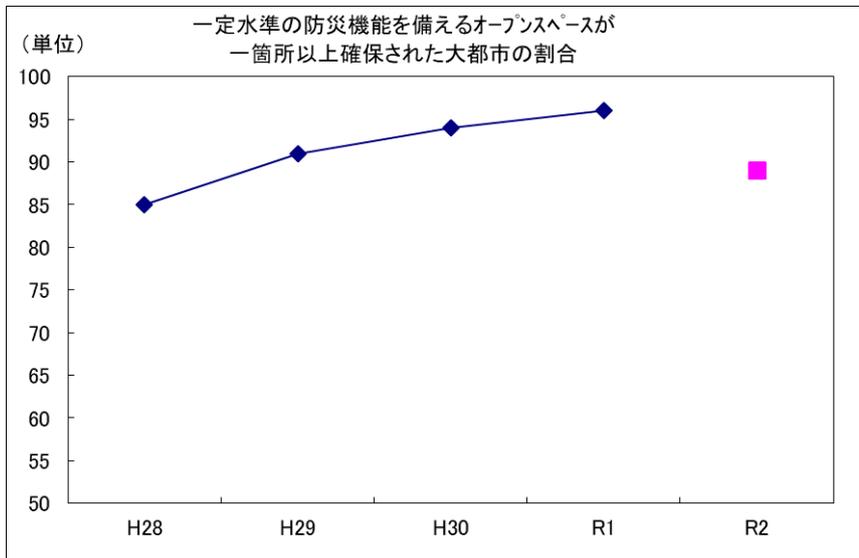
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
約 8 5 %	約 9 1 %	約 9 4 %	約 9 6 %	集計中	



主な事務事業等の概要

○防災公園の整備 (◎)

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：社会資本整備総合交付金 8,713 億円、防災・安全交付金 13,173 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 532 億円の内数（令和 1 年度国費）

社会資本整備総合交付金 8,885 億円、防災・安全交付金 11,117 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 670 億円の内数（平成 30 年度国費）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和元年度の実績値は 96% である。本業績指標は、平成 29 年度に目標を達成し、平成 30 年度、令和元年度もさらに伸びている。

(事務事業等の実施状況)

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は平成 29 年度に目標を達成し、令和元年度もさらに伸びていることから A 評価とした。
- ・近年の大規模災害の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。
- ・このため、新たな社会資本整備重点計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)では、新たな指標として、人口 5 万人以上の都市のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかの災害応急対策施設が整備された防災公園を有する都市の割合 (H30 年度 64%、R7 年度 75%) を設定した。今後、災害発生時の避難地等の機能確保のため、公園緑地の整備を進める。
- ・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：公園緑地・景観課 (課長 五十嵐 康之)

業績指標 4 2

下水道による都市浸水対策達成率*

評 価

B	目標値：約 6 2 % (令和 2 年度) 実績値：約 6 0 % (令和 2 年度) 初期値：約 5 6 % (平成 2 6 年度)
---	---

(指標の定義)

都市浸水対策を実施すべき区域のうち、5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積の割合。

分子：5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積

分母：市街地で過去に浸水被害が発生した地区など、都市浸水対策を実施すべき区域の面積

(目標設定の考え方・根拠)

地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定

(外部要因)

地元との調整状況

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・基本方針（平成 3 0 年 1 0 月 2 日）

近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

・防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）

大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

・国土強靱化基本計画（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

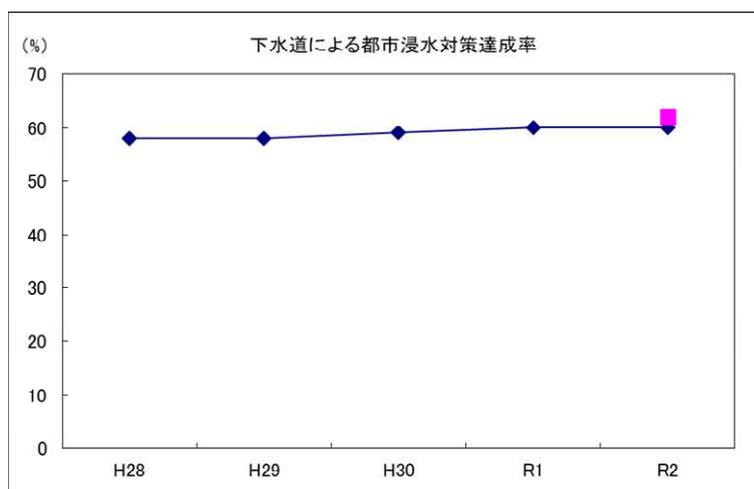
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 1 章、第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
約 5 8 %	約 5 8 %	約 5 9 %	約 6 0 %	約 6 0 %	



主な事務事業等の概要

○ 下水道による雨水対策施設の整備の推進 (◎)

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の水害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数 (令和2年度国費)

防災・安全交付金予算額 7, 847億円の内数 (令和2年度国費)

下水道事業関連予算額 297億円の内数 (令和2年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

○ 中小規模の都市における下水道浸水対策事業の推進

近年の集中豪雨等により、全国各地で大規模な内水被害が発生しており、特に中小規模の都市で整備の遅れによる浸水被害が顕在化していることから、令和元年度には、都市機能が集積した地区等の浸水対策を推進する「下水道浸水被害軽減総合事業」について、中小規模の都市の対策等を支援するため地区要件を緩和するとともに、移動式排水施設 (排水ポンプ車) の整備を支援メニューに追加し、総合的な浸水対策を強化した。

○ 下水道床上浸水対策事業および事業間連携下水道事業や大規模雨水処理施設整備事業の創設

平成30年7月豪雨をはじめとして、近年、全国の都市において内水被害が頻発し、浸水によって市民生活や地域経済へ甚大な影響が発生していることから、令和元年度には、浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区において早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施する「下水道床上浸水対策事業」を創設し、また、内水浸水による深刻な影響を回避するため下水道事業を河川事業と一体的かつ計画的・集中的に実施する「事業間連携下水道事業」を創設し、令和2年度には、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援するため、「大規模雨水処理施設整備事業」を創設し、総合的な浸水対策を強化した。

○ 雨水管理総合計画策定の促進

各下水道管理者において、浸水リスクを評価し、浸水対策の効果を最大限発揮するための計画策定を促進し、特に浸水リスクの高い地区において重点的に対策を推進。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・下水道による都市浸水対策達成率の令和2年度の実績値は約60%であり、目標値である約62%の達成困難であった。一方、政令市等においては、約71%と目標値を大きく上回る結果も得ており、比較的予算規模の大きい自治体における浸水対策の推進が目標達成に向けた課題である。予算や技術的な継続支援により、中小自治体における浸水対策の実施の促進を誘導していく取組が必要である。
- ・令和元年度に「下水道浸水被害軽減総合事業」を拡充するとともに、「下水道床上浸水対策事業」および「事業間連携下水道事業」、令和2年度に「大規模雨水処理施設整備事業」を創設し、一定期間内に集中的に対策を講じており、今後、実績値向上の効果が着実に発現することが見込まれる。さらに、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策 (平成30年12月14日閣議決定) により、効率的かつ迅速に対策を実施してきた。

(事務事業等の実施状況)

- ・令和元年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」を拡充し、中小規模の都市の対策等を支援するため地区要件を緩和するとともに、移動式排水施設 (排水ポンプ車) の整備を支援メニューに追加し、総合的な浸水対策を推進した。
- また、浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区において早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施する「下水道床上浸水対策事業」を創設するとともに、内水浸水による深刻な影響を回避するため下水道事業を河川事業と一体的かつ計画的・集中的に実施する「事業間連携下水道事業」を創設し、総合的な浸水対策を推進した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・下水道による都市浸水対策達成率の令和2年度の実績値は約60%であり、目標値である約62%の達成は困難であったことから、Bと評価した。
- ・今後、目標年度における目標達成に向け、下水道浸水被害軽減総合事業により、都市における下水道浸水対策を支援し取組を着実に推進するとともに、令和2年度に創設した大規模雨水処理施設整備事業により、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援し、計画的な整備や適切な機能確保を図る。また、防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策 (令和2年12月11日閣議決定) により、防災、減災国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図る。
- ・また、新たな社会資本整備重点計画 (令和3年5月28日閣議決定) では、継続指標として下水道による都市浸水対策達成率 (令和7年度までに約64%の都市浸水対策達成率を目標) を設定した。
- ・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官 (流域管理官 藤井 政人)

関係課：

業績指標 4 3
地震時等に著しく危険な密集市街地の面積*

評価	
B	目標値：おおむね解消（令和2年度） 実績値：2,219ha（令和2年度） 初期値：約4,450ha（100%）（平成28年度）

（指標の定義）

地震時等に著しく危険な密集市街地（※）の面積

（※）地震時等に著しく危険な密集市街地とは、従来の重点密集市街地の基準である不燃領域率（市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員6m以上の道路等の公共施設面積の割合）や住宅戸数密度等の延焼危険性の指標に加え、避難の困難さの指標である地区内閉塞度及び周辺地区の状況や地形条件等の地域特性も基準となり位置づけられる密集市街地のことをいい、各地方公共団体が位置づけを行う。

（目標設定の考え方・根拠）

本目標は、平成28年3月18日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）で位置付けられたものであり、令和2年度末までに「地震時等において著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することとしている。密集市街地の整備改善を図るため、道路、公園等の公共施設の整備や老朽建築物の除却・建替え等を促進しているが、これまでの事業進捗状況や今後の事業見込み等を踏まえ目標期限を設定している。

なお、令和2年度末で本目標を達成することができなかったことから、令和3年3月19日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）においても、引き続き、「地震時等において著しく危険な密集市街地」の解消に関する目標を設定したところである。

（外部要因）

目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第186回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・ 第189回国会 施政方針演説（平成27年2月12日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第190回国会 施政方針演説（平成28年1月22日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第193回国会 施政方針演説（平成29年1月20日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
- ・ 第196回国会 施政方針演説（平成30年1月22日）「防災・減災に取り組み、国土強靱化を進める。」
- ・ 第198回国会 施政方針演説（平成31年1月28日）「安全対策を行い、命を守る防災・減災に取り組みます。」
- ・ 第201回国会 施政方針演説（令和2年1月20日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」
- ・ 第204回国会 施政方針演説（令和3年1月18日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。」

【閣議決定】

- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）（第2目標1）

大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。

- ・ 日本再興戦略（平成25年6月14日）（第Ⅱ．3つのアクションプラン≫一．日本産業再興プラン≫5．立地競争力の更なる強化≫④都市の競争力の向上）

外国企業が我が国にアジアの拠点を置くインセンティブとなるよう、都市の多様性を確保し、老朽化した建築物

等を更新すること等により都市環境や生活環境の向上、良好な治安の確保、防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。

- ・ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）（第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）

密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。

- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成28年3月18日）（第2 目標8）

密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性の向上を図る

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2016（第2章 2.（5）②防災・減災）

安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。

- ・ 国土強靱化基本計画の変更（平成30年12月14日）（第3章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日）（第3章各項目の主な具体的措置）地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日）（第2章 重点的に取り組むべき対策 1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策）

地震時等に著しく危険な密集市街地対策

- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（令和3年3月19日閣議決定）（第2 目標2）

地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化。

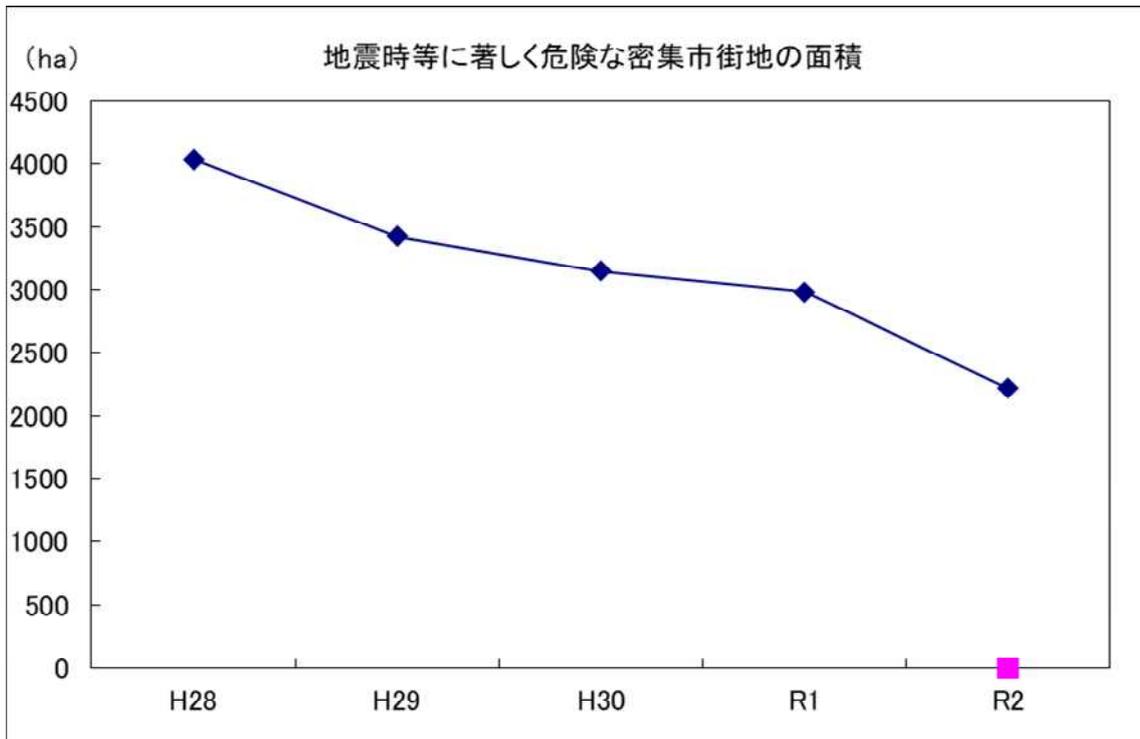
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」
- ・ 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

- ・ なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
4,039ha	3,422ha	3,149ha	2,982ha	2,219ha	



主な事務事業等の概要

- ・ 密集市街地の改善整備の促進のため、各種制度を実施している。(◎)
 予算額：防災・安全交付金 1兆1,057億円の内数(平成29年度)
 防災・安全交付金 1兆1,117億円の内数(平成30年度)
 防災・安全交付金 1兆3,173億円の内数(令和元年度)
 防災・安全交付金 1兆 388億円の内数(令和2年度)
 防災・安全交付金 1兆2,786億円の内数(令和3年度)
- ・ 住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を促進している。
- ・ 住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を促進している。
- ・ 密集市街地総合防災事業により密集市街地における総合的な環境整備を推進している。
 予算額：密集市街地総合防災事業 27億円(平成29年度)
 32億円(平成30年度)
 51億円(令和元年度)
 51億円(令和2年度)
 45億円(令和3年度)
- ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税・個人住民税)
 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
- ・ 防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置(固定資産税)
 防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。
- ・ 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等(所得税・法人税)
 防災再開発促進地区内の危険密集市街地の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合について、事業用資産の買換特例を措置。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、令和2年度末時点で2,219 ha と減少しており、目標年度に目標を達成しなかった。
- (事務事業等の実施状況)
- ・ 平成24年度補正予算において新たに防災・安全交付金を創設するとともに、住宅・建築物安全ストック形

成事業における密集市街地内の避難路沿道建築物の耐震改修等に係る補助率の拡充を実施。

- ・ 平成25年度補正予算において、密集市街地における延焼防止を目的として、道路沿いの建築物を不燃化する事業に対する補助制度の合理化を実施。
- ・ 平成26年度において、道路整備等と一体に沿道の建築物を耐火建築物等に建て替えることにより延焼遮断帯の形成を促進する延焼遮断帯形成事業の適用要件の見直し。
- ・ 平成27年度において、密集市街地における総合的な環境整備を推進する「密集市街地総合防災事業」を創設。
- ・ 平成28年度において、火災等に対する防災面での悪影響が懸念される空家や不良住宅の除却を助成対象に追加。
- ・ 平成30年度において、「個別建替え」の類型に「隣地取得型戸建住宅」を追加し、制度を拡充。
- ・ 平成30年度2次補正予算において、特に整備改善が必要な密集市街地の空き家等の除却等について補助率を上げ。
- ・ 令和2年度において、無接道敷地の解消に資する戸建て住宅の建替えを促進するため、建替え支援に関する敷地面積要件を緩和。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、令和2年度末時点で2,219haとおおむね解消に向け毎年度減少してきたが、権利者の高齢化や権利関係の輻輳、接道要件を満たしていない敷地の存在等により、整備が困難で時間を要する密集市街地が残存しており、目標年度における目標を達成しなかったことからBと評価した。
- 令和2年度政策レビュー評価書では「地震時等における最低限の安全性の確保に向けたハード対策に取り組みつつ、より地域防災力を高めるためのソフト対策を推進することが必要である」旨をとりまとめた。
- 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月閣議決定）では、新たな計画指標として「危険密集市街地の面積（令和12年度におおむね解消）」及び「地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率（令和7年度に100%）」を設定した。今後は同計画に基づき、道路、公園等の公共施設の整備や老朽建築物の除却、建替えなどのハード対策や、防災マップの作成や防災訓練の実施などのソフト対策を促進することにより、最低限の安全確保にとどまらない一層の安全性の確保を図る。
- また、これまでの制度拡充による充実した支援メニュー等を通じて、東京都等において密集市街地解消のための市街地整備の進捗が確実に見られることから、引き続きこれらの支援を推進していくこととする。
- 本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市安全課（課長 服部 卓也）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 岸田 里佳子）

関係課： 都市局都市計画課（課長 堤 洋介）
都市局市街地整備課（課長 菊池 雅彦）
都市局街路交通施設課（課長 荒川 辰雄）
都市局公園緑地・景観課（課長 五十嵐 康之）
都市局まちづくり推進課（課長 光安 達也）
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 田中 政幸）
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 門元 政治）
住宅局市街地建築課（課長 山下 英和）

業績指標 4 4

大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画（どの盛土造成地から安全性把握調査を行うかを定める計画）の作成率

評価

A	目標値：100%（令和4年度） 実績値：45%（令和2年度） 初期値：16%（令和元年9月時点）
---	--

（指標の定義）

地震時等に盛土全体の地すべりの変動により、甚大な被害を生じるおそれのある大規模盛土造成地について、どの盛土から安全性把握調査を行うかを定める計画の作成が完了した市区町村の割合

《分母》大規模盛土造成地が存在する全市区町村数（999市区町村）

《分子》地震時等に盛土全体の地すべりの変動により、甚大な被害を生じるおそれのある大規模盛土造成地について、どの盛土から安全性把握調査を行うかを定める計画の作成が完了した市区町村数

（目標設定の考え方・根拠）

重要インフラ緊急点検を踏まえた緊急対策において、令和元年度末に全国の大規模盛土造成地マップの公表が100%となったことにより事前対策に向けた新たな段階に入ったため、計画性を持って取り組む必要があり目標を設定（令和4年度100%）。

（外部要因）

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

- ・第201回国会 施政方針演説（令和2年1月20日）「防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。」
- ・第203回国会 施政方針演説（令和2年10月26日）「水害や地震などの自然災害が相次ぐ中で、防災・減災、国土強靱化は引き続き大きな課題です。省庁、自治体や官民の垣根を越えて、災害の状況を見ながら、国土強靱化に取り組み、災害に屈しない国土づくりを進めてまいります。」
- ・第204回国会 施政方針演説（令和3年1月18日）「防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。」

【閣議決定】

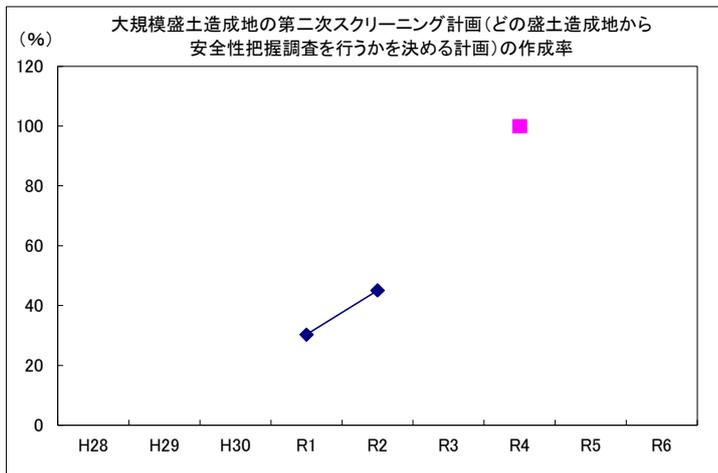
- ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月31日閣決）
国〔農林水産省、国土交通省〕、都県及び市町村は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、急傾斜地崩壊防止施設等の整備といった土砂災害対策や山地災害対策、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、宅地の耐震化を促進する。
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣決）
地すべりや崩壊（滑動崩落）により、甚大な被害を生じるおそれのある大規模盛土造成地の調査を進め、住民に対する情報提供を促進
- ・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣決）
大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、全国の大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。
- ・骨太の方針2019（令和元年6月21日閣決）
安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。
- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣決）
大規模盛土造成地等の耐震化に向けた対策

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
			30	45	



主な事務事業等の概要

- ・宅地耐震化推進事業の推進

大地震等による宅地被害を防止・軽減するため、甚大な被害を生じるおそれのある大規模盛土造成地において、変動予測調査等を行い、住民への情報提供等をはかる。調査を実施する地方公共団体等に対して調査に要する費用の一部を補助する。

防災・安全交付金予算額 853,984百万円の内数(令和3年度国費)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和元年度と令和2年度の実績値はそれぞれ30%と45%であり、令和4年度時点での目標値達成に向け毎年度実績値は上昇しているものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないことになる。

しかし、どの盛土から優先的に安全性把握調査を行うかを定める計画を作成するためには、その取り掛かりとして盛土の造成年代調査が必要であり、令和2年度末までに全国で造成年代調査を完了することを目標として地方公共団体に働きかけ、これを達成したところである。

また、令和3年4月に、目標年度における目標値の達成に向け計画的に第二次スクリーニング計画を作成するよう通知を出し、地方公共団体に働きかけているところであり、地方公共団体からも第二次スクリーニング計画の作成に必要な予算要求等が行われているところである。

これらを踏まえ、令和3年度、4年度において目標値の達成が可能であると判断し、Aと評価した。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成30年度補正予算で、大規模盛土造成地の変動予測調査等の国費率を調査に要する費用の1/3から1/2に嵩上げし、令和3年度から令和4年度まで国費率の嵩上げ期間を延長する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

どの盛土から優先的に安全性把握調査を行うかを定める計画を作成するためには、盛土の造成年代調査に加えて、現地調査が必要である。令和2年度に全国で造成年代調査が完了し、令和3年度以降に現地調査等を実施の上、第二次スクリーニング計画を作成することになる市区町村もあることから、令和3年度、4年度において目標値の達成が可能と判断し、Aと評価した。どの盛土から優先的に安全性把握調査を行うかを定める計画を作成するためには、盛土の造成年代調査に加えて、現地調査等を実施する必要があるため、事業主体となる地方公共団体における財政面の課題があった。調査に要する費用の一部を支援するため、大規模盛土造成地の変動予測調査等の国費率を令和4年度まで調査に要する費用の1/3から1/2まで嵩上げする措置を行っている。

また、令和2年度に引き続き、大規模盛土造成地の安全性把握に係る課題の解決に向けて、地方ブロックごとに意見交換会を行うとともに、特に大規模盛土造成地の数が多い市区町村に対し、個別の協議を行う等地方公共団体へ支援を行っている。

担当課等(担当課長名等)

担当課: 都市局都市安全課(課長 服部 卓也)

関係課:

業績指標 4 5

災害時における機能確保率* (①主要な管渠、②下水処理場)

評 価

① B
② B

目標値：①約 6 0 % (令和 2 年度)、②約 4 0 % (令和 2 年度)
実績値：①約 5 4 % (令和 2 年度)、②約 3 8 % (令和 2 年度)
初期値：①約 4 6 % (平成 2 6 年度)、②約 3 2 % (平成 2 6 年度)

(指標の定義)

《主要な管渠》地震対策上重要な管渠のうち、耐震化が行われている割合。

※主要な管渠・・・ポンプ場・処理場に直結する管渠、河川・起動等を横断する管渠、緊急輸送路下に埋設された管渠など

《下水処理場》下水処理場のうち「揚水」、「沈殿」及び「消毒」に係る施設の耐震化が行われている割合。

(目標設定の考え方・根拠)

《主要な管渠》地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業の実施予定、過去の整備状況を勘案し目標値を設定。

《下水処理場》地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。

(外部要因)

地元との調整状況

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・防災、減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策 (平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日)

第 3 章. I. (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

第 4 章. II. (3) 陸海空の交通ネットワーク

・国土強靱化基本計画 (平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日)

「ライフライン (電気、ガス、上下水道、通信) の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化を図るとともに、(以下、略)」

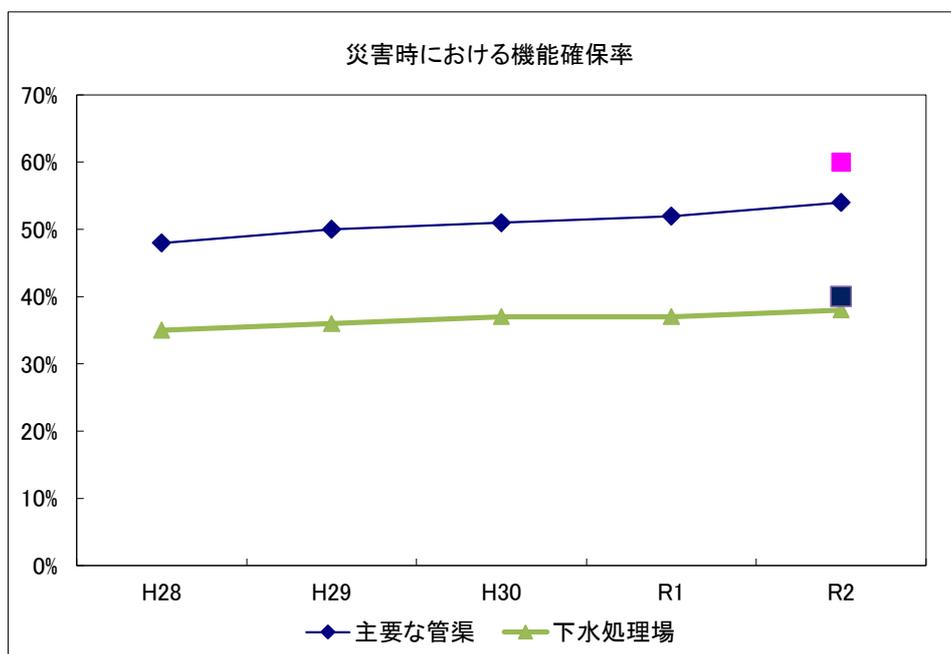
【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成 2 7 年 9 月 1 8 日) 「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
① 4 8 %	① 5 0 %	① 5 1 %	① 5 2 %	① 5 4 %	
② 3 5 %	② 3 6 %	② 3 7 %	② 3 7 %	② 3 8 %	



主な事務事業等の概要

○ 下水道施設の地震対策の推進 (◎)

災害時における下水道施設の機能確保に向けて、主要な管渠や下水処理場の耐震化をはじめとする下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数 (令和2年度国費)

防災・安全交付金予算額 7, 847億円の内数 (令和2年度国費)

下水道事業関連予算額 297億円の内数 (令和2年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①順調でない。

・主要な管渠の耐震化率については、令和2年度の実績値は約54% (46,167km/85,829km) であり、目標値である約60%には届かなかったが、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、国としても集中的に取り組んできたところである。

②順調でない。

・下水処理場の耐震化率については、令和2年度の実績値は約38% (814 箇所/2,128 箇所) であり、目標値である約40%には届かなかったが、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、国としても集中的に取り組んできたところである。

(事務事業等の実施状況)

・平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、平成29年度までの制度を、平成30年度から令和4年度まで5年間延伸した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・主要な管渠及び下水処理場の耐震化率については、目標値に届かなかったことから、いずれもBと評価した。
- ・目標値の達成が困難となったのは、地方公共団体における財源不足や、地中埋設物の関係者との調整等のため、事業着手に時間を要したことが要因である。
- ・ただし、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策後も、防災、減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策 (令和2年12月11日閣議決定、以下「5カ年加速化対策」という。) により、集中的に取り組むところであり、引き続き一層の支援を行っていく。
- ・さらに、下水道総合地震対策事業の拡充等による「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、近年の自然災害における課題等を踏まえた下水道事業における事業継続計画 (BCP) の見直しを推進していく。
- ・また、第5次社会資本整備重点計画 (令和3年5月28日閣議決定) では、直近の状況等を踏まえ、災害時における主要な管渠及び下水処理場の機能確保率 (目標年度: 令和7年度、目標値: 主要な管渠約60%、下水処理場約42%) を設定し、今後も引き続き、社会資本整備総合交付金等により地方公共団体に対して支援を行い、下水道施設の耐震化促進に向けて取り組んでいく。
- ・本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課: 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 (課長 松原 誠)

関係課:

業績指標 4 6

最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合

評 価	
B	目標値：100%（令和2年度） 実績値：35%（令和2年度） 初期値：－（平成26年度）

（指標の定義）

水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区数のうち、最大クラスの内水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区数の割合

（目標設定の考え方・根拠）

水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区について、最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表を推進するとともに、それを住民の防災意識向上に繋がる訓練に活用することが重要であるため、100%を目標として設定。

（外部要因）

地元との調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・基本方針（平成30年10月2日）
近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。
- ・防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日）
避難行動に必要な情報等の確保

- ・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

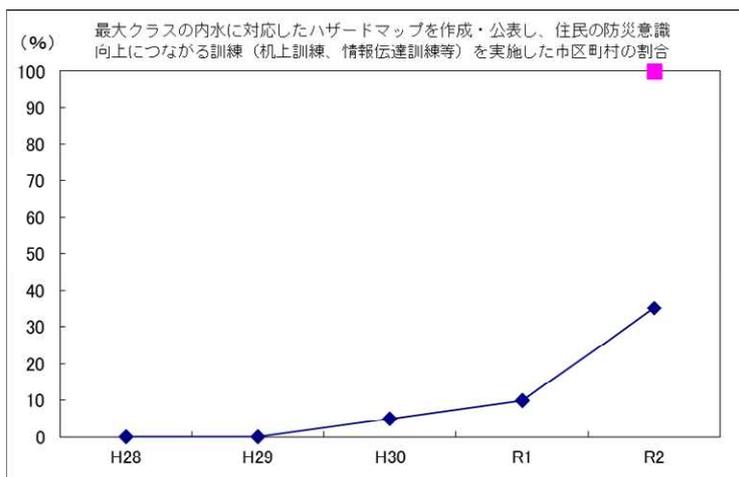
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章、第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	
0%	0%	5%	10%	35%	



主な事務事業等の概要

○ 下水道による浸水被害の軽減対策 (◎)

下水道による浸水被害の軽減対策を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 7, 277億円の内数 (令和2年度国費)

防災・安全交付金予算額 7, 847億円の内数 (令和2年度国費)

下水道事業関連予算額 297億円の内数 (令和2年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

令和2年度の実績値は35% (20団体中7団体) であり、目標値である100%には届いていない。しかしながら、平成27年7月の水防法改正を受けて、平成28年度に公表した水害ハザードマップ作成の手引きや活用に関する事例集等をもとに地方公共団体において最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表に向けた検討が進められ、さらに、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、ハザードマップの基となる浸水想定区域図の作成は概ね完了している。

(事務事業等の実施状況)

- 平成28年度には、市町村がより避難行動に直結した利用者目線に立ったハザードマップを作成するため、「早期の立退き避難が必要な区域」を検討し明記すること等を盛り込んだ「水害ハザードマップ作成の手引き」を改訂した。
- また、同平成28年度には、従来の既往最大降雨等に対する浸水想定区域図の作成に加えて、想定し得る最大規模の外力に対する浸水想定区域図を作成するための浸水想定手法等を盛り込んだ「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」を公表した。
- 想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ策定が求められる都市から構成される担当者会議を毎年開催し、その会議を通じて技術的助言・情報共有を行ってきた。
- 全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策として想定最大規模の内水ハザードマップ等の作成(約20地方公共団体)に関する予算支援を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和2年度の実績値は35%であり、目標値である100%には届いていないことから、Bと評価した。

最大クラスの内水に対応したハザードマップの策定について、地方公共団体のノウハウ不足や財政面の課題があったが、平成28年度に公表した水害ハザードマップ作成の手引き等をもとに地方公共団体において作成・公表に向けた検討が進められ、ハザードマップの基となる浸水想定区域図の作成は概ね完了しているため、今後も引き続き技術的支援等を行い、最大クラスの内水に対応したハザードマップの公表を促進する。

また、第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として「最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数」(令和7年度までに約800団体を目標)を設定し、これまで対象としていた団体以外にも対象を広げ、最大クラスの内水に対応したハザードマップが作成、公表されるよう、まずはハザードマップの基となる浸水想定区域図の作成促進に関する施策の強化を図る予定。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 藤井 政人)

関係課：

業績指標 4.7

①住宅*・②建築物*の耐震化率

評価	
① B	目標値：約95%（令和2年） ※令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 実績値：約87%（平成30年） 初期値：約82%（平成25年）
② B	目標値：約95%（令和2年） ※令和7年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消 実績値：約89%（平成30年） 初期値：約85%（平成25年）

（指標の定義）

- ① 住宅の耐震化率
住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの（※）の戸数（いずれも居住世帯のある住宅の戸数）の割合
- ② 建築物の耐震化率
多数の者が利用する建築物の総棟数のうち、耐震性を有するもの（※）の棟数の割合
※新耐震基準（昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準）で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。

（目標設定の考え方・根拠）

- ① 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。
- ② 統計データ等から推計される多数の者が利用する建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。

（外部要因）

- ・目的達成には、住宅・建築物の耐震改修・古い住宅・建築物の建替えのペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

（他の関係主体）

地方公共団体等

（重要政策）

【施政方針】

- ・第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・第186回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱（きょうじん）化を進めます。」

【閣議決定】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、平成25年11月改正施行。以下「耐震改修促進法」という。）
- ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号、平成26年12月改正施行。以下「マンション建替円滑化法」という。）
- ・平成27年3月31日に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。
- ・平成28年3月18日に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」において、令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとされている。

【閣決（重点）】

- ・平成27年9月18日に閣議決定された「社会資本整備重点計画」において、令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。

【その他】

- ・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号、平成31年1月改正施行。）において、令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とし、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消とする目標が掲げられている。
- ・平成26年3月28日に中央防災会議で策定された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、令和2年までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。
- ・令和2年6月18日に国土強靱化推進本部で策定された「国土強靱化アクションプラン2020」において、令和2年までに多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とし、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消とする目標が掲げられ

- ・②建築物の耐震化については、平成25年から平成30年の5年間で4ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（令和2年）においては目標値を下回る結果となる見込みである。耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

（事務事業等の実施状況）

①・②共通

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
- ・平成25年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設している。
- ・平成24年度に実施した政策アセスメント（平成25年度予算概算要求（入れ替え））である「建築物の耐震化の緊急促進事業の創設」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を検証しているところ、住宅・建築物ともに平成27年度に耐震化率90%の目標値に対し、平成30年の実績値が住宅は約87%、建築物は約89%にとどまっており、着実に進捗しているものの順調であったとは評価できない。

①住宅の耐震化

- ・従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、平成30年度予算において、耐震化に向けた積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり100万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。
- ・平成25年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税減額の特例措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。また、令和2年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額措置を令和3年度末まで延長している。
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行っている。
- ・平成26年12月に改正したマンション建替円滑化法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成26年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成26年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。
- ・令和2年に改正したマンション建替円滑化法により、耐震性不足のマンションを含む団地型マンションについて、多数決による敷地分割を可能とする敷地分割事業を創設（公布から2年以内施行）し、令和2年度及び令和3年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の控除又は非課税化）を創設している。

②建築物の耐震化

- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置（2年間1/2減額）を講じている。（令和2年度税制改正において、固定資産税の減額措置を令和5年3月まで延長。）

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・①住宅の耐震化については、平成25年から平成30年の5年間で5ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（令和2年）においては目標値を下回る結果となる見込みであることからBと評価した。その要因として、特に戸建て住宅に居住する高齢者世帯において、耐震改修等に要する費用が負担に感じられることや、耐震化の必要性を感じないなどの危機意識の欠如により耐震化が進まなかったことが考えられる。
- ・令和2年度政策レビュー評価書では「大規模地震発生時の人命や財産への被害軽減を図るため、住宅の耐震化を促進することにより、令和12年までに耐震性が不十分な住宅ストックを概ね解消することを目指す」旨とりまとめた。
- ・住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）では、目標を継続延長し、「令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」との新たな目標を設定した。
- ・今後は、同計画を踏まえ、耐震改修促進法やマンション建替円滑化法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実や積極的な普及啓発等）により、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。
- ・本業績指標についても、同計画を踏まえ見直しを検討する。
- ・②建築物の耐震化については、平成25年から平成30年の5年間で4ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（令和2年）においては目標値を下回る結果となる見込みであることからBと評価した。その要因として、例えば医療施設では耐震化に伴う医療機器の再設置に高額な費用がかかることや、商業施設では営業を継続しながらの耐震改修が困難であるなどの理由により耐震化が進まなかったことが考えられる。
- ・今後については、学校や病院等の特定の建築物を所管する省庁において、個別に耐震化率の目標の設定が進んでいることを踏まえ、耐震化率のフォローアップ対象を耐震診断義務付け対象建築物に絞ることとし、耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により令和7年の目標（耐震診断義務付け対象建築物について設定）の達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

具体的には、

- ・地方ブロックごとの地方公共団体との会議を通じ、耐震改修促進法の円滑な運用を図る。
- ・耐震診断・耐震改修の促進を図るためには、地方公共団体の補助制度による支援が重要である。特に、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に際し、所有者の負担を軽減するためには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が必要であり、地方公共団体に対し引き続き補助制度の整備・充実を要請していく。
- ・以上を踏まえ、本業績指標について今後見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 深井 敦夫）

関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 岸田 里佳子）

住宅局住宅生産課（課長 宿本 尚吾）

住宅局総務課住宅金融室（室長 松野 秀生）

住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官（マンション・賃貸住宅担当） 矢吹 周平）

業績指標 4 8

防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合

評 価

B	目標値：100%（令和2年度） 実績値：84.0%（令和2年度） 初期値：3.0%（平成26年度）
---	---

(指標の定義)

安全点検や周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定が行われ、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等に着手された地下街の割合。

<分母>全国の地下街の数

<分子>防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の数

(目標設定の考え方・根拠)

地下街は全国の拠点駅等に存在し利用者も多数に上っており、大規模地震の際には、利用者等が混乱状態となることが懸念される。また、天井等の老朽化が進んでいるほか、駅等からの避難者の流入も想定され、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための安全対策を講じていくことが必要であることから、令和2年度までに防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合を100%にすることを旨とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体、民間事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）（第3章国土強靱化の推進方針 2施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）

「超高層建築物等について、東日本大震災の教訓を踏まえ、長周期地震動に対する安全対策を進めるとともに、地下空間等についてハード・ソフト両面からの防災対策を推進する。」

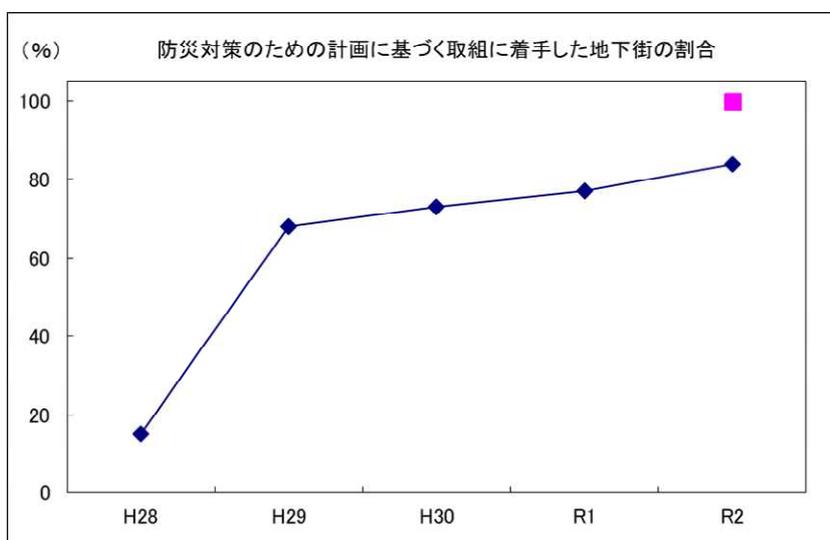
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H28	H29	H30	R1	R2	
15.0%	68.0%	73.0%	77.0%	84.0%	



主な事務事業等の概要

○地下街防災推進事業

利用者が多く公共性の高い地下街において、地震や浸水発生時における安全性向上を図るため、地下街管理会社等が実施する天井板等の地下街設備の安全点検、地下街防災推進計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の整備を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

達成しなかった。

■具体的な実績

H26:2箇所 ⇒ H27:2箇所 ⇒ H28:8箇所 ⇒ H29:42箇所 ⇒ H30:4箇所 ⇒ R1:3箇所 ⇒ R2:5箇所

全国の地下街79箇所を対象にR2年度に100%とすることを目標値として設定していたが、今後の周辺開発と合わせて対策を実施予定である箇所や、地下街のテナントや協調補助を行う自治体との協議が難航した箇所があったため、目標を達成しなかった。

(事務事業等の実施状況)

地震や浸水発生時における安全性向上を図るため、地下街管理会社等が実施する天井板等の地下街設備の安全点検、地下街防災推進計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の整備を支援している。H26には3%だった実績値がR2には84%までの進展を見ることができ、一定の成果を得た。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度における目標を達成していないためBと評価した。その要因として、今後の周辺開発と合わせて対策を実施予定である箇所や、地下街のテナントや協調補助を行う自治体との協議が難航した箇所があったこと等が挙げられる。

一方、防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合は84%となり、一定の成果が得られており、今後は更に計画に基づく取組を推進していく必要がある。

このため、第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)では、新たな指標として「地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合」と見直しを行い、その目標値を80%と設定した。

今後、各地下街の基礎情報や課題等をまとめ、計画策定に向けて活用が可能な国・自治体・地下街管理会社間の情報共有ツール等を充実させるとともに、地下街管理会社や自治体の危機意識の醸成を図る。また、制度を活用しやすくするため、簡易かつ安価な工法の紹介など、取組事例集の充実を図るなど施策の強化を図る。

本業績指標についても、今後、同計画を踏まえ見直しを検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局街路交通施設課(課長 荒川 辰雄)

関係課：